

第 2 部
各産業の現状・建議

第 2 部
各产业的现状及建议

第1章 農林水産業・食品

2009年に食品安全法及び食品安全法实施条例が施行されたのをはじめ200を超える安全基準が制定され、輸入食品の安全に関する制度も制定された。さらに2013年には食品安全法をさらに厳格にした修正案も提示されている。しかしこうした動きに関わらず、現実の中国製食品に対する消費者の信頼はいまだに低い。法律遵守はもちろんのこと消費者の信頼獲得に向け中国食品業界の抱える課題はなお多いのが現状である。

2013年の動向及び回顧

2011年に制定された「包装済み食品ラベル通則」が2012年4月20日に施行され、「包装済み食品栄養ラベル通則」が2013年1月1日に施行された。しかし、法律を守るために非常に細かい文字で法律要求事項を記載し、その結果食品ラベルを読むことが困難になるなど、現実離れした施策となっている。実際、商品よりもラベルの方が大きいという不恰好な商品も存在した。

他に2012年度には食品輸入に関する規制制度の整備が進み、2012年3月1日には、「輸出入食品安全管理方法」が、同5月1日には「輸入食品国外生産企業登録管理規定」が施行された。これらに基づき、「輸入食品輸出入業者届出管理規定」「食品輸入記録・販売記録管理規定」「輸入食品輸出入業者届出管理システムの立上げに関する公告」が何れも同10月1日から施行されている。これらの法律により、中国への食品輸入に係る企業に対し、国家質量監督検疫総局への届出を義務付ける制度が開始されたことになる。諸外国における輸出企業とその代理企業は、インターネット経由で届出を行うことが必要となった。更に中国における受取人は、書面申請も加えて必要である上に、食品の輸入記録および販売記録も義務付けられることとなった。

また、今後の法改正の動向として食品安全法の改正案が2013年10月に掲示され、意見募集がなされた。しかし改定案の中には実現が難しい要件も含まれており、今後策定する際にはパブリックコメントを十分に考慮頂くよう、強く望むところである。

一方、本年は許認可関連業務で企業標準やQSの管轄部署が変更された。北京市の場合企業標準は区の品質技術監督局から市の衛生局下屬衛生監督署に、QSは市の品質技術監督局から市の食品藥品監督管理局に、それぞれ変更になった。管轄変更直後の数カ月間は全ての申請に対し許認可がおりないといった不具合が発生したが、時間の経過と共に改善されつつある。

2011年3月11日の東日本大震災、福島第一原子力発電所の事故から3年が経過したが、一部の食品で規制緩和の動きがあるものの、依然として輸入規制を受けており、これは他国の対応と比較しても非常に厳しいものである。一刻も早く、規制が解除され、震災からの復興に中国でビジネスを展開する日系食品関係企業も貢献できる日を望んでいる。

在中国日系企業が直面している問題点 および中国政府への改善要望

生産許可関係

一言で食品と言ってもその分野は多岐に渡り、一部の食品について中国政府の関係機関が詳細まで把握できておらず、既存の食品分類にない新分野への対応ができていないという問題がある。例えばQS認証カテゴリーでは以前から中国従来食品を定義したものが多く、「弁当」「サラダ」といったものがカテゴリーとして記載されていない。食品分類には「その他食品」という分類があるが、標準類が設定されていないため、新分野の食品の許可認定手続きがなかなか進まない、あるいはQS取得における審査対象としても認められないといったケースが目立つ。また標準策定や許認可手続きに関するスケジュールが示されることも少なく、新規分野への参入が計画し辛く、市場への価値提供が遅れるケースがある。規制の改定を行い、中国全土でのQS審査基準を共通化し、スムーズな対応が実現されることを望む。

また台湾からの濃縮果汁の樹脂製容器の可塑剤溶出が問題になった際、新たな標準値が設定されたが、その値が中国内の分析技術に則さない値だった

ため、問題の有無を証明する方法がなかったという事態も発生した。分析技術については公的試験・検査機関における試験・検査結果が企業の分析結果と乖離した結果が示される場合もあり、信頼性の不足を指摘する声もある。世界的には分析技術の向上により、極微量成分の分析や一斉分析ができるようになっており、それに応じた技術レベル向上が望まれる。また、許認可申請の過程において、当該食品とは関連性がないと思われる資料を要求され、許認可を得るまでに時間がかかる場合も発生しており、同じく解決に向けた政府機関の技術レベル向上が不可欠と思われる。

他には食品の生産許可証の許認可について、地域により運用が異なり、中国内の複数の地域で事業を展開する日系企業が混乱するケースがある。例えば、同一企業が既に許認可を受けた製品を他省で生産するため許認可申請をしたところ、これまでの実績が全く勘案されず、見解の違いにより許認可を得るまでに非常に長い期間を要したケースがあった。また一部の食品に関しては管轄が衛生局なのか、質量技術監督局なのか、地域により見解が異なる事態が起きている。工商局による食品販売店舗への指導と衛生局・質量技術監督局の食品メーカーに対する見解が一致せずに申請が滞っているケースもあり、地域間の不一致だけでなく、各局間の見解不一致も問題となっている。

一方で模倣品業者への取り締まりに関しては、各地政府の協力により摘発されるケースも増えてきた。しかし模倣品業者の撲滅には至っておらず、市場には未だに模倣品が散見される。一度摘発されたにも関わらず、場所を変えて再び犯罪行為に及ぶ者もいる。各地の政府機関で情報共有して、同一模倣犯の防止への取り組みをお願いしたい。特に著名な商標に対しては、登録申請時に照合し却下するなどの対策が望まれる。

食品輸出入関係

食品輸入に関して、通関業務の運用が地域によって異なり、国内の複数地域で事業を展開する日系企業が混乱するケースが起きている。例えば、通関時に適用される標準が地域で異なり、企業側の判断を困難にしている場合がある。通関後、衛生証書発行までの手続きについても通関によって異なり、震災後の輸入規制についても地域で輸入可能品に差異が生じている。運用の統一が輸入手続きの円滑化につながると考える。

また、食品・食品添加物の輸入から衛生証書発行までに時間がかかり過ぎるという問題もある。通関

する場所によっても違うが、ある場所では中国到着後約10日間で通関が終わり、その後サンプルの検査が開始され、その検査に約2週間を要する。すなわち保税倉庫から納入場所に現物が届くのには中国到着後約1カ月もかかっている。また通関後、納入場所に現物が届いた後にサンプル検査を行い、その後衛生証書が届くのには約1カ月以上かかる。同じ品目を複数回輸入しても、同様の手順を踏むので日数が短縮されることはない。後者の場合では、中国に到着して衛生証書が発行されるまでに通常で50日、長い場合では60日もかかっている。衛生証書がないと流通できないため、賞味期限など使用期限が短いものは廃棄せざるを得ないケースが発生し、企業の収益を悪化させる一因となっている。

東日本大震災後の食品輸入規制の経緯については先述したとおりであるが、食品輸入上問題となっている事項を明確化すること、安全証明の必要書類に対し統一見解を出していただくなど、早期撤廃に向けて動き出すことを要望したい。

中国から食品を輸出する際に、必要以上と思われるサンプルの提出が求められることがあり、検査項目や検査ロットの重複をなくすといった効率的な運用をお願いしたい。

また、香港などからの密輸食品が依然存在していることも、継続した問題である。密輸貨物は税金を逃れているため価格が安く、正規商品ではありえないような価格設定がなされている。特に前述の東日本大震災に起因して、日本産の食品に厳しい輸入制限を課す以上は、その反対である規制の緩い地域からの密輸については、厳しく取り締まるべきであると考え。

食品物流関係

中国内の小売業は、コンビニエンスストアをはじめとする量販チェーンが増えており、かつ、それらの店舗が多くのチルド商品を扱うようになってきている。チルド商品を扱う物流業者は中国内に増えてきているが、北京・上海などの大都市に比べ、地方都市などへのチルド網は確立されているとはいえない。また管理がずさんな業者も少なくなく、チルドの温度帯を保持できていない場合が散見される。高額なチルド車の経費が物流業者の負担になっているようであるが、チルド商品を確実に管理できる物流業者が更に増えることで、安心安全な配送が可能となり、中国国民の食生活が豊かになっていくことを希望したい。

＜建議＞

＜生産許可関係＞

- ①新しい業務分野の標準策定や企業標準の更新など、敏速な策定ができるよう政府内の体制を整えていただきたい。
- ②食品分野の許認可申請において、測定技術の現状を踏まえずに標準が設定されていることや、当該標準とは直接関連のない資料が要求されることがある。また、公的試験・検査機関のテスト結果が検証できない状況も散見される。測定の技術と透明性を向上し、手続きの効率化につなげていただきたい。
- ③食品における生産許可証の許認可につき、地域による不統一な運用を改善いただき、公平かつ効率的なものにしていきたい。
- ④模倣品の取り締まりは強化されているが、今も多数の模倣品業者があり、連携して取り締まりを強化していただきたい。更に商標の冒用に対しては、著名な商標に対しては登録申請時に却下するなどの対策をお願いしたい。

＜食品輸出入関係＞

- ⑤食品の輸入手続きに関し、地域による不統一な運用を改善いただき、公平かつ効率的なものにしていきたい。
- ⑥食品および食品添加物の輸入から衛生証書発行までに時間がかかり、使用期限が短いものは廃棄せざるをえなくなる。手続きの迅速化による発行日数短縮を要望したい。
- ⑦輸出食品の検査に関して、検査項目や検査ロットの重複をなくすなど効率的な運用ができるようにしていきたい。
- ⑧東日本大震災後の日本産食品の輸入規制縮小を要望する。震災直後に設定された厳しい規制が続くことで、輸入・加工・飲食・流通などの企業から中国の消費者に至るまで、多大な影響を被っている。既に震災から3年が経過し、諸外国の規制も縮小されていることから、合理的な範囲まで規制を縮小すべき。また地域または時期によってのCIQの取締りに差が生じないことを要望したい。

- ⑨香港等からの密輸食品の取締りを強化すべきである。密輸貨物は税金を逃れているため価格が安く、正規商品を駆逐している。特に東日本大震災に起因して日本産食品に厳しい輸入制限を課す以上、規制が緩い地域からの密輸は厳に取り締まるべきであると考える。

＜食品物流関係＞

- ⑩道路貨物輸送に関して、チルド網の早期構築のため、政府の支援をお願いしたい。
- ⑪小売業の巨大化とともにその形態・取扱品目が変化し、管轄当局が錯綜する事例が発生している（物販を担当する工商部門と飲食を担当する衛生部門など）。部門間の調整がスムーズに行くように配慮頂きたい。

＜その他＞

- ⑫食品安全法の改正案が既に提示されているが、改正案がそのまま施行されると企業活動に極めて大きな影響が出るため、策定の際にはパブリックコメントの内容を十分に考慮して頂きたい。

第2章 鉱業・エネルギー

1. 石炭

中国の一次エネルギー消費構成に占める石炭の比率は66.6%（2012年）と日本（26.0%、2012年）などの主要各国と比べて非常に高く、石炭は同国の重要なエネルギー源であると言える。一方、中国政府は、従来からの省エネ・環境目標の達成に加え、昨今、特に深刻な大気汚染問題を踏まえ、昨年1月、一次エネルギー消費総量の抑制に向けた政策を取り決め、「2015年までに中国の一次エネルギー消費量を標準炭換算で約40億トン程度に抑制する」という国家目標を設定した。更に昨年10月には「大気污染防治行動計画」を發布し、北京・天津・河北、長江デルタ、珠江デルタにおける石炭消費総量を削減する等の施策を進めている。

このような状況下、エネルギー消費に占める石炭の比率は今後減少していくと予想される。しかしながら、旺盛な経済成長によりエネルギー消費総量そのものが増加しているため、石炭需要量自体は引き続き増加していく見込みである。

またここ数年、中国国内の需要増加に伴い、同国の石炭輸出量は次第に減少する一方、石炭輸入量が急激に増加しており、2009年には石炭純輸出国から純輸入国に転じた。2011年以降は世界最大の石炭輸入国となり、2013年には約2.7億トン（除く褐炭）と過去最多数量を輸入している。こうした中国の需給構造の変化は、世界の石炭需給にも大きな影響を与えている。

このような需給環境のなか、1974年から30年余にわたり「互恵平等の精神に基づいた安定取引の維持発展」という日中長期貿易取り決めの合意内容に従い継続されてきた石炭輸出に対しては「関税の賦課」や「輸出数量枠の削減」等、日中長期貿易取り決めの合意内容と矛盾する貿易障壁が存在している。

日系関係企業としては、日中石炭貿易において発展的な安定取引が継続できるよう、輸出関税の適用除外或いは軽減など貿易障壁の是正を強く要望していきたい。

中国における石炭の位置付け

2012年における中国の一次エネルギー消費構成に占める石炭の比率は66.6%。1995年の74.6%と比較すると8.0%低下しているものの、2012年における日本の比率である26.0%（出所：BP Statistical Review of World Energy June 2013）と比較すると、非常に高い率である。

一方で中国政府は第12次5カ年計画（十二五規画）の中で、2015年時点における一次エネルギーに占める石炭の比率を62%まで引き下げる意向を示し、また、一次エネルギー消費量自体を2015年までに標準炭換算で年間約40億トンに抑える目標を設定している（参考：2012年の消費量は標準炭換算で36.2億トン）。

更に昨今、大気汚染防止目的の石炭関連政策も特に多く打ち出されている。2013年10月、国務院が「大気污染防治行動計画」を發布。当該の計画には、北京・天津・河北、長江デルタ、珠江デルタの3地区における石炭消費量を削減し、同地域においては新規石炭火力発電所の建設も認可しない、等の施策が盛り込まれている。経済発展が進み、人口も過密で、かつ大気汚染の深刻な沿岸部における石炭消費総量の抑制は引き続き進められていく見込みである。

一方で、中国全体でみると、経済成長に伴いエネルギー消費量自体は増加していくため、自国にて豊富な埋蔵量を有する石炭の役割は依然として大きい。したがって、全国レベルでの石炭の需要量は当面は堅調に増加する見込みである。

表1：一次エネルギー消費構成推移

暦年	GDP 成長率 推移%	総量 (※) 億トン	石炭 %	石油 %	天然ガス %	その他 %
1995	9.3	13.1	74.6	17.5	1.8	6.1
2000	8.6	14.6	69.2	22.2	2.2	6.4
2005	10.4	23.6	70.8	19.8	2.6	6.8
2006	11.6	25.9	71.1	19.3	2.9	6.7
2007	13.0	28.1	71.1	18.8	3.3	6.8
2008	9.6	29.1	70.3	18.3	3.7	7.7
2009	9.2	30.7	70.4	17.9	3.9	7.8
2010	10.4	32.5	68.0	19.0	4.4	8.6
2011	9.3	34.8	68.4	18.6	5.0	8.0
2012	7.7	36.2	66.6	18.8	5.2	9.4

出所：中国統計局 ※中国標準炭換算

中国の石炭需給推移

表2：石炭需給推移

(単位：百万トン)

暦年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年
生産	2,788	2,973	3,235	3,520	3,650	3,680
需要	2,617	3,064	3,386	3,687	3,875	3,940
輸出	45	22	19	15	9	7
輸入	40	126	165	182	234	267

※需要：生産＋輸入－輸出の計算値 ※輸入：褐炭は含まず
出所：中国統計局、中国煤炭資源網

石炭需要/生産

2013年の中国の石炭生産量は36.8億トン（前年比0.3億トン増）と言われており、世界最大の生産国である。需要は、石炭使用主要産業である電力（火力）・鉄鋼・セメントの発電量及び生産量の増加（それぞれ前年比7.5%増・7.6%増・9.3%増）に伴い、年々伸び続けている。

「十二五規画」によると、2015年の石炭の生産能力は41億トン、生産量は39億トンと目標設定されている。また、需給の安定化に向けて、○業界の再編・統合の推進、○大型企業の育成、○大型炭鉱の建設、○大型石炭基地の建設、○石炭エコ技術の開発、○資源の高効率利用、○炭層ガス事業の産業化、○石炭備蓄システムの確立などを進める基本方針を掲げている。特に業界の再編・統合については、年産能力1億トン超クラスの企業10社、5,000万トン超クラスの企業10社を育成し、上位20社合計で国内生産能力の60%以上を賄うとしている。また、国内石炭企業総数は4,000社以下に再編・統合し、各社の生産能力を平均100万トン超に引き上げる方向性を示している。

石炭輸出

中国の石炭輸出は輸出権を有する中国中煤能源集团公司・神華集团有限责任公司・山西煤炭进出口集团有限公司・中国五鉱集团公司の4社が行っている。

2003年には1億トンに達した石炭輸出量は、それ以降、中国国内の石炭需要増加に伴い減少傾向。2013年の輸出量は731万トンにまで落ち込んだ。

また、過去には輸出時に増値税の還付が行われていたが、2006年9月に増値税還付は廃止され、逆に同年11月に原料炭、2008年8月にその他石炭（一般炭・無煙炭）に対して輸出関税が賦課されることとなった。現在の輸出税率は10%。2013年後半には、中国国内石炭市況の落ち込みを受けて、輸出関税が撤廃ないし軽減されるとの憶測も飛び交ったが、最

終的には2014年も10%の税率が維持されることが決定されている。

輸出数量に関しては、商務部が発給する石炭輸出許可証で輸出数量枠が設定されているが、当該発給数量も年々減少している。しかしながらここ数年、発給数量の減少以上に輸出数量が減少しているため、数量枠が輸出手続き時に不足するという事態は発生していない。

表3：輸出許可書発給数量推移

(単位：万トン)

	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年
発給数量	5,300	5,100	4,535	3,800	3,600	1,700	1,672

出所：商務部

2014年以降の石炭輸出も引き続き低位で推移するものと見込まれる。しかし、2014年初頭時点、中国国内では、鈍化する石炭需要量の増加ペースに対して供給能力が過剰な状態にある。今後、過剰な供給が国内市況の下落を引き起こし、輸出環境が整う局面が瞬間的に生じる可能性も否定は出来ない。

石炭輸入

中国の輸入量は2009年に急増。それ以降も着実に増加し、2013年の輸入量は2億3,430万トン（褐炭含まず）となり、世界最大の石炭輸入国である。

表4：中国の国別石炭（褐炭含まず）輸入量推移

(単位：百万トン)

	豪州	インドネシア	ベトナム	モンゴル	ロシア	北朝鮮	他	合計
2007	4.5	14.1	24.6	3.2	0.3	3.7	0.6	51.0
2008	3.5	11.6	16.9	4.0	0.8	2.5	1.5	40.8
2009	44.6	30.5	24.1	6.0	11.8	3.0	5.8	125.8
2010	37.0	55.0	18.0	16.6	11.6	4.6	22.0	164.8
2011	32.6	64.7	22.1	20.2	10.6	11.2	21.0	182.4
2012	59.5	67.9	17.4	21.7	20.2	11.9	35.7	234.3
2013	88.2	68.0	13.1	17.3	27.2	16.5	36.7	267.1
前年比	+48.2%	+0.2%	-24.6%	-20.1%	+34.7%	+38.5%	+2.9%	+14.0%

出所：中国通関統計

中国の輸入量は国内外需給状況及び国内炭との価格差によって大きく増減する。

しかしながら、中国南方に位置する発電所においては、輸送コストを主因とし、国内主要産炭地である中国北部からの調達よりも海外からの輸入の方が安価となるケースが多い。そのため、市況の趨勢に関わらず、今後も年間3億トン程度の輸入が継続されとの見方が大勢を占める。

なお、中国における石炭輸入関税は2005年以降引き下げられ、2007年6月以降、低品位（高水分、低

発熱量)の褐炭を除き非課税となった。褐炭については、その他石炭に遅れて2012年1月以降に非課税となったものの、その後2013年9月より再び3%の輸入関税が課されている。しかしながら、褐炭の主要輸入相手国であるインドネシア炭の輸入については、中国・ASEAN自由貿易協定の枠組みの中で輸入関税が免税となる仕組みになっており、3%の輸入関税は賦課されない。したがって、褐炭の輸入関税引き上げの影響は実質的には極めて軽微と言える。

日本との貿易の現状と今後

表5：日本の国別石炭輸入量推移

(単位：百万トン)

	豪州	カナダ	インドネシア	中国	ロシア	米国	他	合計
2008	117.7	10.5	35.5	13.3	10	1.6	3.1	191.7
2009	102.9	9.2	31.3	6.3	8.9	0.8	2.5	161.9
2010	117.5	10.5	33.8	6.3	10.7	3.1	2.7	184.6
2011	104.8	9.6	35.5	5	11.4	6.3	2.7	175.2
2012	114.8	9.9	36.1	3.5	12.5	6.3	2.1	185.2
2013	121.8	9.9	36.7	2.1	12.3	6.6	2.1	191.5
2013 シェア	63.6%	5.2%	19.2%	1.1%	6.4%	3.4%	1.1%	100.0%

出所：財務省貿易統計

日中石炭貿易の現状

第一次石油ショック後、エネルギーを石油に頼りきっていた日本において石炭の重要性が見直された。そのような状況下、国内炭保護のための輸入禁止措置が1974年に緩和されたことに伴い、中国炭の輸入が開始された。

1978年には日中両国政府の支持のもとに日本日中長期貿易協議委員会と中国中日長期貿易協議委員会の間で日中長期貿易取り決め（通称LT貿易）が締結された。

日中双方において、当該長期貿易がこれまで日中両国の経済貿易関係に果たしてきた役割を高く評価し、今後も互惠平等の精神に基づく安定した取引を維持し発展させていくことで意見が一致している。2011年からは第7次日中長期貿易取り決め（期間：2011～2015年）がスタートしている。

日本の中国炭輸入量は、2003年の3,100万トン进行ピークに年々減少している。前述の中国国内における石炭需要の高まりに加えて、2008年からの石炭（一般炭・無煙炭）輸出関税の課税も日中間石炭貿易量の更なる減少要因となっている。

<建議>

①石炭輸出における輸出関税の撤廃

「暫定税率」という形をとっているが、2008年8月以降、中国からの石炭輸出に対しては10%の関税が賦課されている。2014年1月以降、同暫定税率が撤廃或いは軽減されるのではないかと情報のあったが、最終的には賦課の継続が決定された。

同関税の存在は、日中両国のエネルギー分野における30年以上の長きに亘る持続的な、そして良好な関係を象徴する日中長期貿易の取り決め内容である「互惠平等の精神に基づいた安定取引の維持発展」という基本姿勢に矛盾する貿易障壁と言わざるを得ない。また、この関税が中国炭の国際市場における競争力を失わせる主因ともなっており、撤廃或いは軽減を引き続き強く要望する。

現在、日本においては、2011年3月に発生した東日本大震災並びに福島第一原子力発電所の事故を契機とし、「原子力発電依存度の低減に向けたエネルギー政策の抜本的な見直し」が行われており、安定電源の一つとして石炭火力発電の重要性が増してきている。斯様な状況下、日本にとっての近距離ソースとなる中国からの国際市況に準じた適正な価格での石炭輸入の再開は、日中関係の発展にも寄与するものと考えられる。

②石炭（原炭）生産量統計データの適正開示

国家統計局による石炭生産量に関する統計データが、2010年4月以降、毎月公表されなくなり、暦年の総数が不定期に公表されるのみとなった。一方、煤炭工業協会及び煤炭運銷協会が単月の石炭生産量を公表しているものの、ここ数年、一部の月については未公表となっており、統計データとしては連続性に欠けるものとなっている。

中国は世界の約半量を占める36～40億トンの石炭を生産するとともに、3億トン超を輸入する世界一の石炭輸入国でもある。故に中国の年間石炭生産量に関する情報は、世界の、特に太平洋圏の石炭需給を考える上で極めて重要なものとなっており、正確かつ連続性を有するデータの早期開示を要請する。

2. レアアース

中国レアアースの状況

中国における2013年のレアアース輸出許可枠は2012年と比べてほぼ同等の3万1,001トンである。レアアースは硝子研磨剤、光学ガラス、自動車排ガス浄化触媒、永久磁石、蛍光体等の原料に用いられている。2010年末から2011年にかけての市場価格の高騰、2011年の欧州危機等による世界経済の減速により、2012年の需要は激減し、2013年にも市場の低迷が続いた。需給バランスが変わり、中国からの供給面での不安は解消されたが、中国のみに依存する供給構造は残っており、今後も引き続き不安定な状況は継続すると思われる。

レアアース生産量推移

表1:全世界のレアアース生産量に占める中国の割合
(単位: トン)

年	全世界生産量	中国国内生産量	中国シェア (%)
2008年	124,000	120,000	97%
2009年	133,000	129,000	97%
2010年	134,000	130,000	97%
2011年	132,000	125,000	95%
2012年	110,000	100,000	91%
2013年	110,000	100,000	91%

出所: USGS2014 RARE EARTH、2012年、2013年については推定。

レアアース生産の概要

2013年の中国のレアアース生産量は、10万トン(推計値)で、全世界生産量の91%を占める最大の生産国である。1990年代後半にCIS諸国、米国が中国との価格競争に負けて撤退を余儀なくされ、中国の市場シェアは上昇し、現在のような寡占供給体制を築くに至った。

中国の資源量は、6,780万トン(酸化物ベース、2011年中国レアアース協会推計値)と言われ、83%が内モンゴル自治区、8%が山東省、3%が四川省及び南方地域(江西省、広東省、湖南省、福建省、広西チワン族自治区、海南省)と資源の大半は内モンゴルに存在する。中国全土にあるレアアースの分離能力は20万トン/年と推計されている。

中国国内では、最近の鉱山の乱開発、製造廃棄物による環境破壊が問題となり、鉱山の採掘規制や、分離企業の統合などが進められている。

2013年のレアアース政策と実績

①採掘総量規制: 9万3,800トン

②輸出許可枠: 3万1,001トン

③2013年の概況: 2013年、国土資源部は中国レアアース採掘総量規制指標を9.38万トン(希土類酸化物REO)、製錬分離製品計画量を9.04万トンに設定した。2013年の実際の採掘量は8.04万トン、製錬分離製品の生産量は8.33万トンで、それぞれ計画の85.7%及び92.1%であった。江西省及び中国五鉱の一部レアアース鉱山では環境保護改善及び価格下落抑制のため、生産量が減少した。レアアースの輸出割当総量は3.1万トンである。年間レアアース輸出割当製品の実際の輸出量は2.29万トン(数量)、前年比36.3%増、輸出額は6.03億ドルである。2013年、レアアース業界の売上額は769億元で前年比7.9%増加、利潤額は77.4億元で前年比28.1%減少した。利潤減少の主な原因は、レアアース価格の下落の影響によるものである。

2013年には内モンゴル自治区、広東省、江西省、福建省などの省区でレアアース鉱山及び製錬分離企業の統合を基本的に完了し、6社の大規模なレアアース企業集団が設立された。また、財務部・工業情報化部がレアアース産業調整・高度化のための補助金制度を設けた。8月～11月には関係部局が不正採掘・生産などの取り締まりを強化した。さらに年末には国家備蓄局が主導してレアアースの買上げ備蓄を進めた。

2014年のレアアースの概況予想

レアアースの価格は、下流産業の需要低迷や違法採掘・生産等により低下し続けており、2014年に入ってから需要低迷・供給過剰によりしばらく市況の軟化が続くものと予想される。レアアースの生産は、違法採掘・生産への取り締まりが強化されたため若干減少しているが、今後、生産は安定化し横ばい状況が続くものと考えられる。レアアースの消費は、特にレアアースの下流産業の消費が低迷しているが、後は価格低下による消費の回復が若干見込まれる見込みである。

レアアースの輸出は価格低下等により2013年に幾分改善しており、特に今後、機能性材料を中心に増加していく見込みである。

工業情報化部が発表したレアアースに関する2014年作業計画によると、既に形成した6大レアアース企業を基盤として、統合再編を重点的に強化・拡張する。国内のレアアース鉱山及び製錬分離

企業を統合し、この過程で違法企業の閉鎖、生産製品の変更、企業の再編を進めることにより、レアアース製錬分離企業の数的大幅に削減し、生産能力の過剰問題を緩和する。このほか、大規模企業集団や科学研究院によるレアアース新材料開発を支援し、ハイレベル実用産業を展開し、レアアース産業の改善・向上を推進する。「レアメタル管理条例」を検討・制定し、法律に基づき企業の生産経営活動をルール化する。

日本との貿易の現状と今後

日本の国別輸入量

表2：日本のレアアースの中国からの輸入量推移
(単位：万トン)

年	中国	その他	合計
2008年	31,079	3,203	34,330
2009年	15,613	2,649	18,262
2010年	23,311	5,254	28,564
2011年	15,378	7,112	22,490
2012年	8,013	5,816	13,829
2013年	9,084	5,609	14,693
2013年シェア	61.8%	38.2%	100%

出所：財務省通関統計

日中レアアース貿易の現状

2013年の全世界のレアアース生産量は酸化物ベースで約11万トンであり、9割以上は中国で生産されている。1990年代後半まで、CIS諸国、米国においても生産されていたが、割安な中国産レアアースの台頭を受けて、生産は縮小、停止に追い込まれた。日本は、近年、輸出許可枠の減少により、中国からの輸入量は減少しているものの、2013年時点でも、中国からのレアアースの輸入は日本のレアアース輸入量全体の6割強を占めている。また、日本向けレアアースの輸出は中国のレアアース輸出量全体の34%を占めている(2013年時点)。

レアアースの埋蔵量は中国が39%、ブラジルが16%、米国9%、インド2%、豪州2%(Mineral Commodity Summaries 2014より)と、生産量ほど偏在しておらず、現在中国以外でも米国、豪州、インド、ベトナム等でレアアース開発プロジェクトが進められている。ただし、最近のレアアース価格の低迷により、新規プロジェクトの進捗が遅れる可能性もあり、中国による寡占供給体制が大きく変化しない可能性もある。中国政府の政策を今後とも注視していく必要がある。

また、大部分のレアアース加工品は輸出規制の対

象とならないことから、資源を保有する中国企業が高度な製品技術を求め、日本企業との合併事業を展開する可能性は大きくなっている。

レアアース等の輸出規制に関する WTO紛争処理委員会の報告書の発表

2012年3月、日本は米国及びEUと共に、中国によるレアアース、タングステン、モリブデンへの輸出規制(輸出関税、数量規制、貿易権の制限等)に関し、中国へWTO協定に基づく協議を要請し、同年4月に協議が行われたが、不調に終わった。同年5月、日本は米国及びEUと共に、WTOに本件に関する紛争処理小委員会(パネル)の設置を要請し、同年6月にパネルの設置が承認された。その後、2013年2月及び6月にパネル会合が開催され、2014年3月26日にパネル報告書が公表された。同報告書は、申立国の主張を全面的に認め、中国の輸出規制は、GATT第11条1項(輸出数量制限の禁止)及び中国のWTO加盟議定書第11条3項(輸出税の禁止)等に違反すると判断し、中国に対して、措置をWTO協定に整合的なものとするよう勧告した。

<建議>

- ①レアアース、モリブデン、タングステンの輸出数量制限・輸出税、中国国内の採掘・生産の管理強化などにより、資源の輸出に関する商談とその履行に大きな支障が生じる可能性がある。2014年3月に公表されたWTOパネル報告書を踏まえて、上記輸出規制を撤廃することを要望する。
- ②レアアース等の鉱物資源の開発・採掘・生産を行う企業に対しては、必要十分な環境保護対策を実施させるとともに、こうした環境対策コストの価格への反映に向けた取組を進めるようお願いしたい。
- ③資源に対する外資投資の制限は明確に規定されているが、さらに現在のルールにおいても、運用面で不明確な点があり、より明確な指針の確認を要望したい。

3. 電力

電力需要は至近10年平均9.4%で伸び続けているが、2013年は7.5%の伸びの5兆3,223億kWhに留まっている（図1参照）。今後の見込みとして、国民生活レベルの向上を反映し、第三次産業と民生用の伸び率は引き続き10%前後と高く推移する一方で、第二次産業は今後エネルギー効率の低い企業の淘汰が進み伸び率は漸減、全体では第12次5力年計画（以下12.5計画）目標の8.0%を若干下回ると思われる。

電力設備については、2006年以降毎年7,000万～1億kWの新規電源が運開し、2013年末の総発電設備容量は約12億5,000万kW(国家能源局速報値)となった（図2参照）。内訳をみると総発電設備容量に占める火力発電の比率が69.1%と初めて7割を下回った。発電量は全体の76.8%である。火力発電の設備利用率は電力消費量の伸びや水力発電の状況で左右され、2011年は60.4%と高かったが、2013年は57.1%に低下している。

電力供給面については発電設備容量不足による電力不足は基本的に解消されている。

図1：電力消費量の推移

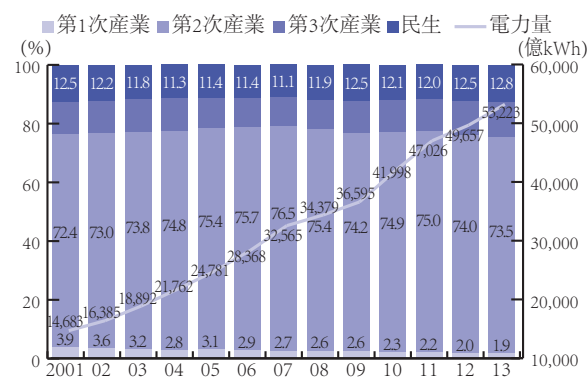
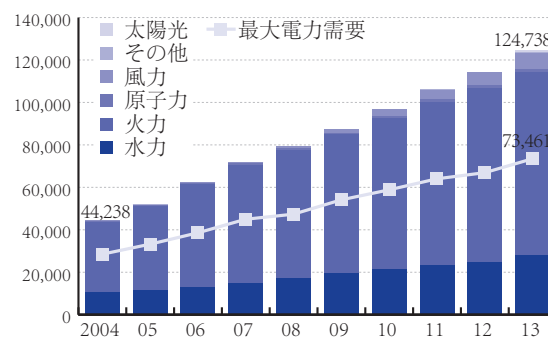


図2：発電設備容量と最大電力の推移

	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
太陽光						3	26	222	328	1,278
その他	7	30	67	87	3	0	1	82	16	211
風力	76	126	207	420	839	1,760	2,958	4,623	6,083	7,548
原子力	684	685	685	885	885	908	1,082	1,194	1,257	1,461
火力	32,948	39,138	48,382	55,607	60,286	65,108	70,967	76,834	81,917	86,238
水力	10,524	11,739	13,029	14,823	17,260	19,629	21,606	23,298	24,890	28,002
最大電力需要	28,512	33,220	38,575	44,974	47,360	54,114	58,823	64,022	66,910	73,461

出所：中国電力年鑑、2013年は電力統計速報値(国家能源局)

図2：発電設備容量と最大電力の推移



2013年の動向

一日最大電力量は2012年度に夏季最大152億8,000万kWh、冬季最大153億1,300万kWhと相次いで更新し、2013年8月6日に175億1,900万kWhを記録している。最大電力需要（ピーク）も2013年夏に更新しているが、2013年12月26日の7億3,461万kWを上回る値との発表しかされておらず具体的数値は不明である。

2013年は猛暑にも関わらず供給力不足はほぼ解消されており、ピークシフトや電力使用制限が同沿岸部で一部計画的に行われた程度であった。

中国の2013年のGDPは56兆8,845億元と対前年7.7%の伸び、電力消費も前述のとおり7.5%の伸びを達成した。第二次産業の電力消費は7月ごろからの鉄鋼、自動車、セメント、化学工業等の生産回復を受け、GDP弾性値は0.97と昨年(0.71)より上昇した。

なお2013年の電力設備投資の内訳は電源分野3,717億元、流通小売分野3,894億元であった。火力電源への投資額は減少傾向にある。

2013年はpm2.5に象徴される深刻な大気汚染が中国だけでなく国際社会でも大きく取り上げられた一年であった。健康被害や環境破壊の顕在化が1960～70年代の日本同様、国民の不満を高めており、中央政府は2013年9月に「大気汚染防止行動計画」を制定し非化石エネルギー消費比率を2012年実績11.4%から2017年に13%まで高めるなどの積極的対策を打ち出した。

電力事業の今後の見通し

電力事業においても環境問題への取り組みが今後の大きな課題である。非化石エネルギー発電設備比率は2015年に33%、2020年には36%と目標設定されている。石炭火力に比べ高価な再生可能エネルギーの推進を誰がどのように費用負担するかが注目される。

なお能源局主管の新聞「中国電力報」では2015年と2020年の電力需要をそれぞれ6兆1,000億kWh、7兆9,000億kWh、総発電設備容量をそれぞれ14億5,000万kW、19億3,000万kW、と予測している。

火力発電

- ・石炭火力の電源の主役としての座は変わらない。天然ガスは効率的でクリーンな石炭代替エネルギーとして12.5規画で熱電併給自家発電設備を中心に推進が謳われているものの発電利用への位置づけは低い。背景には天然ガスが高価で現在の電気料金では採算が合わないという現実がある。ただし今後、補助金制度や国内非在来ガスの開発が進めば見直される可能性がある。
- ・12.5規画では、第11次規画からの継続指標であるCOD、SO₂の8%削減に加えて新たにアンモニア性窒素、窒素酸化物の10%削減が目標値となり、2012年1月から「火力発電所大気汚染物排出基準」が実施されている。脱硫装置は2012年末の設置率9割、脱硝装置については3割となっている。しかし不良品や効果の出ない運用例などが聞かれ、事業者の意識改善と、装置の品質や運用管理面の向上が必要と推量される。

非化石エネルギーの推進

- ・12.5規画では実績を踏まえて2007年の中長期発展計画から目標値が大幅に上方修正されている(表-1)。石炭火力に比べ高価な再生可能エネルギーの推進を図るべく、中央政府は2013年9月、小売り料金への再エネ普及負担金を0.015元に値上げ(従来は0.008元)した。しかし家庭、農業向けは除かれており、政策的に小売価格を低く抑えている。

表1：分野別の主な非化石エネルギー発展目標
(発電設備容量)

	中長期発展計画(2007年)			12・5規画	
	2010年 (実績)	2010年	2020年	2015年	2020年
水力	2.16億kW	1.9億kW	3億kW	2.9億kW	4.2億kW
風力	2,958万kW	1,000万kW	3,000万kW	1.0億kW	2.0億kW
バイオマス	500万kW	550万kW	3,000万kW	1300万kW	3,000万kW
太陽光	26万kW	30万kW	180万kW	2,100万kW	1.0億kW
原子力	1,082万kW	1,200万kW	4,000万kW	4,000万kW	7,000万kW

出所：中長期発展計画、十二五規画、中電連資料等

- ・風力発電：2013年末の速報値によると、全国の風力発電設備容量は9,174万kWと世界最大、うち系統連系分は7,758万kWで、約1,400万kWが未連系である。建設認可済みのものが合計5,667万kWと大量にあり、グリッドの充実や洋上風力開発が課題である。
- ・太陽光発電：2013年末の速報値によると、設備容量は1,300万kWである。中国の太陽光プロジェクトは大規模集中型を主とした「金太陽政策」によって成長を遂げてきた。2013年にはEUとの太陽光パネルダンピング問題等を経て、9月に分散型太陽光発電を新しい柱とした国内市場拡大策が発表された。日本同様、配電レベルでの系統大量連系問題の顕在化が今後予想される。
- ・原子力発電：中国の原子炉はPWRで2013年末現在の運転中の原子力発電所は、8発電所、17基、合計1,475.4万kWである。福島第一原子力発電所の事故以降、計画認可を凍結していたが2012年10月に沿岸部の新規建設が再開され、2013年末時点で建設中の原子力発電所は、12発電所、31基、合計3,360万kWと、世界一の建設規模であり、日本とは対照的である。

また第三世代PWRのAP1000を世界に先駆けて導入している。2014年に世界初号機が運転開始予定で、海外輸出もにらんだ国産・低コスト化も進められている。今後は内陸部の計画再開に向け安全の徹底と地域の理解獲得が課題と思われる。

送配電設備

堅強なスマートグリッドの構築は本格的な建設の段階を迎えている。

- ・スマートメーターの導入：各区域電網公司以都市開発と一体化となったスマートメーターの導入が始まっている。

- ・特高圧送電線の整備：国家電網では2020年までに「五縦五横」ならびに±800kV直流送電線27線路の建設を実施するとしている。また南方電網は2014年までに、「八交八直」と名付けた基幹送電網16回線3,500万kWを実現する計画である。
- ・電気自動車(EV)の導入：EVの利用促進策や電網公司が中心となった蓄電池交換スタンド整備を実施中。一層の利用促進のため充電スタンド方式の整備も進む可能性がある。
- ・加えて分散型電源の系統連系に積極的な対応を見せており、今後連系事例が増えていくと思われる。

＜建議＞

- ①クリーンな発電による電力安定供給：電力の安定供給と環境問題の改善の同時達成を要望する。それに向けた電力会社への支援を行うとともに、大気汚染対策等で電力の利用制限を実施する場合には、需要家に配慮した影響の少ない運用を要望する。

特に天然ガス分散型発電については、直接供給制度や、卸電力料金を燃料費と連動させ調整する制度の整備、石炭に比べ高いガス価格の抜本的改革、ガス利用者への政策的助成金の充実などで、火力発電のクリーン燃料化(石炭⇒ガス)を力強く押し進めることを要望する。

電気事業における天然ガスの供給不足解消と価格の適正化は日中が共通して克服すべき課題である。自国の天然ガス利用拡大が資源争奪、価格高騰を引き起こさないことはもとより、天然ガスの高効率利用の推進やガス資源開発等の技術面および輸入価格交渉などで両国の互恵的協力を要望する。

風力発電や太陽光発電等の再生可能エネルギーに関しては、稼働率上昇と更なる発電設備容量増を進めるためのグリッド設備の充実や、系統安定機能を持つ大型蓄電池などに対する補助金等の充実を要望する。

- ②流通設備への投資強化：再生可能エネルギーや大型電源の新規設置と並行した送電網整備を着実に進めるとともに、実施に於いては発電所が連系しやすく高効率に運用できるシステムとなるよう、電圧階級や直/交流を適切に選定し建設することを要望する。

配電網については信頼性に加え、小型で美

観の良い設備の構築を要望する。

- ③スマートグリッド推進：国際標準化へ向けた活動の継続を要望する。
- ④電気自動車の普及に向けた充電設備の規格統一化：各国関係各機関とさらなる協調を要望する。
- ⑤電気料金の適正化：発電会社の経営安定と電力安定供給に向け、卸および小売電力料金の適正化、託送料金制度の標準化を要望する。
- ⑥原子力発電の広報：原子力発電所の情報公開の推進を要望する。

第3章 建設業

1. 建設

2013年12月に開催された中央経済工作会议において、前年同様「都市化（城鎮化）を積極的、適切に推進し都市化の質的向上を図る」との主要任務が掲げられ、内需拡大の牽引役としての「都市化」の役割が強調された。但し、この「都市化」という言葉からは、「既存の大都市における住宅・事務所等への建設投資拡大による商機到来」というような単純な結論は導き出せない。むしろ、三農問題・戸籍問題の解決案として都市と農村の中間に位置する小城镇でのインフラ整備、産業振興を図っていくこと、及び、持続可能性の有る都市の構築に重点が置かれている。

日系建設会社を始めとする日系企業は、大気汚染、水質汚濁等過去の公害問題の対応や地震等の天災への対応を通じて、安心、安全な日本の国土の構築を進めてきた点で、中国より一日の長が有る。この点で、現在中国が進める都市化の一つの課題である都市化の質的向上（持続可能性）について、日系企業の保有する環境、省エネ、地震対策等様々な技術を通じて貢献できると同時に、そこに商機を見い出せるのではないかと考える。

一方で、一昨年来の不動産価格抑制策により、一旦は下がった不動産価格であったが、2012年末以来、全国で上昇に転じており、バブルを懸念する声は多い。また、全国的な労働者不足が深刻化しており、建設労働者の確保が困難になっている中で、労働契約法改正により更なる人手不足が懸念されている。労務費は依然高騰し続けており建設コストを押し上げる要因となっている。

以上のような状況下で、日系企業が中国国内で建設業に携わるにあたって、幾つかの問題点に直面している現状がある。以下では、日系企業が直面する建設業に関わる問題点と改善要望に関して述べる。

2013年度の都市部の固定資産投資額は43兆6,528億元（注1）で、前年比で19.6%増加と、2011年の23.8%、2012年の19.6%に続き、依然、高い伸び率を示している。各産業の内訳は、第一次産業への投

資総額は9,241億元で、前年比で32.5%増、第二次産業への投資総額は18兆4,804億元で、前年比で17.8%増、第三次産業への投資総額は24兆2,482億元で、前年比で21.0%増となっている。

前述の通り、今後の投資は、「都市化」政策の方向性を踏まえ、省エネ、環境、中低所得者向け住宅（保障房）等、社会公益に向けられる方向に向かうものと予想される。また、外需・投資主導成長の転換、地方政府債務問題等も相俟って、中国建設業のあり方は大きな転換を迎えるものと思われる。

注1：国家統計局発表資料による。

建設業に関わる問題点と改善要望

土地使用に関する法規と実態が乖離している問題

日系企業への調査によると、工業プロジェクト用地に関する国の規制が企業活動の実態に合っておらず、外資企業の参入障壁になっているとのことである（例：建設機械販売・修理業）。

国土資源局の規定で、地区毎・業種毎に必要な投資額が定められているが、この金額は、現実に必要な投資額をかなり上回っており、遵守するのは困難。一方で、地場企業はこの規定を遵守せずに土地を購入し事業を行っている例が良く見られるとのことである。

分公司（支店）の設立に関する問題

「分公司の設立に関する問題」とは、施工許可証の発行申請時に施工地の行政機関から分公司の設立を条件として求められることが有るという問題である。

日系ゼネコンが進出している都市の中で、江蘇省、蘇州市、無錫市、唐山市（河北省）、武漢市等では、設立を求められていない一方で、西安市、広州市、深圳市、合肥市、大連市、煙台市、広東省（東莞市、惠州市、佛山市）等では、施工許可取得のために分公司の設立が求められている。

分公司の設立を要請された場合、農民工保証金の納付（分公司閉鎖時返還）、法人名義口座維持、一定面積の事務所の維持等の条件が課され、プロジェ

クトコスト増加の影響等がある。また、各地方により必要な条件、必要書類が異なる等手続が煩雑で、タイムリーに分公司設立、施工許可取得が出来ずにプロジェクト工程への影響も有る。この結果、条件によっては当該地域への進出の断念、工事受注機会の喪失といった問題がある。

但し、施工許可申請と分公司の設立登録の関係が必ずしも明確ではない。

→施工地の行政機関に登録しなければならないとする考えが、中央政府の関連法規の中で具体化されていない。

→実施細則については各省、自治区、直轄市人民政府の建設行政管理部門が定めることができるとあり、国の統一見解がない。

更に、2011年に住宅都市農村建設部より出されている意見書（建市[2011]86号）においては、外地企業の地方進出時に当該地方での子会社（子会社）設立を要求することを禁止している。中国建設会社への聞き取りでは、この意見書発布後、各地方政府の子会社設立要求は緩和されているようであるが、依然として要求されるケースも有るようであり、更なる改善、および、分公司設立要求についても明確に中央政府としての見解が示されることに期待したい。

入札に関する問題

入札法（主席令第21号）、工事建設プロジェクト入札募集範囲及び規模の標準規定（国家発展計画委員会第3号令）においては、インフラ施設プロジェクト・公用事業プロジェクト・国有資金投資プロジェクト・国家融資プロジェクト・国際組織または外国政府の資金を使うプロジェクト等については入札募集が必要であると規定されている。

また、上述規定では省政府レベルで入札募集範囲、規模を規定できるため、上海市、江蘇省等では、外資民間投資プロジェクト（非国有投資プロジェクト）は入札手続が不要である一方、北京市、天津市等においては、入札募集が必要となっており、地域毎にばらつきがある。

入札手続については資格を有する入札代理機構が実施し、入札評価も第三者機関が実施するため、発注者の意向通りの発注ができない可能性が有る他、入札手続に時間を要する他、入札代理公司報酬等少なからぬ費用が発生するなどプロジェクト遂行に影響が出ている。

建造師資格に関する問題

2008年2月の建設部通知（建市[2008]48号）によ

り、項目經理制度が建造師制度に取って代わられたことにより、従来日本人技術者を含む外国人項目經理に対する扱いが変更となり、外国人が現場代理人（現場責任者）を務めようとする場合、「建造師」試験を受験、合格するしか方法が無くなった。

建設会社の資質認定基準でも、この「建造師」の人数が係わってくるため、「一級建築士」など日本の公的資格を保有し、中国人の建造師資格保有者と同等の技術水準にある日本人技術者を「建造師」人数に参入できないことは、建設業の資質維持の観点から経営上の問題であると同時に、外国人社員と中国人社員とで不平等が生じているという問題がある。

「一級建造師臨時従業員証書」の申請にあたっては「一級項目經理（プロジェクトマネージャー）資質証書」の保有がその条件であった。「名簿の発表に関する通知表」（建市資函[2006]89号）において、外国人項目經理は、国内の一級項目經理と同等とみなすとされる一方で、上記の「資質証」の発行は外国人項目經理に対し、行わないことが同じ通知表で明記され、発行されなかったことで、外国人項目經理のプロジェクトマネージャーの「一級建造師臨時従業員証書」の申請の機会を閉ざす結果をもたらした。

営業税の納付先に関する問題

（上海市における問題点）

上海市内で工事をする時、登録地と工事場所の管轄税務局が異なる場合がある。原則的には、登録地区の税務局で営業税を納付する考えを取っているが、数年前より、工事場所の管轄税務局より上記営業税の納付を求められるケースがあった。最近、そのような動きが増えている。日系ゼネコンへの調査によれば、現在、求められた経験のある区は閔行区、青浦、松江、金山、嘉定、奉賢、宝山と言うことである。

また、国務院令第540号14条には、建築業役務を提供する納税者は課税役務発生地で納税の考えを示している。上海市以外で工事を行う場合はその工事場所の税務局へ納税するところから問題はないが、上海市の区の場合はこの国務院令の発布を機に施工地にある税務局が要求するケースが増え、困難な対応を迫られることが予想される。

外資企業の設計資質、 外資独資建築企業についての問題

外国の設計事務所が、中国国内において設計業務を請負う場合、建市[2004]78号により、中国での設計資質を有する中国の設計事務所（設計院）との合作設計が必要である。また、外国の設計事務所が中国国内で

設計会社を設立する場合、「外商投資建設工程設計企業管理規定」により、常駐（中国居住期間が1年間で6カ月以上）外国人技術者の数が、独資の場合技術者総数の4分の1、合弁の場合8分の1を下回ってはならないとされている。特に後者については外国人常駐技術者数の維持が負担となっている。

外資独資建築企業については、「外商投資建築企業管理規定」により、請負可能な工事について、①100%外資工事、海外無償援助工事 ②国際金融機構による借款工事、③外資50%以上の中外聯合建設工事、外資50%未満であるが技術的に困難で、省、自治区、直轄市政府が許可した中外聯合建設工事、に限られており、国内建設投資の主要部分である中国資本100%の工事については、中国企業では施工が技術的に困難な場合のみ省、自治区、直轄市政府の許可を得て、中外建築企業は請負可能であるが、外資独資建築企業へは門戸が開かれていない。この結果、中国の建設市場は日系建設会社にとって魅力的な市場となっておらず、またその保有する先進的技術を活かす機会を失っていると言える。

昨年9月29日に発足した、「中国（上海）自由貿易試験区」においては、試験区内で設立された外資独資建築企業に対して、上海市における外資50%未満の工事の請負が可能となった。これは、従来の規制の緩和という点では歓迎すべき動きではあるが、既に試験区外に設立されている外資独資建築企業には適用されないこと、また施工エリアが上海に限られること、依然中国資本100%の工事には適用されないこと等、日系建設会社が規制緩和の恩恵を受けるには不十分であり、今後の更なる規制緩和に期待したい。

設計・施工それぞれの業者決定にあたり発注者による入札実施が必要であることの見直し、手続の簡素化を要望したい。

- ⑤建設業の従事する外国人社員と現地社員との資格取得制度の不平等な取扱の是正と法令の整備が必要。外国人社員が、中国人社員と同等な取扱をされる制度への見直しを要望したい。
- ⑥納税制度の地域格差の是正と見直しが必要。建設業という業態にあった法令の整備を要望したい。
- ⑦納税や保証金の支払において二重払いが課せられる状況が見受けられるので、改善を要望したい。
- ⑧外資企業の設計資質取得規制(中国設計院との合弁、常駐外国人設計士の人数等)について緩和を要望したい。
- ⑨外資独資建築企業について受注規制（中系客先工事受注制限）の緩和を要望したい。

中国（上海）自由貿易試験区に新たに新法人を設立した場合には、受注規制が緩和されるが、既存中国法人の域内支店に対してもこの規制緩和の適用を要望したい。

<建議>

- ①企業活動の実態に即した工業プロジェクト用地に関する国の規制の、実態に即した見直しと法令の整備を要望したい。
- ②建設業の本社所在地以外の地域への進出、及び同地における施工許可申請取得のために子公司（子会社）、分公司（支店）設立を条件とすることの撤廃を要望したい。
- ③子公司（子会社）、分公司（支店）設立に関して、中央政府による統一的な法整備により、地域格差の無い統一性の確立を要望したい。
- ④外資系工事（非国有民間投資プロジェクト）において、勘察（事前探査）・監理・

2. 不動産

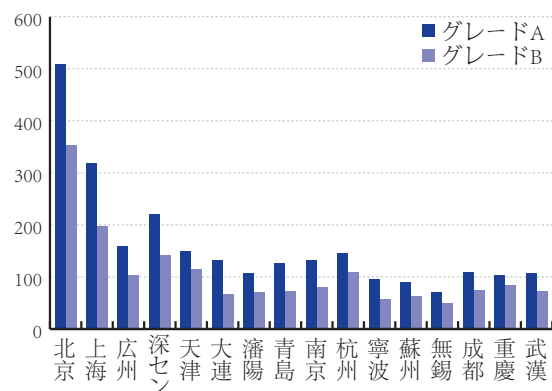
2013年中国不動産マーケットの概況

オフィスマーケット

2013年、中国大陸での総新規供給面積は、2012年比23.1%増の約500万㎡に達した。その中でも成都の新規供給面積は、過去最高の約150万㎡と非常に顕著だった。外資系企業の新規投資や拡張は横ばい、乃至やや減速の傾向が続き、エリアによっては賃料の下落が確認された。1級都市では多国籍企業による、コスト削減を期したオフィス移転が目立ち、2級都市の大型移転は、主に金融、不動産開発、エネルギーや資源関連産業のテナントによるものだった。年間を通して特に国内金融機関、投資機関によるオフィス向け投資は活発・拡大傾向にあった。

表1：オフィスの新規募集賃料

(単位:元/㎡・月額)



出所：CBRE

商業施設マーケット

2013年、中国大陸での総新規供給面積は、過去最高の約653万㎡に達した。ここ数年来、大半のショッピングモールが同じ様なテナントミックスやターゲット設定をしていた為、どこも似たり寄ったりで新鮮味に欠けるとの評価が多かったが、そこからのパラダイムシフトを現すように、他ショッピングモールとの差異化、リアル・ネット店舗の双方を活用したマルチ・チャネル販売などの言葉が頻繁に使われ、業界での流行語となった。

大規模リニューアルを含めたハイエンド商業施設でのこ入れ、デザイナーズ・ブランドやコレクションストアの進出、トップブランドに比べ少し手頃な価格帯を扱うブランド、ファストファッション、これまであまり見られなかったポップアップ（空き店舗などを利用して一定期間だけ営業する）ストアな

ども少しずつ見られ始め、マーケット構成を多様化させている。中国マーケットからの撤退も散見されるなど、ブランドによって明暗が分かれてきているが、海外からの進出意欲（特に初出店）は、まだまだ旺盛だと言える。

表2a：プレミアム商業施設の新規募集賃料

(単位:元/㎡・日)

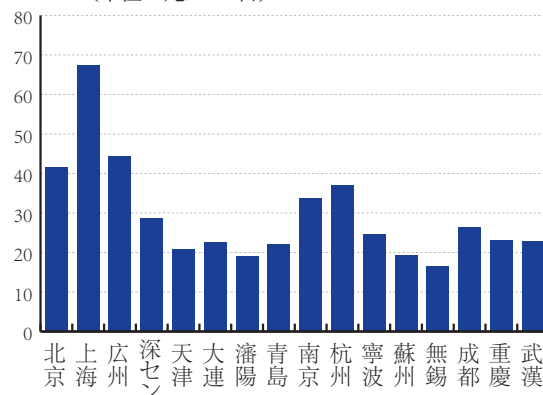
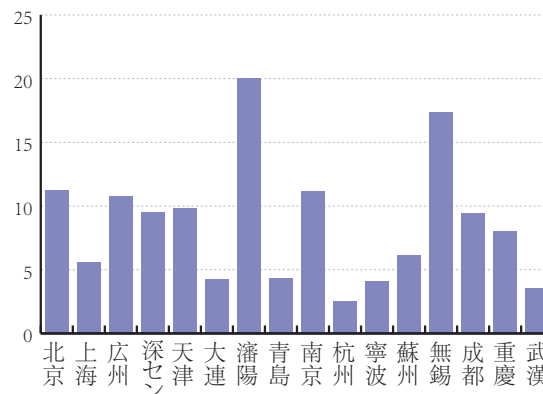


表2b：プレミアム商業施設の空室率

(単位: %)



出所：CBRE

物流施設マーケット

2012年同様、昨年もEコマース企業、3PL企業、生産拡大を続ける製造業を中心とする旺盛な需要により、相応の供給はあったものの、スペース供給が足りない貸手市場で推移した。2013年はファッション関連企業からの需要増加も顕著だった。

特に外資系企業が満足できるレベルの物流施設の恒常的なスペース不足、オフィスなど他の不動産に比べて、賃料面で安定的な成長を継続している事や投資利回りが高い事は、引き続き、世界の投資家からの強い注目を集める大きな要因になるだろう。

2014年当面のトレンド

オフィスマーケット

現在、各都市の主要オフィスビルの大半の面積を使用している外資系企業が、新規投資や人員増加などで、大幅にスペース拡張をしていく傾向には無いと思われる。これからは巨大な中国マーケットをターゲットとする新規進出や業務拡大は続くと予想されるが、既に大手多国籍企業の多くは進出済みであり、近年顕著な伸びを見せているものの第三次サービス産業や中・小企業が賃貸する面積が、マーケット全体に与えるインパクトは限定的だと思われる。今年の賃料動向は、2013年、大きな新規供給があった成都、外資系企業の多い上海は横ばいか下落基調、杭州、大連、無錫、武漢などは需給バランスから上昇基調で推移すると予想される。

マーケット全体としては横ばい、乃至減速の傾向が見える都市もあるが、基本的にはCBD（セントラル・ビジネス・ディストリクト/市内中心部）の賃料高騰は継続していく傾向にある為、近年の地下鉄網の発展により利便性が急速に増した、新興DBD（ディセントラル・ビジネス・ディストリクト/やや郊外）エリアの新築オフィスへ、コスト削減を意図した移転が増加していくと思われる。

商業施設マーケット

デザイナーズブランドやセレクトショップの進出に伴って選択肢が増えている事もあり、今までのような世界的ブランド一辺倒の「皆が持っているものが欲しい」ではなく、「自分の個性に合った」ブランドを志向する新しい購買層が急増しており、ショッピングセンター側も、新しいコンセプトを如何に打ち出していくかに心を砕いている。

世界展開をしているファストファッション大手各社も一級都市から、傘下の複数ラインを展開し始めており、その他のブランドの進出意欲も旺盛な事から、賃料は引き続き上昇基調で推移すると予想されるが、一方、運営コンセプトがはっきりしていない、対象ターゲットがぶれているなど、人気の無いショッピングモールも少なくない数で見られ、明暗が分かれてきており、二極化がより進んでいく可能性がある。引き続き各都市・各エリアで新規ショッピングセンターの供給も続く為、マーケットでのポジショニングやハード・ソフト面の差異化が、今後の大きな課題となっている。

物流施設マーケット

2014年に入っても、Eコマース企業と3PL企業のスペース拡大ニーズは非常に旺盛で、各エリアで新

規供給が予定されているものの、引き続き供給不足は解消されないと予想される。

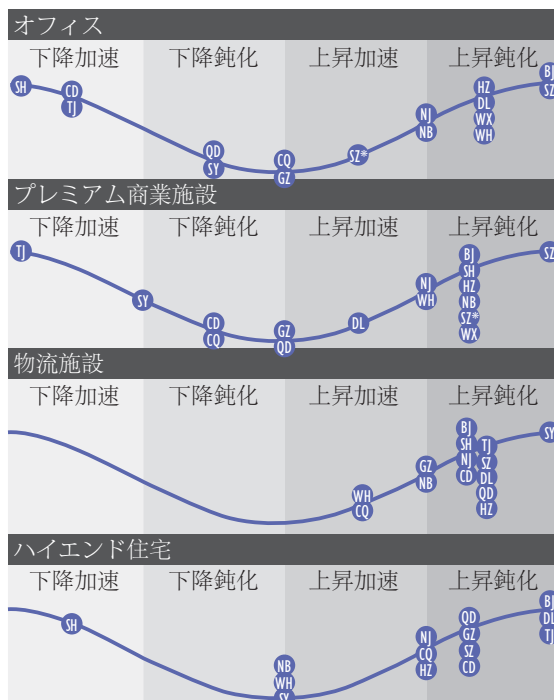
2013年、杭州と深センでは、年間を通した堅調な需要と、限定的な新規供給の結果、賃料が年率5%以上の上昇を記録して、デベロッパーや投資家の熱い注目を浴びた。

工業施設マーケット

世界経済動向・中国マーケットの変化に即して、大手・多国籍企業、中国内資・中小企業を問わず、各国の企業が生産・製造の見直しや統廃合、再投資・新規投資を急いでおり、近年にない多数の売買事例が出てきている。

政府の土地政策に関連して、ここ数年間、特に物流施設用地の新規取得が大変難しい状況が続いている為、既存工場・土地を購入して、倉庫に転用する手法を模索している企業が急増しており、既存工場の売買価格に相当の影響を与えている。

表3：各セクターの賃料サイクル（都市別）



【都市名表記】

BJ 北京 TJ 天津 DL 大連 SY 瀋陽 QD 青島 SH 上海
NJ 南京 HZ 杭州 NB 寧波 SZ* 蘇州 WX 無錫 GZ 広州
SZ 深セン CD 成都 CQ 重慶 WH 武漢

出所：CBRE

<建議>

- ①不動産の賃貸借・売買に関する関係法令の整備や管轄官庁の対応の統一を進めていきたい。

- ② 抵当権が設定された不動産の賃借において、賃借人のリスクが不明確である。賃貸人またはエージェントに対し説明義務を設けていただきたい。
- ③ 2012年11月に消防審査のルールが厳格化した。要する期間が不明確であり移転スケジュールを確定することが困難な場合がある。ルール運用の明確化をお願いしたい。
- ④ 工場やオフィス等の移転に伴う、商業不動産登記（移転）申請方法が複雑で時間がかかる。改善を要求したい。
- ⑤ オフィス移転の際、住所変更申請に関する手続きがタイミング・方法とも不明瞭であり、窓口で相談すると窓口担当者によって回答が異なり、どれが正しい方法かわからない。早急な改善を要望したい。
- ⑥ 北京において現登記住所と異なる区に移転を検討した際、異なる区にオフィス移転することは出来ないと政府機関に指導されたケースがあるが、明確な法に基づく根拠を文書で示していただきたい。行政の秩序ある対応を要望したい。
- ⑦ ある企業の納税管轄区税務局と現在の事務所所在地が異なる場合、この相違が問題にならないのか不明である。納税に関する明確で統一的な対応を要望したい。
- ⑧ 工業団地内の不動産売却の際、工業団地側が売却に際し、制限とも思われるさまざまな条件を伝えてきた。厳格な法令・ルールの順守の実践を要望したい。
- ⑨ オフィスやサービスアパートの急激な賃料の上昇に困惑している。物件の供給を増やす施策（外資参入の規制緩和・容積率の緩和・インフラの整備など）を期待する。
- ⑩ 不動産ブローカーとの間で不当な金銭（接待を含む）のやり取りが散見している。業界の秩序を保つべく、両者（ユーザー・ブローカー共）への罰則規定の厳格化を要望する。

第4章 製造業

1. 繊維・アパレル

2013年の中国繊維・アパレル産業は、国内需要の伸びが鈍化したものの輸出が健闘し、安定的に推移した。生産量の増加は1ケタ%台に落ち着き、産業全体としては低成長時代に入ったといえる。但し、国家統計局の統計対象となっていない主要業務収入（売上高に相当）2,000万元/年未満の小規模企業は人件費等のコストアップの影響で経営が厳しくなっており、水面下での企業淘汰が進行している。こうした傾向は2014年も継続すると思われる。

日中の繊維・アパレル産業は貿易・投資面で最重要のパートナーであり、両国産業の相互発展についての協力を続けているが、一部には中国関係当局に要望する課題も存在する。

中国の繊維・アパレル産業動向

2013年の繊維生産動向

	単位		前年比 増減%	'12/'11 増減%
紡績糸	万トン	3,200.0	7.2	9.8
生地	万メートル	6,834,487	4.6	11.6
うち先染め※	万メートル	255,784	5.5	-0.7
綿製	万メートル	3,926,764	5.1	13.2
綿混製	万メートル	1,127,253	2.4	11.2
化繊製	万メートル	1,780,470	4.8	8.3
後染め生地	万メートル	5,423,572	-2.2	-2.1
毛織物	万メートル	58,443	-1.6	1.4
不織布	万トン	257.3	12.4	23.1
衣類	万点	2,710,070	1.3	6.2
うちニット製	万点	1,317,682	-1.1	4.7
布帛製	万点	1,392,387	3.8	7.7
化学繊維	万トン	4,121.9	7.9	11.2
うちレーヨン短	万トン	292.9	20.7	32.0
レーヨン長	万トン	21.5	-10.1	4.4
アセテート	万トン	37.3	17.3	7.2
ナイロン	万トン	211.3	12.4	15.0
ポリエステル	万トン	3,340.6	6.6	9.5
アクリル	万トン	69.4	0.4	-1.9
ビニロン	万トン	10.1	15.8	47.8
ポリプロピレン	万トン	26.4	-3.0	21.0
スパンデックス	万トン	39.0	27.3	16.3

注）出所：国家統計局。年商20百万元以上の企業が対象

※デニムを含む。

主な品目における2013年の生産量は前年に比べ

て、紡績糸7.2%、生地4.6%、化学繊維7.9%、衣類1.3%各増といずれも1ケタの伸びで、12年の伸びを下回った。

2013年の繊維品貿易

相手国地域	輸出額 (億ドル)	前年比 増減%	輸入額 (億ドル)	前年比 増減%
全世界	2,840.71	11.4	269.94	10.4
アジア	1,317.90	15.5	224.36	10.5
うちアセアン	342.05	28.3	32.48	34.7
うち中東	219.06	12.2	2.16	9.3
アフリカ	165.65	6.0	1.88	20.8
欧州	669.52	12.7	33.78	8.1
うちEU	516.60	9.3	32.60	8.2
中南米	167.00	-2.8	0.77	5.6
北米	458.62	7.3	8.95	13.8
大洋州	59.04	6.3	0.18	-18.6
相手国順位（輸出額）				
① 米国	416.14	7.0	8.67	15.3
② 日本	269.71	-1.0	30.25	-13.5
③ 香港	195.44	19.9	0.45	-11.7
④ ベトナム	131.98	45.0	15.30	42.4
⑤ ロシア	124.24	35.8	0.03	36.5
⑥ ドイツ	106.44	5.4	4.45	12.2
⑦ 英国	93.18	16.3	1.98	9.3
⑧ アラブ首長国連邦	79.06	13.6	0.21	25.4
⑨ 韓国	67.89	16.6	2.45	-2.9
⑩ フランス	55.59	12.8	2.39	4.1

出所：中国紡織品進出口商会

中国の2013年繊維品輸出は前年比11.4%増の2,841億ドルとなり、4年連続で過去最高を更新した。市場別にみると、前年は11.9%落ち込んだ最大市場のEUが9.3%増とプラスに転じ、アセアンが28.3%増と牽引した。主要国別では日本が1%減と僅かだが唯一マイナスとなった。

EU向けでは表中のドイツ、英国、フランスの他イタリアが3.0%増、スペインが7.7%増と主要国全てで前年より増加し、市場別シェアは18%となった。アセアンはシェアを12%まで伸ばし、なかでもベトナム向けは45.0%増の132億ドルに達して国別で前年の6位から4位につけた。5位のロシアも35.8%増の124億ドル、米国も7.0%増で前年の3.3%増から大きく伸びた。

商品別ではアパレル類が11.3%増の1,771億ドル、紡績糸、テキスタイル等の紡織品が11.7%増の1,070

億ドルだった。先進国市場向けの縫製地移転を背景に「チャイナ・プラスワン」と呼ばれる諸国への紡織品輸出の増加が目立つ。ベトナムは45%、ミャンマーは50%、カンボジアは32%それぞれ伸びた。

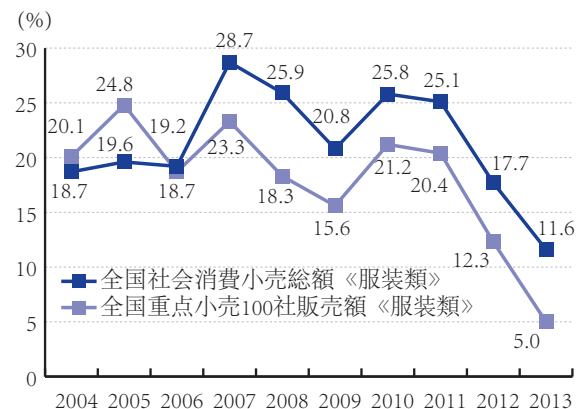
繊維品輸入は10.4%増の270億ドルだった。なかでも目立ったのは綿糸の増加で、数量ベースで37.4%増の210万トンに達し、うちインドからが倍増の63万トン。1億2,000万錠の紡績設備を抱える中国だが、綿作農家保護のため国内綿花相場は1トン当たり5,000元程度、国際相場より高くなっている。綿花輸入は制限されているため、川中の綿糸ユーザーは輸入に活路を求めた。

貿易黒字は2,571億ドル。中国全体の貿易黒字は2,598億ドルで繊維が99%を稼いだことになる。

2013年の衣料品国内販売

中国のアパレル市場動向を示す指標は2つ、国家統計局「社会消費品小売総額」と中華全国商業信息中心「全国重点小売100社販売額」それぞれの服装類のデータである。2004年からの前年比増減率（図1）を見ると、両者とも同じ動きをしており、2011年後半から陰りが出始め、2012～13年と減速が顕著になっている。

図1：中国アパレル販売額の伸び率推移



注：年別、前年比%、出所：A)国家統計局 B)中華全国商業信息中心

ただ総じて伸び悩んでいるわけではない。企業間でまだ模様だ。

「ジョルダナーノ」ブランドでカジュアルウェアを展開する佐丹奴国際（香港）の中国本土販売額は17.27億香港ドル（1香港ドル＝約13円）で前年比8.1%減少、営業利益は1.12億香港ドルで28.2%減少した。期末店舗数は1,161店で、ピークだった2年前から211店閉鎖したことになる。

ヘネス・アンド・マウリッツ（H&M、スウェーデン）の13年度（12年12月～13年11月）中国売上高

は66.55億クローナ（1クローナ＝約16円）で前年比23%増加した。人民元ベースでの増収率は25%増。前期の50%増収からは半分に低下しているが、苦戦するローカルや香港のカジュアルSPAに比べるとまだ勢いがある。期末店舗数は205店で前期末比71店増加。前年の52店増から出店ペースが加速している。

中国のスポーツ最大手、安踏体育用品の2013年決算は、売上高が前年比4.5%減の72.81億元、純利益が3.2%減の13.15億元だった。07年の株式上場以来、初の減収減益となった2012年から2年連続となる。13年も前年に続き不採算店舗の閉鎖を進め、「アンタ」ブランドの期末店舗数は前期末比318店減の7,757店。2年間で908店減らしている。「アンタ・キッズ」店舗は48店増え881店となった。

一方中華圏で「ナイキ」「アディダス」等のスポーツウェア販売代理を手掛ける婦人靴最大手百麗国際控股（ベル・インターナショナル）は、昨年3月に同業のビッグステップを買収して事業規模を拡大。2013年のスポーツ売上高は18.3%増の139.71億元、スポーツ店舗数は420店増えて5,894店となった。

スポーツ分野でも安踏、李寧等ローカルブランドと欧米勢との激しい販売合戦が繰り広げられている。

2013年の繊維産業固定資産投資

固定資産投資額（対象：1件当たり500万元以上のプロジェクト）は9,140億元で17.3%増。先行指標となる新規着工件数は1万3,718件で5.9%増となった。伸び率は前年をそれぞれ10.5ポイント、2.7ポイント上回った。投資額の伸びを地域別に見ると西部26.9%増、東部19.2%増、中部11.8%増。業種別では服装・服飾19.8%増、化繊16.7%増、紡織14.8%増の順となる。

2013年中国繊維産業固定資産投資

	投資額 (億元)	前年比 増減%	施行 件数	前年比 増減%	新規着 工件数	前年比 増減%	竣工 件数	前年比 増減%
総計	9,140.3	17.3	18,085	3.8	13,718	5.9	12,754	4.9
業 種 別								
紡織	4,699.0	14.8	9,401	3.1	7,174	4.5	6,713	5.0
服装・服飾	3,127.1	19.8	7,198	3.7	5,483	6.2	5,115	4.3
化繊	1,030.4	16.7	950	4.4	685	10.8	585	0.3
省 区 市 別								
北京	5.7	27.0	23	35.3	6	100.0	10	900.0
天津	71.5	22.0	115	-14.8	98	-19.7	92	-11.5
河北	550.2	8.2	776	-13.2	538	-15.0	571	-12.8
山西	41.0	15.0	61	8.9	41	28.1	44	25.7
内蒙古	82.5	34.9	83	-11.7	69	1.5	69	-9.2
遼寧	284.3	12.6	368	-11.1	289	-3.7	258	-4.8
吉林	74.8	-0.1	80	-37.0	65	-42.5	52	-44.7
黒龍江	72.4	29.0	149	75.3	121	86.2	105	90.9
上海	15.4	-32.9	64	-21.0	34	-22.7	20	-28.6
江蘇	1,592.3	25.6	3,789	11.8	3,270	15.5	3,275	17.2
浙江	869.5	10.0	3,071	1.0	2,208	4.6	1,718	-1.4
安徽	502.3	27.0	1,140	1.4	832	6.1	831	0.6
福建	643.1	35.8	1,024	16.9	744	22.4	657	15.1
江西	659.8	9.8	1,166	6.6	952	12.0	838	-6.0
山東	900.9	17.1	1,303	0.6	1,039	-4.3	901	-3.4
河南	805.1	0.4	815	-21.6	436	-21.9	484	-24.6
湖北	539.6	18.3	751	0.1	538	-3.8	516	4.2
湖南	243.4	17.3	533	10.4	416	7.5	361	3.7
広東	497.2	22.4	1,261	8.1	967	2.6	957	15.0
広西	138.9	14.1	562	48.3	429	43.0	393	65.1
海南	0.6	-49.0	1	-50.0	0	-	0	-
重慶	95.0	16.2	258	5.3	181	27.5	192	28.9
四川	176.5	0.5	314	3.3	194	1.6	184	0.6
貴州	27.1	136.8	12	33.3	5	-28.6	3	200.0
雲南	14.3	1.0	35	-14.6	20	-35.5	24	9.1
西藏	1.1	-40.4	7	-46.2	2	-77.8	5	-16.7
陝西	84.7	56.8	108	8.0	71	-2.7	77	18.5
甘肅	25.5	67.8	41	78.3	29	81.3	25	177.8
青海	11.7	236.0	13	18.2	9	350.0	7	-12.5
寧夏	62.4	301.6	79	102.6	64	106.5	43	48.3
新疆	51.3	-1.1	83	-10.8	51	-13.6	42	-12.5
東部 11省市	5,430.6	19.2	11,795	4.3	8,459	5.9	8,459	6.6
中部 8省	2,938.6	11.8	4,695	-1.3	3,231	1.6	3,231	-4.6
西部 12省 区市	771.0	26.9	1,595	18.1	1,064	21.0	1,064	27.6

注：農村部を含まず。出所：国家統計局

2013年繊維産業の収益

繊維産業のGDP成長に相当する2013年度工業増加
値伸び率は8.7%で、国の成長率7.7%を上回ったもの
の、12年比3.5ポイント下落した。

統計対象となる3万8,618社の主要業務収入合計は
6.38兆元、利益総額は3,506億元で前年比11.5%、
15.8%それぞれ増加した。赤字企業は11.5%に相当
する4,447社で、赤字総額は206億元。繊維産業全体
の粗利率は12.4%で前年より0.5ポイント低下した。

2013年中国繊維産業経済指標

項目	単位	2013年	前年比増減%
企業数	社	38,618	
赤字企業数	社	4,447	0.3
主要業務収入	億元	63,848.87	11.5
主要業務コスト	億元	55,955.43	12.2
主要業務税金・付加	億元	326.68	13.0
営業費用	億元	1,281.78	12.0
管理費用	億元	1,895.06	11.3
財務費用	億元	777.30	7.2
うち利息支出	億元	695.91	6.2
利益総額	億元	3,506.05	15.8
赤字企業損失額	億元	205.58	-0.8
未払い増値税	億元	1,607.53	15.7
資産合計	億元	39,872.25	9.1
うち流動資産	億元	22,387.82	8.9
うち売掛金	億元	4,434.57	8.7
うち在庫	億元	6,217.88	8.3
うち製品	億元	2,741.25	4.9
負債合計	億元	22,239.08	8.6
輸出販売額	億元	9,545.06	7.2

注) 出所：国家統計局

2014年繊維産業の展望

2014年2月23日に中国紡織工業聯合会が開催した
フォーラムの席上、高勇副会長兼秘書長は2013年を
振り返り「持続的な低成長期に入った」との認識を
示す一方、固定資産投資額の伸びが17.3%に止まっ
たことについて「かつては30%台、高い年は40%を
超えていた。減速感が強い」と指摘した。工業増加
値が8.3%増だったことに対しても「国のGDP成長率
が7%台なら製造業は9%台の成長が必要。8%台では
国のニーズに応えられていない」と不満を示した。

内外需要については、第12次5カ年計画（2011
～15年）を立案する際「輸出の鈍化を内需で補う」
と想定していたが、2013年は逆になった点を指摘。
12・5計画は5年間で社会消費品小売総額を倍増させ
る目標を掲げており、それには年率15%の伸びが必要。
「全体の伸びが13.1%に止まり、衣料品はそれ
をも下回る11.6%。内需促進で繊維が存在感を示す
には多くの取り組みが必要」と強調した。

その上で高副会長は2014年も数値的には「安定
的」に推移するとしながらも、質的には「両端」＝
川上と川下で変化が起きる可能性を示唆した。川上
の変化は綿花価格。中国は綿作農家保護のため綿花
を定額で買い上げ、備蓄し、市場に放出する。綿花
輸入も統制下にあり、国内の綿花相場は国際相場に
比べ、1トン当たり5,000元前後高いという問題が
業界を苦しめてきた。その対応策として綿糸輸入が
急増したことは前述した通り。これに対し国務院は
2014綿花年度（14年9月～15年8月）から新疆綿を
対象に、農家への補助金制度を試験的に導入するこ
とを明らかにしている。政府が備蓄している綿花は2

年分もあり、実際にどの程度の価格で放出されるかに注目が集まっている。

川下の変化とは消費市場である。農村部の人口は全体の約4割を占めるが、消費は12%程度しかない。内需促進は農村部の潜在需要を掘り起こすことがカギだという認識だ。都市部でも従来型百貨店の凋落、インターネット販売やショッピングモールの伸長等小売業態間の競争も激化しており「どこで、誰に売めるのか」が大きな課題になってきそう。

具体的な問題点と改善要望

日本の繊維産業にとって、中国は輸出・輸入ともに最大の貿易相手国であり、日本企業による中国への直接投資（現地生産）も多い。また中国から見ても日本は最大の輸出先（2000年前後は日本が1位、現在順位は後退したが依然として2.9兆円超の規模）の一つである。この様に相互に最重要パートナーとの認識の下、両国繊維業界は、日本繊維産業連盟と中国紡織工業連合会の業界間国際会議「日中繊維産業発展・協力会議」を2004年から開始させ、相互の産業発展、貿易拡大のための各種情報、意見交換を行ってきた。

その後、アジアの繊維先進国同士の新たな協力関係構築を目指して、韓国を加えた「日中韓繊維産業協力会議」を2010年から立ち上げ、協力関係をさらに発展させ、繊維先進国として相応しい見識と豊富な経験を活かして意見交換を深め、相互の繊維産業の発展に結びつく方策を見出している。

環境保護、省エネを織り込んだ産業政策と製品安全対策

昨年から大きくクローズアップされた重度の大気汚染に代表されるように、中国にとって環境問題は喫緊の課題となっている。中国政府も最重点で取り組んでいるが、日本の繊維産業界は世界に先駆けて環境問題に直面した実績があり、長年培った繊維技術や特殊機能を付与した繊維製品は、大気・水環境の保全、浄化に大いに貢献するものである。中国の繊維業界とも各種の情報交換を行っているが、中国政府としても環境対策のために有効な繊維技術、繊維製品が積極的に導入、活用されるような制度作りを要望する。

中国は既に世界最大の繊維生産国であり、繊維産業自体の環境問題への対応も重要である。地球温暖化対応（CO2削減）の観点からの省エネ、リサイクル、非石油由来の各種繊維開発、有害化学物質の排出削減、大気汚染、水質汚濁防止等への徹底した取

り組みが必要である。

また繊維製品オペレーションのボーダレス化が進む中、製品安全に係わる情報交換、業界基準と運用に関する情報の共有を推進し、共有の懸案課題の検討を実施していくことも重要なテーマとなっている。

知的財産権保護について

知的財産権保護の問題は日中の繊維産業界双方とも重要な課題と認識、2008年末に日本繊維産業連盟と中国紡織工業協会（現联合会）の間で覚え書きを締結した。知的財産権侵害の内容は様々であるが、繊維産業において最も多く深刻なのは i) 商標の冒認登録 ii) インターネットサイト等での模倣品の横行の2点。冒認登録とは、例えば日本のアパレルの著名商標が、中国の第三者によって中国で登録されてしまい、現地での販売行為に支障を来すもの。模倣品は、日本アパレルのブランドやデザインを無断でコピーした商品であり、そのブランド価値や企業イメージを毀損するもの。

現在、覚え書きに基づいてこうした問題の解決・予防策を協議中であるが、中国国内企業、国民への更なる啓発が必要である。今後の日本企業の中国への投資活動を促進する上でも知的財産権保護に関する協力が重要であり、昨年度に引き続き商標登録審査の厳格化、模倣品に対する取り締まり強化を希望する。

自由貿易協定（FTA等）に向けた取り組み

前述の通り日中の繊維貿易は巨大であり、貿易自由化が実現された場合の効果は非常に大きい。貿易自由化、特に関税撤廃は相互の国内産業への影響もあり、その影響について慎重に検討しなければならないが、日本の繊維産業界は、中国からの輸入拡大の脅威よりも、成長する中国市場向けの輸出拡大の機会に期待しており、その意味で一昨年（2012年）11月に合意された日中韓FTA交渉の開始を歓迎するものである。

「日中韓繊維産業協力会議」では、日中韓FTAに関して業界（民間）ベースで研究を既に始めており、相互の繊維産業の発展、貿易・投資の拡大に資するFTAのルール等について意見交換を進めている。このように繊維業界における相互理解は着実に進んでいるが、関税撤廃、原産地規則はもとより、知的財産権保護の問題、製品安全基準の統一等の非関税障壁についても情報交換や共同での研究を早期に進める必要があり、この推進については中国政府としても積極的な支援を希望する。

投資、事業運営に関する障害、各種問題点の是正

一昨年度から引き続き要望する貿易実務面での問題点

- ・輸出増値税の還付金については、地域により異なるものの概ね入金に半年から一年かかっており、企業経営を圧迫している。一般に諸外国において付加価値税は、輸出の場合原則100%免除が基本であることを考慮すると、本制度は特殊なものであり、少なくとも申告から還付までの期間を短縮して企業負担の軽減を図っていただきたい。
- ・外貨決済による中国を産地とした三国貿易において、仕入先に対する決済のタイミングを、売り先からの入金確認がない段階でできるよう改善を要望しているが、現状変化はない。中国からの輸出拡大の奨励策として引き続き規制緩和を求める。

ーその他引き続き改善を要望する点

- ・アパレル製品に関する品質表示基準について、依然として商品の下げ札に記載する品質表示基準が不明確で、各省により異なったルールが運用されている。また品質表示は、混率や組成状況および商品品質の分類記載も必要以上に細かく求めているため、遵守する企業は限られている。中国全土での統一基準の制定を要望すると共に、品質表示をより簡素化し、遵守可能なルール運用をしていただきたい。
- ・品質管理基準については、自社の基準を企業基準として登録できる対象を、生産型企業に限定せず、非生産型企業も対象とするルール改正を引き続き要望したい。また国内販売する商品の品質検査は、CNAS（中国適格評定国家認定委員会）とCMA（中国内販試験検査機関）双方から認定・認証を受ける必要があり、これにより企業はほぼ同内容の監査を2度受け入れなければならない。品質検査機関への認定・認証はCNASとCMAのどちらか片方で済むような改正を要望する。

期間を数カ月程度にまで短縮するよう希望する。

- ⑤外貨取引における仕入先への決済時期の改善を引き続き希望する。
- ⑥アパレル製品の品質表示法に関しては、全国統一かつ簡略化してルール遵守可能な法律の運用を希望する。
- ⑦品質管理基準について、生産型企業以外でも自社基準を適用できるよう、また品質検査機関への認定・認証はCNASまたはCMAいずれかとするよう希望する。

<建議>

- ①環境保護、省エネ、製品安全対策を織り込んだ産業政策が望まれるが、喫緊の課題として環境問題の解決に貢献する繊維製品・技術の導入強化と、製品安全に係わる情報交換を希望する。
- ②知的財産保護について、引き続き商標登録審査の厳格化、模倣品に対する取り締まり強化を希望する。
- ③自由貿易（FTA等）に向けた取り組みに関し、中国政府としての積極的な支援を希望する。
- ④輸出増値税の還付のタイミングについて、

2. 化学工業

2013年の中国の石油・化学工業市場は、中国経済が成長速度の調整期に入らな中で全体的に穏やかに成長し、売上総額は前年比9.2%増の13.3兆元(中国石油・化学工業連合会)となった。2014年も、都市化の進展、生活水準の向上等に代表される内需拡大に支えられて、売上総額は前年比9.5%増の14.6兆元(同連合会)と予測されている。その一方で、過剰設備などの問題も顕在化しており、構造改革への取り組みが重要な課題となってきた。

輸入原油量は継続して増加

2013年の中国原油需要は、前年の成長率4.6%よりもやや鈍化したものの、前年比で2.6%伸びて4.9億トンに達した。一方、原油輸入は、昨年9月には初めて米国を抜き単月での世界最大の輸入国となり、2013年通年の純輸入量は前年比4.4%増えて2.8億トンとなった。2014年は、通年で米国を抜いて世界最大の原油輸入国となると見込まれている。原油輸入依存度も前年より1ポイント増えて57%、石油輸入依存度も58%となったが、今後もエネルギー消費の拡大が見込まれる中、国务院のエネルギー開発第12次5カ年計画の中でも石油の輸入依存度を61%に抑えろとの方針が掲げられており、非化石エネルギーの発展を推進するとともに、中国資本による海外での資源確保の動きや非従来型エネルギーの開発、実用化に向けた動きも継続している。13年10月にはシェールガス産業政策が発表され、シェールガス開発を国家戦略的新興産業と定め、政府は財政支援を強化し、様々な投資主体の市場参入を奨励している。

表1：原油

(単位：億トン)

	10年実績	11年実績	12年実績	13年実績
原油生産量	2.02	2.03	2.07	2.08
純輸入量	2.35	2.51	2.69	2.80
消費	4.37	4.54	4.76	4.88
輸入依存度	54%	55%	56%	57%

出典：中国国家统计局、中国通関統計

エチレン、プロピレンともに生産量は増加

化学品の基礎原料であるエチレンの2013年生産量は、大慶石化(黒竜江省)、撫順石化(遼寧省)、武漢石化(湖北省)のスタートにより、前年比8.5%増の1,623万トンとなり、過去最高だった2011年を100万トン近く上回った。

一方、プロピレンは、フェノールやアクリル酸などの誘導品の新增設も本格化し、2013年の生産量は、前年比

5.6%増の1,620万トンとなった。従来のエチレン系、リファイナリー系の生産に加え、石炭由来のメタノールからオレフィンを生産するMTOプロセスや、プロパン脱水素法(PDH法)による生産も積極的に進められている。特にPDH法による生産は、拡大するプロピレン需要をにらんで各地で投資計画が一気に拡大しており、13年9月に天津渤海化工集団による中国初のPDHプラントが操業を開始した。これらの計画が順調に立ち上がれば東アジアのプロピレン需給が大きく変化する可能性もあり、今後の動向が注目される。

表2：エチレン

(単位：万トン)

	10年実績	11年実績	12年実績	13年実績
生産	1,421	1,528	1,487	1,623
輸入	82	106	142	170
輸出	3	1	0	0
消費	1,500	1,633	1,629	1,793
消費対前年		8.9%	-0.2%	10.1%

出典：中国国家统计局、中国通関統計

表3：プロピレン

(単位：万トン)

	10年実績	11年実績	12年実績	13年実績
生産	1,329	1,467	1,534	1,620
輸入	152	176	215	264
輸出	0	0	0	0
消費	1,481	1,642	1,749	1,884
消費対前年		10.9%	6.5%	7.7%

出典：CPCIF、中国通関統計

誘導品の過剰設備問題が顕在化

エチレンやプロピレンの新規プラント稼働が続く中、誘導品の新增設も相次ぎ、過剰設備問題が顕在化してきている。フェノールやカプロラクタムなどでは輸入品との競争が激化しており、需給バランスが大きく崩れてきている。また、中国が世界の約7割の生産量を占めるポリエステル繊維の原料である高純度テレフタル酸(PTA)の様に、需要を大きく上回る設備増設が続いている製品もある。PTAの設備能力は、12年以降約1,100万トンの新增設が行われ13年には約3,300万トンとなっており、2014年には更に1,400万トンを超える設備能力増が計画されている。これらの誘導品においては、稼働率の低下が顕在化しており、過剰設備問題が危急の課題となっている。

化学工業分野における具体的な問題点と改善要望

今や中国は世界の主たる製造拠点であり、その中で化学品はあらゆる産業の素材として幅広く使用されている。化学工業は中国の数多くの産業のサプライチェーンの基盤をなしており、その化学工業が健全かつ継続的な

事業運営を行うことが今後の中国の経済発展において不可欠である。そのために、事業基盤の更なる整備が推進されることが必要である。

過剰設備問題への対応

鉄鋼、セメント、造船等の業種については既に過剰設備の問題が指摘され、2013年10月には「生産能力の著しい過剰の解消に関わる指導意見」が発表され具体的な生産能力の削減目標が設定されるなど、数々の施策が出されているが、化学工業においても近年急速に過剰設備の問題が顕著になってきており、中国石油・化学工業連合会において重点課題の一つと位置付けられている。

最近では、窒素肥料、燐酸アンモニウム、クロルアルカリ、ソーダ灰、カーバイド、メタノール、フッ素シリコンの無機化学品を中心に、過剰設備の問題解消の対策が検討され国の取り組みが始まっているが、前述の高純度テレフタル酸、フェノール、カプロラクタムなどの一部の有機化学品でも過剰設備が顕著なケースが目立っており、稼働率の低下が深刻な影響を及ぼしている。一方で、供給過剰の環境においても設備統合を上回る勢いで次々と新增設計画が打ち出され、加えて一部に環境規制を遵守しない操業も見られ、需給バランスは更に悪化し市場の混乱を招いている。

需要に見合った生産能力の実現、かつ環境規制を遵守した操業の徹底により、化学産業が健全かつ継続的に発展できる環境が整えられることが急務である。

省エネ・環境保護への対応

化学産業と環境は共存していく関係にあり、今後の社会と化学産業の発展の為に、適切な環境保護及び継続的な省エネ推進は必要不可欠なものであると認識している。

第12次五カ年計画(2011～2015年)では、環境汚染物質の対象が増え、二酸化炭素排出削減、GDP当りのエネルギー消費量の削減も含めた削減目標値が設定され、地方によってはさらに厳しい目標値が設定された。前期の五カ年計画(2006～2010年)では、環境汚染物質排出削減目標や省エネ削減目標を達成するために、中央政府から厳しい削減目標量が地方へ割り振られ、各地方では各地域、更には各工場に一律に設定され、その達成が強要されたケースが発生している。

今後規制等を実施するに当たっては、法令を遵守し自主的に省エネ・環境問題に取り組んでいる企業が不利にならぬよう「一律何%削減」等の画一的な規制ではなく法定基準の遵守実績等も勘案し、合理的で実態に即したきめ細かい施策の実施が必要である。

化学品管理

化学品のサプライチェーンに繋がる中国の多くの産業

活動に支障をきたさないようにするため、化学品管理の申請手続きが遅滞なく行われ、規定や基準が更に明確で合理的なものとなることが急務である。加えて、法改正等での意見具申稿公表を行う際には、意見具申期間について十分な時間の設定が必要である。

危険化学品関連

改正「危険化学品安全管理条例」が2011年12月1日に施行され、2014年4月現在までに多くの実施細則と関連法規が公表または施行されているが、未だ危険化学品の判定基準により危険化学品と判定された場合の登記開始時期や猶予期間が明確になっていない等により、企業にとって法令対応が十分にできる環境が整っていない状況にある。

企業が営業活動に支障なく確実に登記できる様、登記開始時期の前広な通知が必要であり、また、登記の猶予期間についても、十分な移行措置期間の設定を行うことが合理的である。

また、危険化学品の判定基準(意見募集案)は公表されたが、該当項目が多すぎる(GHS区分94項目での81項目は判定基準とされる)。GHS区分の注意喚起語は「危険」と「警告」(又は注意喚起語なし)に分けられており、注意喚起語が「危険」となる区分のみを危険化学品の判定基準とする事が合理的である。

更に、輸入・生産における危険化学品登記と、生産・使用における危険化学品の環境登記において、取扱量が少量の化学品については円滑な商行為のために、一定数量(例:年間1,000kg)以下について登記を免除する規定の設定が急務である。

次に登記の手続きにおいて、GHS分類(物理化学危険性)に必要なデータ及び登記表に記載する必要のある物理化学データについて、安監総局が指定するラボの試験データ、外国GLPラボのデータ、国内外の権威のあるデータベースに掲載されているデータの採用は認められているが、企業が自ら採取した試験データの採用は認められていない。試験方法の明記を条件として、企業自有データの利用が望まれると共に、企業自有データにより危険化学品に該当する旨GHS分類されているような場合は、追加の試験を必要としないなど手続きの簡素化の検討が必要である。

2012年2月、国家品質監督検査検査総局より「輸出入危険化学品及び包装への検査管理についての通知」が施行され、危険化学品目録(2002年版)に掲載されている3,800種類余りの化学品を対象として輸入検査が強化された。当該通知では、HSコードに従って検査を要求すると規定されているが、税関によっては、中国で危険化学品ではない物質がGHS分類・表示されている場合、輸入通関時に危険化学品と間違われ、通関できないトラブルが

多数発生した。危険化学品とGHS分類されたラベル製品とで管理を混同させないよう、税関及び関係部署を含め事前のアナウンス、説明会の開催による周知徹底が必要である。

危険化学品は国際的にも貯蔵・輸送に関して厳しく管理されており、中国でも同様である。しかしながら、貯蔵・輸送における当局に対する手続きが非常に煩雑である。例えば国内輸送の場合には「地方運輸管理規則」に従い輸送しているが、上海のような地方規章が各省で次々と公布/施行されると、複数省にまたがる輸送では各省毎の手続きが必要となり、円滑な物流の支障となる。特に規制が厳しい劇毒品の輸送では通常手続き以上の時間を要し生産・調達に支障をきたす場合もある。また輸出においても、出荷する空港・港湾毎に規定が異なっている為、各場所の規定に即した書類をそれぞれ作成し提出する必要があるなど、スムーズな経済活動の支障となっている。国内外の輸送について、地域毎や空港・港湾毎の規定を統一化することで、煩雑な書類作成や手続きを合理化することが望まれる。また、危険化学品、特に劇毒品の輸送手続きに関して手続きの簡素化が必要である。

登記時のSDS審査について、危険化学品登記資料としてのSDSに対する一部の地方登記弁公室の審査の水準が過度に厳格にならないような法規制の運用が望まれる。

また、SDS作成国家標準に従って作成されたSDSであれば危険化学品登記で使用可能とすることが合理的である。

新規化学物質関連

「改正新規化学物質環境管理弁法」が2010年10月15日より施行されたが、生分解性試験、魚毒試験及び蚯蚓急毒試験の3つの生態毒性試験については、中国の生物により国内施設で実施した試験データしか認められていない。国際整合性の観点から、国際ガイドラインに従い取得した毒性データの受け入れ等の要望を、各方面から既に提出しているが、未だ実現されていない為、引き続き、外国で取得された然るべき根拠のある試験データの採用を要望したい。また、生態毒性試験を実施できる環境保護部指定のラボは現在10カ所しかなく、試験依頼数に対して処理能力が不足しており、数カ月の順番待ちや試験品質に影響を与えている。これは企業が新たな事業展開をする上で遅滞要因となっている為、試験従事者の育成、試験設備の充実及び拡充による処理能力の向上を試験機関により強く働きかけるとともに、指定試験機関数の増加をめざした施策が求められる。

「改正新規化学物質環境管理弁法」に基づく申請手続きにおいて、2012年1月より簡易申告の電子化申請が開始されたが、電子化申請と捺印した書類提出を同時に求められている為、行政から修正指示があった場合、捺印

書類も含め全て再提出となり認可までに必要以上の時間と手間を要している。捺印された書類の提出を電子化での審査完了時に行う等、手続きの簡素化が求められる。

また、登記量、用途等の情報を変更する場合には、改めて申請表を作成して申請するものではなく、変更情報を記載する変更申請票の提出で変更できる様にすることが合理的である。

更に、簡易申告と科学研究届出において、現在は少量取り扱いに対する申告免除規定がないが、申告に係る時間と効果に鑑み、円滑な経済活動を推進する為、欧米や日本における一定数量以下での免除規定と同様に、少量の場合、申告を免除することが合理的である（免除の例；EUは年間10kg以下、日本は年間100kg以下）。

また、既存モノマーから重合されたポリマーは、数が多いので、申請及び登記後の年度報告は、企業にとっては重い負担となる（実際、当局はこのような膨大な数のポリマーの申告を審査するのも負担となる）。危険有害性が極めて低いので、環境リスクの把握と防止においても、登記の必要性が見られていないため、申告免除とすることが合理的である。

改正新規化学物質環境管理弁法では、登記人は、毎年2月1日までに前年度（1月1日～12月31日）の実際の生産または輸入状況に関する年度報告書を提出することが要求されているが、登記物質の数が段々増えて行くので、1カ月の準備期間が足りなくなる。企業が年度報告を適切かつ確実に実施するために、その締切を2月1日から3月1日へ変更することが望まれる。

社会との対話と共存

化学品は多くの日常生活で使われている事に加え、社会のニーズに適応した新しい化学製品を生み出す事により、新しい価値を提供することで社会に貢献している。

一方で、化学品が有する性質・危険性に対する認識の不足や不適切な取り扱いが原因で環境汚染や事故等が発生した場合、社会のニーズに対する化学品の貢献が過少に評価され、社会の中で化学品のリスクのみがクローズアップされる事が懸念される。

今後、物性、安全性、環境面での正しい知識に基づき、生産（技術、製造プロセス）、使用、リサイクル/廃棄という製品のライフサイクルを通じて、適切な管理が継続的に維持向上されることが極めて重要である。

また、その知識の共有と実践については、申請、認可プロセスに加えて、関係当局、メーカー、学識経験者が、地域社会に対して、透明かつオープンな形で対話を進めるというプロセスが不可欠であり、関係当局の理解と積極的な支援が必要である。

＜建議＞

今や中国は世界の主たる製造拠点であり、その中で化学品はあらゆる産業の素材として幅広く使用されている。化学工業は中国の数多くの産業のサプライチェーンの基盤をなしており、その化学工業が健全かつ継続的な事業運営を行うことが今後の中国の経済発展において不可欠である。そのために、事業基盤の更なる整備が推進されることを関係当局に要望する。

1. 過剰設備問題への対応

鉄鋼、セメント、造船等の業種については既に過剰設備の問題が指摘され、数々の施策が出されているが、近年、無機化学品や有機化学品についても過剰設備が顕著なケースが目立っており、稼働率の低下が深刻な影響を及ぼしている。一方で、供給過剰の環境においても設備統合を上回る勢いで次々と新增設計画が打ち出され、加えて一部に環境規制を遵守しない操業も見られ、需給バランスは更に悪化し市場の混乱を招いている。

需要に見合った生産能力の実現、かつ環境規制を遵守した操業の徹底により、化学産業が健全かつ継続的に発展できる環境が整えられることを関係当局に要望する。

2. 省エネ・環境保護への対応

化学産業と環境は共存していく関係にあり、今後の社会と化学産業の発展のためにも、適切な環境保護及び継続的な省エネ推進は必要不可欠なものであると認識している。

今後規制等を実施するに当たっては、法令を遵守し自主的に省エネ・環境問題に取り組んでいる企業が不利にならぬよう「一律何%削減」等の画一的な規制ではなく法定基準の遵守実績等も勘案し、合理的で実態に即したきめ細かい施策の実施を関係当局に要望する。

3. 化学品管理

化学品のサプライチェーンに繋がる中国の多くの産業活動に支障をきたさないようにするため、化学品管理の申請手続きが遅滞なく行われ、規定や基準が更に明確で合理的なものとなることを要望する。加えて、法改正等での意見

具申稿公表を行う際には、意見具申期間について十分な時間の設定を要望する。

1) 危険化学品関連

①猶予期間

危険化学品リストに記載されていない、危険化学品の判定基準により危険化学品と判定された場合には、危険化学品の登記が必要となり、これらの物質の登記については、登記手続き開始時期が未だ明確になっていない。登記開始時期の前広な通知を要望する。また、登記の猶予期間についても、企業が営業活動に支障なく確実に登記できる様、十分な移行措置期間の設定を要望する。

②判定基準の公表

危険化学品の判定基準（意見募集案）は公表されたが、該当項目が多すぎる（GHS区分94項目での81項目は判定基準とされる）。GHS区分の注意喚起語は「危険」と「警告」（又は注意喚起語なし）に分けられており、注意喚起語が「危険」となる区分のみを危険化学品の判定基準にして頂きたい。

③免除規定の設定

輸入・生産における危険化学品登記と、生産・使用における危険化学品の環境登記において、取扱量が少量の化学品については円滑な商行為のために、一定数量（例：年間1,000kg）以下について登記を免除する規定の設定を要望する。

④企業自有データの承認

登記において、GHS分類(物理化学危険性)に必要なデータ及び登記表に記載する必要のある物理化学データについて、安監総局が指定するラボの試験データ、外国GLPラボのデータ、国内外の権威のあるデータベースに掲載されているデータ以外に、試験方法の明記を条件として、企業自有データの利用を認めてほしい。また、企業自有データにより危険化学品に該当する旨GHS分類されているような場合は、追加の試験を必要としないなど手続きの簡素化も併せて検討願いたい。

⑤GHS分類との混同トラブルの回避 (手続き関連)

中国で危険化学品ではない物質がGHS分類・表示されている場合、輸入通関時に危険化学品と間違われ、通関できないトラブルが多数発生した。危険化学品とGHS分類されたラベル製品と

で管理を混同させないよう、税関及び関係部署を含め事前のアナウンス、説明会の開催による周知徹底を要望する。

⑥輸送に関する規制緩和

上海のような地方規章が各省で次々と公布/施行されると、複数省にまたがる輸送では各省毎の手続きが必要となり、円滑な物流の支障となる。国内外の輸送について、地域毎や空港・港湾毎の規定を統一化することで、煩雑な書類作成や手続きを合理化することを要望する。また、危険化学品、特に劇毒品の輸送手続きに関して、手続きの簡素化も要望する。

⑦登記時のSDS審査

危険化学品登記資料としてのSDSに対する一部の地方登記弁公室の審査の水準が過度に厳格にならないような法規制運用をお願いしたい。SDS作成国家標準に従って作成されたSDSであれば危険化学品登記で使用可能とすることを要望する。

2) 新規化学物質関連

①他国試験データの採用

新規化学物質環境管理弁法が2010年10月15日に施行されたが、一部の生態毒性試験については、中国の生物により国内施設で実施した試験データしか認められていない。国際整合性の観点から、生態毒性に関する外国で取得された然るべき根拠のある試験データ（海外のGLPラボの試験報告書）を採用することを要望する。

②試験機関の数を増やす

中国で実施する生態毒性試験が実施可能なラボは現在10カ所しかなく、試験依頼数に対して処理能力が不足しており、数カ月の順番待ちや試験品質に影響を与えている。試験従事者の育成、試験設備の充実及び拡充による処理能力の向上を試験機関により強く働きかけるとともに、指定試験機関数の増加をめざした施策を要望する。

③少量申告の免除

簡易基本申告(商業用1t以下)と科学研究届出(研究用100kg以下)において現在は少量の場合の申告免除の規定がないが、申告に係る時間と効果に鑑み、円滑な経済活動を推進する為、欧米や日本における一定数量以下での免除規定と同様に、少量の場合、申告を免除する規定の設定を要望する（免除の例；EUは年間10kg以

下、日本は年間100kg以下）。

④手続きの簡素化（簡易申告）

簡易申告における電子化申請時に、捺印した書類提出を同時に求められている為、行政から修正指示があった場合、捺印書類も含め全て再提出となり認可までに必要以上の時間と手間を要している。捺印された書類の提出を電子化での申請完了時に行う様、手続きの簡素化を要望する。

⑤年度報告の締切期限の延長

登記物質の数が段々増えて行くので、1カ月の準備期間が足りなくなる。年度報告の締切を2月1日から3月1日までに変更して頂きたい。

⑥簡易特殊申告の変更手続きの簡素化

登記量、用途等の情報を変更する場合には、改めて申請表を作成して申請するものではなく、変更情報を記載する変更申請票の提出で変更できるようにして頂きたい。

⑦既存モノマーから重合されたポリマーの申告免除

既存モノマーから重合されたポリマーは、数が多いので、申請及び登記後の年度報告は、企業にとっては重い負担となる（実際、当局はこのような膨大な数のポリマーの申告を審査するのも負担となる）。危険有害性が極めて低いので、環境リスクの把握と防止においても、登記の必要性が見られていないため、申告免除をして頂きたい。

4. 社会との対話と共存

化学品は多くの日常生活で使われている事に加え、社会のニーズに適応した新しい化学製品を生み出す事により、新しい価値を提供することで社会に貢献している。

物性、安全性、環境面での正しい知識に基づき、生産（技術、製造プロセス）、使用、リサイクル/廃棄という製品のライフサイクルを通じて、適切な管理が継続的に維持向上されることが極めて重要である。

その知識の共有と実践については、申請、認可プロセスに加えて、関係当局、メーカー、学識経験者が、地域社会に対して、透明かつオープンな形で対話を進めるというプロセスが不可欠であり、関係当局の理解と積極的な支援を要望する。

3. 医薬品

医療分野における 日中の連携強化の重要性

社会の近代化、国民所得の向上を背景として、「医薬品・食品の安全」への社会の関心が高まり、医療サービスへのニーズが増大しているなか、医療サービス体制の整備を政府の重要課題として位置づけ推進している。

中国日本商会及び医薬業界組織としては、中国政府のこれら取り組みに積極的に関与して貢献していくべきと考える。

医療政策と医薬品市場の状況

「医薬衛生体制改革重点实施方案（2009年～2011年）」において中国政府は、2009年より3年間で約12兆円（8,500億元）を投じて、薬価制度・医療保険償還制度・医薬品入札制度等の新制度構築、公立病院の効率化、流通再編を実施した。

また、それに引き続き2011年から2015年までの五カ年計画である「第12次五カ年計画（十二五）」の重点項目、すなわち①国家基本薬物制度の全面的な整備、②公立病院の改革、③基本医療保障の強化、④医療ネットワークの充実、⑤重大疾患の監督管理強化、⑥中国特有の医療・医薬の発展推進、⑦医療機関運営の開放、⑧医師の診察・医療行為の自由化の実施による加速化、そして2020年に向けての目標である「健康中国2020」では、今後の医療制度改革、国家医療戦略、2020年までの国民の健康維持管理に関わる事業発展計画、医薬品・食品安全管理、医療設備投資などの取り組みを示している。

上記の連続且つ複合的な政策方針に則り、「医薬品価格に関する法整備」「新GMP」「GSP規定」等々各種の新しい関連法規が公布されており、制度化は着実に進んでいる。

市場を見ると、2009年の中国医薬品市場の総売上高は2,690億元、増加率は27%と過去5年にわたり連続二ケタ成長を続けている（出典：SFDA南方医薬経済研究所）。また、中国医薬品市場の将来は2020年まで年13～15%の成長を続けると予測する報告もある（出典：The Boston Consulting Group）。一方、中国での研究開発投資も増えており、グローバル製薬企業の研究開発拠点はすでに30拠点を上回っており、中国市場は益々重要となっている。

日本企業が直面する問題点

日本の医薬品企業は多くの革新的で有用性が高い医薬品を中国の患者に提供してきており、また、中国の改革開放に伴い、多くの日本医薬品企業が積極的に中国に投資してきた。2013年に設立された中国日本商会メディカルグループの内、医薬品メーカーは22社となり、事務所・研究開発・生産・販売または投資会社を設立し、中国の医療・人々の福祉に積極的に貢献している。

また、日本の医療制度は世界的にも効率が高い（2010年の総医療費は対GDP比9.5%で、世界第16位）ことで知られ、1961年以降は全ての国民が何らかの医療保険に加入しているなど、官民双方が国民に満足度の高い医療サービスの提供と医薬品産業の振興の両立を積極的に図ってきている。今後も、中国日本商会・官民訪中などの活動を通じて、日本の経験が中国の医療改革に役立つよう積極的に交流活動を行っていく予定である。

この様に中国で活動し、中国の医療に日々貢献している日本医薬品企業も以下の諸問題に直面しており、中国政府に改善を希望する。

法規の実施細則作成と改正時の対話促進

法規作成・改正時の実施細則の作成と周知徹底を希望し、日系製薬企業との対話実施として以下を要望したい。

中国当局は、医療改革を推進するなかで各種法規・ガイドラインの作成・整備を進めているが、その運用に当たっては実施細則の作成と周知徹底が望まれる。

また、日中間の政府・民間レベルでの対話は定期的・不定期的なものを含め実施されており、中国関係当局も日本との対話に前向きである。しかしながら、中国の法規作成・改正における意見聴取の局面においては、日系製薬企業との対話が実施されていないため、日系製薬企業の意見が十分に反映できていない状況にある。

新薬開発における審査・許認可制度の改善

新薬開発は、現在多数の症例での検討が必要となっており、複数の国家・地域で同じ臨床試験を同時に実施することが一般的になっている。多くの人口を有する中国は開発拠点としても医薬品市場としても世界の注目を集めており、中国当局は規制・運用基準のグローバル化を進めているが、未だ改善余地が数多く残っている。また、イノベティブ医薬品の開発とその適正使用を推進するため、医薬品の特許に関わる優遇措置や承認審査に係る情報の積極

的な公開が求められている。さらに、CDEが2013年に発表した「2012年度中国医薬品審査報告」によれば、国外既承認国内未承認薬剤の検証性試験のCTA審査開始までの待ち時間は15カ月であり、NDA審査開始までの待ち時間は24カ月である。前年と比較して、更に延びている。

CFDAは2013年2月に「医薬品の審査・承認制度の改革を深化させ、イノベーションを一段と奨励することに関する意見」を発表し、①新薬審査評価理念の変化による良好な新薬創製環境の構築、②ジェネリック品審査評価策略の調整による審査評価資源の合理的配置、③薬物臨床試験品質の管理強化、④小児用薬物の研究開発奨励など、医薬品の審査・承認制度等の更なる改革方針を明らかにした。この方針に基づいた早期の関連法整備並びに研究開発の推進を期待する。

薬価決定プロセスの早期確立

現行法規では、品質を薬価に反映させる評価基準が未確立であるため、世界に流通しているオリジナル薬と海外では受け入れられない基準で製造・管理されているジェネリック品の価格差を問題視し、オリジナル薬の価格を引き下げようとする動きも顕在化している。品質の格差問題が是正できていない中で、価格引き下げのみを目指す現在の薬価・入札制度では、安全で信頼できる医薬品を真摯に製造（輸入）・供給しようとする企業努力に応えることはできない。また、単純なオリジナル薬の価格引き下げは、ジェネリック品の市場性を減少させ、健全な国内企業の育成を脅かすことにも繋がる可能性がある。オリジナル薬の製造（輸入）・供給推進並びにジェネリック品の保護に対応する薬価算定方法の分離が望まれる。

MAH制度の導入

今日、医薬品製造は、国境を跨いだ委託生産が広く行われており、日本を含む主要国は全て販売業許可制度を導入済である。中国においては未だ国内企業が国内で製造することを前提とした製造販売許可制度を続けているため、グローバル基準に沿ってMAH(Marketing Authorization Holder：販売業許可制度)の導入が望まれる。

安全で信頼できる医薬品の供給

2013年末までに、中国の無菌医薬品製造企業の新版GMP合格率は60.3%である。認証を取れない主な原因は施設などのハード面ではなく、品質管理システム、リスク管理システム等のソフト面が不十分であるためだと考えられる。今後、認証を

取るだけでなく、その後は確実に持続的に且つ安定的に医薬品の製造、安全で信頼できる医薬品の供給が望まれる。

医薬品の安全性と品質は製造基準（GMP）のみならず、長期安定性、製品の流通管理、副作用情報をはじめとする安全性情報の収集・提供などによって担保される。2013年2月には、「医薬品経営品質管理規範」（GSP）が公布され、流通面において医薬品企業の資質向上、経営行為の規範化、品質安全保証に対しての役割を果たすよう求められている。しかしながら、中国における規制・監視の対象は、品質管理基準（GMP）改正、医薬品品質一致性評価、医薬品製造原料・副原料に対する規制（DMF制度）導入、医薬品製造所並びに市場での監視強化といった初期段階に留まっている。また、中国当局が取り組んでいる法規制定・改正も、当局に経験と人材が不足している現状での実施は、種々の不合理な問題を生み出しており、また運用面においても承認審査の遅れが恒常化しており、製品の安定供給に支障を来している。

商業賄賂

政府は医療改革の中で広く国民に平等の医療を提供するために、不当、過度な医療費の監視抑制の一環として、これまで数々の商業賄賂撲滅のための規則や通知を公布して、取り組みをしている。特に2013年GSK事件以後、衛生計画生育委員会は「2013年 医薬品購入・販売及び医療サービスの不正行為を是正するための特定管理業務実施に関する意見」の検討に入った。

これにより、集中購買制度、医薬品販売の秩序整備等を推進していくといわれている。

今後とも強く取締りを実施することを希望している。

OTCの承認審査簡素化とスイッチOTC

多くの海外でOTCとして承認されている安全性が高いOTC製剤については、既存の要件より申請時の資料要件の軽減化と臨床試験の省略化を行い、申請ハードルを低減することが望まれる。また、増大が見込まれる医療費を低減させる有力な方法であるセルフメディケーションを浸透させるために、使用経験が長く且つ国内外で安全性が高いことが証明されているRx製剤のスイッチOTC化を推進し、患者が選択できるOTC製剤数を増大させることが望まれる。

＜建議＞

新薬を一日も早く中国国民に供給するこ

と、安全で高品質の医薬品を中国国民に供給すること、医薬品製造業の発展を願い、以下の如く、改善を提案したい。

①法規作成・改正時

- a. 実施細則の作成と周知徹底を要望したい。
- b. 中国日本商會を日系企業との窓口とした対話の実施を要望したい。

②新薬開発の審査・許認可制度

- a. 臨床試験実施に関する障害軽減に関し、以下を要望したい。
 - 1) CFDA・CDE審査担当者の増員による臨床試験許可までの期間の大幅な短縮
 - 2) CFDA・CDE申請前相談制度の充実
 - 3) 申請者との対話によるCDE審査の事務手続き期間短縮
 - 4) 輸入薬登録薬検の制度の充実、及びCDEと薬検院の連携強化
 - 5) 申請者向けCDEの研修やガイドラインの充実
 - 6) 検体の海外輸送規制のルール化及び手続きの簡素化
 - 7) オーフアンドラッグや小児適応医薬品等の開発指針作成
 - 8) 審査過程で発現する問題点と対応事例並びに申請者の機密に配慮した審査報告書の公開
- b. 申請資料要件のグローバル化に関し、以下を要望したい。
 - 1) 申請書類の簡素化と英語資料の受け入れによる中国語翻訳負担の軽減

③薬価算定並びに保険償還リスト収載手続きの透明化

- a. 最高銷售価が入札価格に反映する制度導入を要望したい。
- b. 適正な薬価算定制度の確立に以下を要望したい。
 - ・新薬創出時の研究開発費を薬価へ反映
 - ・特許品・特許切れ品にかかわらず「品質」の確保のために必要不可欠な開発費用や市販後調査、安全性情報の収集・分析に要しているコストを薬価に反映させる制度の確立
 - ・開発や品質に十分に投資できていないジェネリック品とオリジナル薬の薬価算定方法の分離
- c. 保険償還目録改定間隔の短縮を要望したい。
- d. 保険償還目録収載品目選定過程の透明

化を要望したい。

- e. 保険償還目録公布後に修正を要する箇所が発見された際の改善システムの導入を要望したい。

④販売業許可制度(MAH制度)

- a. 導入を要望したい。

⑤安全で信頼できる医薬品の供給促進

- a. 医薬品、原体の品質向上への継続努力を要望したい。
- b. 医薬品輸入許可更新の時間厳守と許可内容の速やかな通知を要望したい。
- c. 安全供給を図るため、1製品複数製造で供給が可能になることを要望したい。

⑥実勢価格を決定する集中入札制度運営方法の透明化と統一

- a. 医薬品集中入札の改善と定期実施を要望したい。
- b. 政府定価品目の入札ルールの確認を要望したい。
- c. 医薬品の「品質」評価の強化を要望したい。
- d. 入札方法の統一を要望したい。

⑦過剰処方誘因をなくし、正常な処方の促進による患者利益の最大化

- a. 医師の処方に対する利益供与への調査、摘発、罰則の強化と徹底、マスコミを使った撲滅キャンペーンの継続実施を要望したい。

⑧OTC

- a. OTC専用の承認審査制度の確立とスイッチOTCの推進を要望したい。

4. 医療機器

中国の医療機器産業状況

人口13億人を超え、高齢者の割合が増加しつつあり、巨大な医療需要が見込める市場である。2010年の60歳以上の高齢者は既に全人口の13%を越えており、2011年以降も高齢化は進み、60歳以上の人口比率が2040年には全人口の28%に達すると言われている。

近年、医療保険をはじめとする様々な医療制度改革、高齢化の進展、人間ドックや家庭での健康管理への関心の高まりなどが追い風となり、医療関連サービスに対する需要が拡大し、医療機器市場も急速に成長している。中国の医療機器市場は2000年から2010年にかけて年平均28.5%増と、世界の平均8%増をはるかに上回るペースで拡大し、2010年には1,200億元に達した（中国医療機器産業協会）。2015年には2010年の市場規模の2倍になると見込まれている。

大・中規模都市の病院では比較的医療機器が整備されているが、地方中核都市（2,3線都市）、農村部の小規模病院では医療設備が十分整備されていない。

中国の今後の市場では次のような傾向が予想される。

潜在力のある成長市場：

ローエンド市場とハイエンド市場が同時に盛況

中国の医療衛生サービスに対する支出のGDP比は4.7%だが、先進国は約10%、米国は16%に達する。いまだに医療サービスや医療機器分野への支出割合が他国に比べて少ない。また、17万5,000カ所ある医療機関の大部分の設備は旧式で、更新・買い替えの要望は高く、医療機器市場には大きな潜在力があると考えられる。

今後、政府の財政支援を受け、2,3線中小都市や郷・鎮レベルの地方中小医療機関での医療機器への需要が拡大するとみられる。

中国の医療機器市場では、ミドル・ローエンドが75%を占める一方、ハイエンドは約25%で、欧米諸国よりも低い。また、技術・設備で優れた大病院に患者が集まる傾向が強まり、病院間の設備投資競争もハイエンド製品への購買意欲を高めている。経済発展した大・中規模都市では、今後もハイエンド機器への需要が続くと予想される。

慢性疾患向け診断設備に対するニーズ拡大

高齢化の進展と共に、腫瘍、脳血管疾患、心臓病、糖尿病などの慢性疾患が増加しており、医療サービスや医療機器へのニーズが増大する。中国は糖尿病患者の増加ペースが世界一速い国となっている。

日本企業が直面する問題点

中国当局との対話実施

2013年4月に日本商会メディカルグループを発足し、白書を通じて、以前より中国行政との交流を深めることができた。2013年10月には、日中医学協会主催で、日中医療機器審査交流会を開催することができた。しかしながら、具体的な成果に結びつくレベルの交流は十分とは言いがたく、今後は実務者レベルでの更なる交流を期待したい。

法制度についてのパブリックコメントと周知徹底

中国当局は、医療改革を推進するなかで、法制度の整備を進めているが、その制定と運用にあたっては、製造販売から医療機関にわたって周知徹底が望まれる。また、新たに制定/改訂される規制の公布から施行までの期間が非常に短い場合が少なくない。運用前のパブリックコメントに十分な期間を設け広く意見を問うこと、周知から施行までに適切な期間を設けることを望みたい。

製造販売業許可制度、修理業許可制度の導入

今日、医療機器の製造は、国境を跨いだ製造工場の稼働やOEM/ODM生産等が広く行われており、日本を含む主要国は全て製造販売業許可制度（Marketing Authorization制度）を導入済みである。中国においては未だ国内製造品を前提とした製造業許可制度を続けているため、グローバル基準にそった製造販売業許可制度の導入が望まれる。また、医用電気機器に代表されるように設置後継続して使用される医療機器は、製品を適正な状態で使用することが機器の有効性、安全性維持のために極めて重要であることから、修理業の許可制度の導入も必要と考えられる。

審査基準の国際整合性

申請書類として提出する製品標準（YZB）に記載した内容への適合性が審査の基準となっている。

製品標準（YZB）では中国独自のGB/YY規格への適合性が求められる。GB/YY規格は国際規格（ISO/IEC）の参照を行いつつあるものの、中国独自の変更が加えられていたり、国際規格の古いバージョンを参照したままの場合がある。そのような場合、他国で既に承認、販売の実績がある医療機器であっても、中国向けだけに追加の適合性評価を実施したり、国際規格の旧バージョンで要求される試験を改めて中国国内で行わなければならない。また近年、新たに作成されている業界標準についても同様の状況にある。GB/YY規格に対応する国際規格が発行されている場合には、YZB規格に国際規格を引用することを公式に認めて頂きたい。

外国試験機関での試験結果の受け入れ

薬事登録プロセスの一部として中国国内での試験検査機関での型式検査が求められる。要求される検査そのものは生物、物理、化学的な試験であり、これらの試験は通常、他国での承認申請の際に既に実施されている場合が多い。しかし、それらの試験結果は受け入れられない場合もあり、中国の試験検査機関で改めて試験を受けなければならないケースも多いが、試験検査機関の試験設備や技術的な問題で数カ月以上の時間を要することがたびたびある。国際的にも、中国と韓国以外では実機試験を課している国はないことから、外国試験機関での試験結果を受け入れ、実機試験廃止による国際整合化を進めて戴きたい。

「医療機器再申請登録に関する通告」 (2013年 第9号) の確実な運用と適用拡大

我々の再登録簡素化に関する切実な要望を受止めて頂き、「医療機器再申請登録に関する通告」(2013年 第9号)が発効された。今後は確実に運用され、審査期間が短縮されることを期待すると共に、体外診断機器への適用拡大など、更なる改善をお願いしたい。また登録有効期間についての延長を望みたい。

ソフトウェアのバージョン管理

2012年4月28日付「医療機器ソフトウェア登録申請の基本要求」では、ソフトウェアのバージョン情報が要求されている。また、最近の医療機器ソフトウェアについては、CFDA登録証書にもバージョン情報が要求されている。ソフトウェアはバージョンアップが必須のため、CFDA登録証書にバージョンを記載すると頻繁な変更登録が必要となる。市場での空白を避けるため、安全性等に問題なければ、古いバージョンのソフトがそのまま使われることになって問題が大きいと見直しをお願いしたい。その上で、局令16号(34条)に基づく変更申請が不要な範囲であればバージョンアップを認めて戴きたい。特に、BUG修正の場合、CFDA申請が不要として戴きたい。2013/12/9に「ソフトウェアの更新申請手続きの簡略化」のパブコメが発表され、変更申請時の申請資料の簡略化が規定されたが、審査プロセスの簡略化について言及されなかったため、安全性に関わらない変更の場合、行政審査のみとして戴きたい。

加えて、登録申請時に求められるソフトウェア情報は、コア情報等、他国に比べ極めて詳細であるため、諸外国と同程度の内容に留めて戴きたい。

通関手続きの不統一、複雑化

生物由来原料/純化学製品の輸出入が複雑で時間が掛かる。H.S.コードの変更への対応時間が短いなど、通関手続きに苦労している。特に、型式検査および自社内品

質管理時に使用する標準物質や上位物質(中国国内調達不可品、CFDA未登録品)の輸入が非常に難しい。更には、中国には通関拠点数が4,000近くあり、それぞれの税関において法制度やH.S.コードの解釈違いが見られるなどの問題が発生している。地域による通関手続きの統一と手続きの簡便化をお願いしたい。

市場競争のルール作りが不十分

中国の医療機関は長年にわたり、地場企業などと不透明な調達を行ってきた。行政が医療業界の不当な、ルールを無視した商行為を取り締まってきたが、実態としてこれらの慣行は続いている。流通の透明化をより一層進めて戴きたい。また、中国の特許法は1985年に施行されたが、特許の保護は不十分で、外資企業が新製品を発売した直後に、中国企業が類似製品を発売することもある。こうした状況も中国の医療機器市場の発展を阻害し、外資企業の中国における成長にも影響しているので対策をお願いしたい。

国民の医療と福祉貢献の為に 医療機器への優遇措置

多くの国では国民の医療と福祉貢献のため、医療機器は免税扱いとなっている。例えば、現在、WTO情報技術協定の品目を拡大し、コンピュータを使用した医療機器をIT製品として非関税にする案が出ているので成立に向けて支援して戴きたい。

<建議>

中国行政のIMDRFへの参加、CIMDRによる国際的な規制、規格への相互の理解を深める活動が行われてきていることは、今後の改善につながるものとする。2013年度は、医療機器再登録に関する9号通知等が発行され、一部ではあるが課題解決にむけた大きな進展があった。本件については、規制当局に感謝したい。更に、安全で高品質の新しい医療機器を一日も早く中国国民に供給することで、中国の医療発展に貢献することを願い、以下の改善について提言したい。なお、本建議は作成時点のものであり、その後の法改正、行政通知等で改善が進められている可能性がある。

- ①法規策定・改正時の日系企業との対話窓口を日本商会として欲しい。
- ②法規策定・改正時の実施細則の作成と周知徹底を要望したい。
- ③販売業許可制度、修理業許可制度の導入を要望したい。

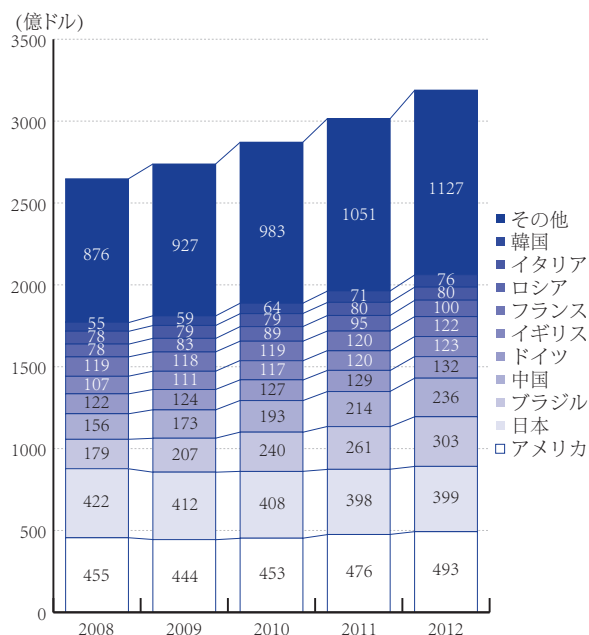
- ④医療機器の審査基準に、GHTF (Global Harmonization Task Force: 現IMDRF) ガイダンスで示されている基本要件への適合性評価の受け入れを要望したい。中国独自に適合性評価を改めて実施するのではなく、GHTF創設国(日本、米国、カナダ、EU、豪州)で承認実績がある品目は既に適合性評価が行われているので、それらの国で承認実績がある場合は、中国での適合性評価は簡略化するなどの措置を要望したい。
- ⑤国際規格(ISO/IEC)の最新版を受け入れることを要望したい。他国で既に承認、販売の実績がある医療機器は該当規格への適合性は確認されているので、中国での申請もスムーズになり、その医療機器を早期に国民に提供できることにつながる。
- ⑥GHTF創設国(日米欧加豪)で承認を受けているクラスⅢまでの輸入医療機器は、承認国での治験結果を提出することで治験免除として欲しい。現在改定草案として発行されている「医療器械登録管理規則改定草案」食薬監械函[2009]28号第17条では、輸入製品の登録申請を行う場合、原産地国での販売承認がある医療機器に対して再度臨床試験を必要とするとされているが合理性が認められず、企業への負担が大きい。GB/T16886 (ISO10993-1IDT)では、リスク分析の考え方が導入されており、一律に試験を求めている。原産地国での販売承認がある医療機器については臨床試験を免除し、中国外での臨床試験文献や臨床使用実績証明等の受け入れを要望する。
- ⑦医療機器を実際に試験場に持ち込んで試験を課す実機試験を廃止することを要望したい。廃止が困難であれば、少なくとも他国の承認申請の際に既に実施されている試験については免除する規定を設けることを要望したい(IEC60601-1電気安全性評価等)。
- ⑧医療機器について4年毎に再登録を求める制度に関しては、「医療機器再申請登録に関する通告」(2013年 第9号)が発行された。今後は、運用上の問題解決を期待すると共に、体外診断機器への適用拡大、登録番号の継続利用をお願いしたい。
- ⑨CFDA審査員の増員等を行い、審査期間の短縮に尽力していただきたい。
- ⑩CFDA審査員の審査レベルの統一、最新科学水準への理解を深めるための育成プログラムを作成して欲しい。
- ⑪国家食品薬品监督管理局公告第82号(2009年12月26日発行)を廃止し、日本の承認を持たない輸出専用機器(CEマーク品など)の登録が出来るよう要望する。
- ⑫規制の公布から施行までが即日とか非常に短期間の場合が少なくない。従来規制との変更量にもよるが、6カ月から1年程度の猶予期間(周知期間)を設けて戴きたい。また、パブリックコメントを募集し、十分に期間と取って、広く意見を聞いて欲しい。
- ⑬地域により異なる通関手続きを統一し簡便化してほしい。
- ⑭医療機器の一般名称において、CFDA認可時の一般名称、病院での薬価や物価局で記載されている一般名称の統一化をお願いしたい。
- ⑮CMDE通知単に対しての補充資料提出期限が厳しく管理される様になっている(原則、60WD以内の提出。延長は一回60WDのみ)。指摘が補充検査を伴う場合、生物適合性試験の様に長期間掛かる場合がある。正当な理由がある場合は、提出期限の再延長を認めて欲しい。
- ⑯新標準(GBYY)発布後入手できない時期が長いことがある。また、医療機器の場合は、即時の標準適用が困難な場合が多い(設計変更、製造工程変更や品質確認が必要となる)。よって、企業が対応できる様に、新標準の施行猶予期間を新標準が入手できる日から最低2年設けて頂きたい。また、法規制と同様にパブリックコメントをホームページで公開し、最低限1カ月以上の回答期間を設けて頂きたい。
- ⑰ソフトウェアの変更に当たっての審査が厳しくなっている。ソフトウェアは、バグ修正や小規模なバージョンアップなど頻繁に実施されるものである。安全性、有効性に大きく影響しないソフトウェアの変更に当たっては、審査不要とするか審査簡易化するようお願いしたい。
- ⑱国民の医療と福祉に貢献するため、医療機器はほとんどの国で免税扱いとなっている。WTO情報技術協定の品目を拡大し、コンピュータを使用した医療機器をIT製品として非関税にする案が出ているので成立に向け支援して戴きたい。
- ⑲GB/YY規格や国際規格のどこにも規定がなくCFDA/CMDE内部規定によりYZB規格の追加が求められることがある。内部規定の情報公開をお願いしたい。

5. 化粧品

概況

中国化粧品市場規模は、世界の上位国の中では唯一、2008年より5年連続して二ケタ成長を遂げている（図1）。統計の取り方によっては既に日本の市場規模に肩を並べ、それを超える存在である。今後もこの成長を継続するポテンシャルは十分にあり、日本のみならず全世界の化粧品企業にとって非常に重要な市場であり続けている。

図1：化粧品分野での世界小売市場規模額と中国の位置づけ（年次推移）



国別成長率の年次推移

売上規模 ランキング		2008	2009	2010	2011	2012
1位	アメリカ	▲0%	▲2%	+2%	+5%	+4%
2位	日本	▲1%	▲2%	▲1%	▲2%	+0%
3位	ブラジル	+9%	+16%	+16%	+9%	+16%
4位	中国	+14%	+11%	+11%	+11%	+10%
5位	ドイツ	+2%	+2%	+2%	+2%	+2%
6位	イギリス	+4%	+4%	+5%	+3%	+2%
7位	フランス	+1%	▲1%	+1%	+1%	+1%
8位	ロシア	+13%	+6%	+8%	+7%	+5%
9位	イタリア	+1%	+0%	+0%	+1%	▲0%
10位	韓国	+7%	+7%	+8%	+10%	+8%
グローバル全体		+6%	+5%	+3%	+5%	+5%

出所：ユーロモニター公表値のColor cosmetics、Deodorant、Fragrances、Hair Care、Skin Care、Sun Care、Sets/Kits、以上7カテゴリーを「化粧品」と捉えて算出

2013年度の回顧と今後の動向

中国国民の可処分所得の増加、美容意識の高まり

に支えられた、販売地域、年齢層、所得層の拡大傾向は、ここ数年変わっていない。商品の性格上、贈答用としてよりも消費者本人が選択、購入し、使用するものであることから、習近平政権発足後のいわゆる儉約令の影響は少ないものと考えられる。

化粧品販売チャネル別の売上構成とその成長率に関しては、ここ数年、チャネルの多様化が進む傾向に変わりはない（図2）。しかしながら、直近で最も目立つ特徴は、百貨店チャネルの落ち込みとネット販売の急激な伸長である。既に家電品、装飾品などでは見られる傾向であるが、消費者は百貨店、専門店等で商品を見たり、試用したりして自分の欲しいものを決め、同じものをネットで検索し、より安価に販売しているところに注文するといった、新しい購買行動が出てきていることが一つの大きな原因であろう。必然的に、化粧品販売企業もネット販売に力を入れざるを得ない状況が出てきている。

一方、専門店、訪問販売チャネルも伸長を見せている。これは、個人の肌質や好みが化粧品選択の重要な要素であり、販売員と相談しながら購入することも消費者にとって意味が大きいことによると考えられる。また、ドラッグ、薬局チャネルの伸びは、化粧品により強い効能を求めていることの現われと思われる。

図2：中国化粧品市場のチャネル別売上構成比と売上年平均成長率（年次推移）

	2008	2009	2010	2011	2012	2009-2012 CAGR(売上)
百貨店	37%	37%	35%	30%	23%	-5%
ハイパーマーケット	19%	19%	20%	19%	19%	+10%
スーパーマーケット	10%	10%	9%	8%	7%	-2%
化粧品専門店	6%	6%	6%	7%	7%	+17%
薬局	2%	2%	2%	2%	2%	+16%
ドラッグ	5%	5%	5%	6%	7%	+22%
cvs	1%	1%	1%	1%	1%	-5%
訪問販売	15%	15%	15%	18%	18%	+19%
テレビ販売	1%	1%	1%	1%	1%	+12%
ネット販売	1%	1%	3%	7%	15%	+193%
その他	4%	3%	2%	2%	1%	-23%
Total	100%	100%	100%	100%	100%	+11%

出所：資生堂

カテゴリー別の売上構成比と伸長率（図3）を見ると、主に化粧人口の増加による市場成長を反映し、全てのカテゴリーで増加が見られる。そして、スキンケア化粧品が多くを占めるという、日本と類似した傾向が続いている。スキンケアにおいては、「美白」や「アンチエイジング」といった効能を持

つものが人気を集めると同時に、「自然、天然成分」や「敏感肌用」といった、より安全なものを求める傾向も依然として強い。

セット/キット商品、すなわち同じシリーズの化粧品を何品か詰め合わせたものが最も高い伸長を見せているが、これらは贈答用よりも、化粧をこれから始めようという消費者が、最初に使うもの、あるいはお試用として購入するケースが多いようである。

メーキャップ類では、フェーシャルメーキャップ類、アイメーキャップ類が平均を超える成長を見せる一方、ネイル、リップ等の売上比率は未だ低い。ネイルは自分で施すよりネイルサロン等の利用が多いこと、リップ類は食事の味を変えてしまうことを懼れて敬遠されがちなこと一因であろう。

図3：中国化粧品市場の美類別売上構成比と
売上年平均成長率（年次推移）

	2008	2009	2010	2011	2012	2009-2012 CAGR(売上)
スキンケア	50%	52%	53%	53%	53%	+12%
サンケア	2%	3%	3%	3%	3%	+12%
フェーシャル メーキャップ	5%	5%	5%	5%	5%	+12%
アイ メーキャップ	1%	1%	1%	2%	2%	+13%
リップ	5%	5%	5%	5%	4%	+7%
ネイル	0%	0%	0%	0%	0%	+6%
フレグランス	3%	3%	3%	3%	3%	+9%
ヘアケア	25%	24%	23%	22%	22%	+8%
デオドラント	0%	0%	0%	0%	0%	+9%
セット/ キット	6%	6%	6%	7%	7%	+14%
Total	100%	100%	100%	100%	100%	+11%

出所：ユーロモニター

日本企業が直面する問題

2012年秋に始まった反日デモ等により、日系化粧品業界も少なからぬ影響を受けた。使用者の肌質、好みに合わせて選択し、品質への信頼をベースに継続使用するという特性上、既に日系企業の製品を使用している顧客が離れることは多くはなかったものの、むしろ小売店等の販売者側に、日系製品を扱いたくない、扱いが目立って欲しくはないという心理が働いたようである。2013年は日系企業でも、ネット販売など外には見えにくいチャネルが伸びていることもこれを支持する。このため、店頭での販売促進活動が制限され、新規の顧客獲得が困難となったことで、2013年の日系企業の売上伸長は大きく抑制された。

知的所有権の面では、成分、製造工程等の特許に関わる問題はまだまだ少ないものの、商標、意匠面での模倣品、模造品が後を立たず、さらに近年は販

売時に目立たない美容院用商品の偽物など、巧妙化している。粗悪な品質の模倣品、模造品が出回るとは、化粧品の生命線とも言えるブランドイメージを大きく毀損することから、各社とも対応に追われている。これらの取締り強化が必要であることは当然だが、それに加えて、消費者の啓発と業界のモラル向上が強く求められる。

2013年3月の全国人民代表会議において、以前の食品薬品监督管理局の職責、質量監督検閲検疫総局の生産分野における安全監督の職責、また工商総局の流通分野での安全監督の職責を「国家食品薬品監督管理総局」に統合することが発表された。化粧品の分野で長年存在した複数の機関による重複管理監督問題の解決が期待されるが、地方も含めた完全な統合には未だ至っていない。

また、「化粧品衛生監督条例」の改正検討、「化粧品安全技术規範」、「化粧品許可登録管理方法に関する変更調整」および「中国既使用化粧品原料名称目録」の意見請求稿の公開等、化粧品関連の法規、基準の整備が進んでいる。より安全かつ安心な化粧品を消費者に提供すべきという、当局の強い意思を感じる一方、早急な対応を要求される企業側の負担も少なくない。

<建議>

①化粧品の管理監督は、国家食品薬品监督管理局（SFDA）と国家質量監督検閲検疫総局（AQSIQ）、さらには国家工商行政管理総局（SAIC）に分散していたが、2013年3月の国家食品薬品監督管理総局（CFDA）の発足に伴い、これらの機能と体制が統合されることになった。これは、これまでの業界の建議の方向に沿ったものであり、歓迎したい。しかしながら、特に地方での実務レベルでの管理監督は未だに統合が完成されていない。また、従来AQSIQとSFDAの双方が作成していた各種の規定類および国家標準が統合されておらず、重複と矛盾を抱えたままとなっている。

国内化粧品産業の広告等には、主として「広告法」、「化粧品広告管理弁法」、「印刷品広告管理弁法」、「反不当競争法」の四つの法規および弁法が適用されている。これらの中には、同一広告行為に対する一部の条項、特に罰則に重複または食い違いがあり、かつ表現が曖昧であるが故に、行政の担当者により解釈も異なり、企

業が受ける処罰の差異が非常に大きいことがある。

以上、従来の重複あるいは矛盾した法規、基準、管理体制という問題には一定の改善がみられるものの、化粧品市場投入前の速やかな審査認可と公平な市場管理の実現のため、さらに統合を加速推進されることを要望する。

②化粧品衛生監督部門は、化粧品生産、輸入、販売における規制、管理を強化しており、これらの消費者保護という目的には賛同する。しかしながら、2013年12月16日に発行された食薬監薬化管便函〔2013〕191号は、輸入化粧品に対する従来の要求を唐突に変更するものであり、関係する企業全体への影響は非常に大きいものであった。このような新規制の制定、運用変更にあたっては、施行後に法規制の解釈、企業に対する要求が頻繁に変わることをないよう事前の詳細な検討と、新法規に対応するためのコスト、すなわち消費者の負担を最小限とするよう、十分な猶予期間を設けることを要望する。また、登録、許可後の、配合や表示のわずかな変化など、製品の安全性および主な効果に影響を及ぼさず、かつ消費者に誤解を与えるおそれのない軽微な変更事項については、審査の簡潔化、迅速化を要望する。

③中国内で実績のない化粧品原料（新原料）の管理監督に関し、中国での既存使用原料のリストが整備されつつあることは、業界の切実な要望に沿ったものと評価する。業界としても協力を惜しまないので、矛盾や漏れの少ないリストの完成を期待する。しかしながら、特に複合原料の安全性評価、管理方法においては、2011年6月8日付TBT通報（G/TBT/N/CN/821）に対する日本政府のコメント等各方面の要望にも関わらず、依然として日本を含む世界標準とは異なる要求となっている。消費者にとって利益のある新技術、新原料を迅速に中国市場に提供するためにも、化粧品原料に係る国際的な流通や安全管理の実態等を踏まえた、実効性のある詳細な運用ルール（細則等）の早急な整備を強く要望する。

④2012年に公開された「化粧品安全性技術規範（意見請求稿）」には、それまでの「化粧品衛生規範（2007）版」同様、化粧品中に不

可避的に存在する使用禁止物質の微量残留に関する明確な説明がなく、また一部着色剤原料の規格要求が厳重すぎる。特に不純物の規格要求では実際には試験方法が存在しない、或いは試験方法は存在していても試験を実施できる機関が存在しないものが多数あるなど、不合理かつ非科学的な部分がある。これらの限量や試験法に関する規定の早急な整備を期待する。

⑤日本において法に基づいて製造し、発売されている製品を輸入する場合に、日本語表示に対して審査意見を受けるケースがある。元来、輸入品は国外法規に基づいて製造されたものであり、中国国内用には、中国の法規に適合したラベルなどの貼付けで対処すれば販売上の問題はないと考える。一部の消費者が日本語を理解できることを理由に、日本語表示を対象に審査不許可を受けることは理解しがたい。日本語を含む外国語に対するCFDA内の審査基準の統一化を要望する。

6. セメント

概況

2013年のセメント生産量は、旺盛な需要に後押しされた結果、2012年比2.1億トン増の24.1億トン（伸び率9.6%）となり、過去最高記録を更新した。

セメント価格は、第3四半期まで価格競争による売価低迷の影響を受けた一方、需要期である第4四半期は回復、上昇した。12月期末時点におけるP・O 42.5の全国平均のバラ市場価格は377元/トン（2012年同期比29.3元/トン高）となった。

全世界における中国のセメント生産量占有率については、他国における能力増強規模が中国に追いつかない状況下、過去最高水準の約6割を引続き堅持し、29年間連続首位とその地位を揺るぎないものとしている。

企業統合等業界再編については、上位3社のシェアは23.4%、上位10社は37.7%となっており成果が数値に表れている。12次5カ年規画では、「2015年末における生産集中度を上位10社で45%」としており、2014年も引続き企業の集約化が進むと予想される。

表1：中国セメント生産量の推移

	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
生産量 (百万トン)	1,235	1,354	1,388	1,617	1,868	2,051	2,203	2,414
伸び率 (%)	16.1	9.6	2.5	16.5	15.5	10.4	7.4	9.6

出所：数字水泥網

2013年動向及び2014年展望等

固定資産投資の中でも、セメント産業と特に関連性が強い基礎インフラ投資及び不動産投資が対2012年比14%増、16.2%増と好調であったことから、2013年のセメント生産量は2012年比2.1億トン増加の24.1億トンとなった。

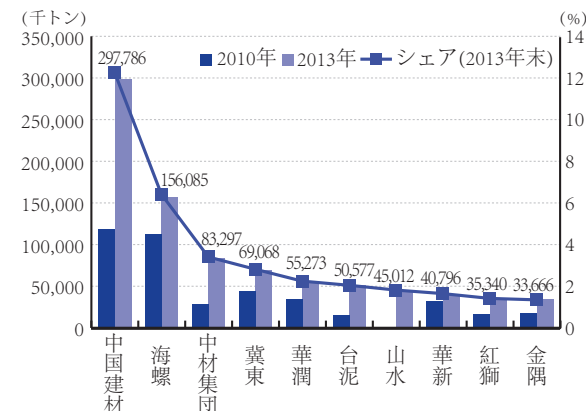
主に西南、西北地区における基礎インフラ投資が堅調であった一方、華北、東北地区は全国平均に大きく水をあけられる等、地域格差が拡大し、西高東低の基調が鮮明となった。不動産投資は依然活発であるものの、マクロコントロールの影響を受け伸び率は鈍化している。

セメント関連の新規投資額（生産ラインの新增設、改造等）は、2012年比4.63%減となり、大幅下落した2011年以降、三年連続マイナスとなった。政府方針通

り、新製造ライン建設プロジェクト批准が厳格になっている事が主な原因と考えられる。

国内上位10社の生産能力は3年前の2010年と比べ4.2億トン増の8.7億トンと倍増しており、シェアについても13.9%増の37.7%となった。上位3社は其々2010年比較で中国建材252%増、海螺139%増、中材集団292%増となっている（図1参照）。この3社における生産規模は、世界トップクラスであり、多国籍企業である欧米セメントメジャーの規模をしのぐレベルである。

図1：クリンカ生産能力上位10社／対2010年比較



出所：数字水泥網

外資系企業の状況については、国内企業の大型合併、集団化に伴い、生産能力及び規模の面において、総じて存在感が薄れつつある。図2において主要多国籍企業の中国国内生産能力を2013年10位（2010年12位）の金隅社と比較しているが、台湾系で生産量6位の台湾セメント、11位の亜細亜セメント以外、新たな能力増強投資が無いのがわかる。なお、ドイツ・ハイデルベルグ、日本太平洋セメントの生産規模は中国においては、55位前後である。

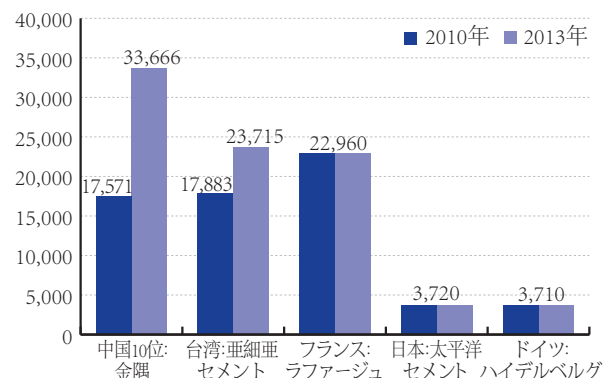
全国平均売価は価格競争激化により年初より低調に推移していたが、9月に底入れし、需要期である第4四半期はトン当たり370元程度まで回復した。

一般的なセメント製造原価は、電力費及び燃料費（石炭）が約6割を占める。電力価格は強力な政府のコントロールにより、価格振れ幅は小さい。一方で、石炭は需給バランスの影響により、価格変動の激しいエネルギーである。

セメント産業における主要燃料である石炭価格は、期首の700元/トン程度から断続的に下落し第4四半期には400元/トン程度まで下落しており、中国セメント協会分析では、企業利益好調の主原因は、燃料費（石炭）安と総括している。

図2：クリンカ生産能力10位と外資の比較

(単位：千トン)



出所：数字水泥網

またセメント産業は、国家の重点コントロール産業の一つであり、産業政策に左右され易い業種であるが、2013年は特に環境規制関連で翻弄された年であった。昨年に引き続き、生産能力過剰業界に対する旧式設備淘汰の通達に加え、内資、外資企業を問わず、「環境」を理由に工場の操業停止、閉鎖命令等が相次いだ。主な事例として、南京市における43社工場閉鎖通達（内セメント企業8社、鉄鋼、硝子、化学等）や、石家庄市での小規模クリンカ（注）粉碎工場の全面停止の通知、クリンカ製造設備保有企業への停止命令等が挙げられる。環境対策が比較的整備されているとされる大手企業や先進技術導入により環境対策では国内最高水準の外資系企業にも同様の命令通達が出た。

注：クリンカとは、セメントの中間商品であり、石膏等を混ぜて微粉碎されたものがセメントとなる。

2014年セメント産業の展望について、中国セメント協会では、次の2つの理由からセメント需要は底堅く、総じて良好であると予想しており、2014年のセメント生産量は、2013年比7.5%増の26億トンと予測している。

1点目は、数量安定。政治政策の安定から、経済は順調に推移すると予測している。政府は「経済の継続発展、民生改善の継続、公正社会の促進」を施策目標としており、特に都市化、交通インフラの整備、水利電力増強と基礎インフラ投資と関連強い施策が多く、セメント需要も安定、上昇すると見込んでいる。

2点目は、売価及び市場の安定。政策浸透による業界受益が見込める。国务院の生産能力過剰解消通達、セメント業界のエネルギー効率基準と環境基準の厳格化により、旧式セメント製造設備の完全淘汰、業界再編等を通じて、市場の安定化、健全な拡大が望め、過当競争に陥り易い業界体質が改善され

ることにより、市場が安定し、企業利益増加に繋がると推測している。

一方、中国セメント協会は、セメント業界の継続的発展の為に、生産過剰と環境改善の2つの重大問題に真摯に向き合い解決に導かなければならないとも言及している。

生産能力過剰問題では、上述通り2013年通達の運用厳格化で一定の効果が見込める。加えて、2014年は年内実施を目指して、32.5複合セメント規格廃止作業が既に開始されている。本施策は、旧式粉碎工場淘汰加速、生産能力過剰解消にもプラスに働くとされており、確実に実施される見通しである。現在32.5複合セメントはセメント生産数量の約60%を占め、大量の低品質セメントが消費されることによって、業界の生産能力過剰に拍車をかけていると指摘されており、今般の規格廃止決定に至っている。なお、32.5強度セメントの中でもスラグセメント、フライアッシュセメント、ポゾランセメントについては、引き続き規格内である。

環境、特に大気汚染問題では、セメント産業は汚染源の一つとされている。2013年大気汚染重度区ではセメント企業に対する生産停止・閉鎖命令等が相次ぎ、同様の対応は、2014年も各地にて実施される可能性が高い。しかしながら、セメント企業側から見れば、これらは環境対策を怠っている一部企業の汚染のみが注目され、世論的に反映されているに過ぎない側面もある。盲目的に「セメント企業＝閉鎖、停止対象」とされる事のないよう関係各所に個別精査、理解を求める姿勢が必要である。

セメント産業の具体的問題点・改善要望

盲目的な生産停止、閉鎖命令等に関する要望

セメント産業は生産能力過剰5大重点産業の一つに指定され、旧式設備淘汰等生産能力削減が業界の課題である。

このような中、ある地域において稼働中のセメント製造ラインが法的、科学的根拠を示されずに地方政府から閉鎖の通告を受けている。同社は技術、省エネ、資源利用、環境保護などの各方面で先進的、規範的製造ラインであり、かつ国家プロジェクトとして批准された経緯がある。

環境問題やその改善が必要不可欠である事が背景であろうが、同社に対するこのような突然かつ盲目的な閉鎖通告は、地元従業員の雇用問題の観点、かつ地元経済の発展に貢献していこうとする企業活動

の意欲を削ぐものであり、地元政府に対して適切な対応をお願いする。

各行政部門における 批准等事務手続き統一等に関する要望

批准が必要な分野（プロジェクト批准、会社設立、技術導入等）における各行政部門の審査内容及び基準、手続きフロー等の明確化、統一化をお願いしたい。承認までの期間等も担当者によりかなり差があり、画一的に扱ってほしい。

また行政機関人員の政策浸透を徹底してほしい。通達に従い、政策変更に伴う変更手続を申請しても、担当者、窓口部門が内容を把握していないケースがあり、手続きの統一化と併せて行政サービスの向上をお願いしたい。

セメント焼成窯を利用した都市ごみ 焼却灰・産業廃棄物等の無害化処理について

環境先進技術の一つに都市ごみ（焼却灰）の資源化設備があり、現在業界内では徐々にその存在感を高めている。本設備を使用し、適正に無害化処理する事により、焼却灰はセメント原料となり、資源化リサイクルが可能となる。但し、都市ごみ焼却灰（特に飛灰）は、危険廃棄物に指定されており、処理方法を誤れば重大な環境事故に直結する恐れが極めて高い。従って、当該技術（類似設備及び技術を含む）の導入にあたっては、導入批准判断を下す政府側において、参入基準や導入設備の概要、安全性チェック機能等を含めて早急な整備をお願いしたい。

また政府補助金としての廃棄物処理費は、当該設備を設置、維持する重要な原資であり、維持管理費となる処理費の適正化をお願いしたい。加えて、参入基準、設備導入条件等を総合的な観点より明確に構築願いたい。

地元従業員の雇用問題の観点かつ、地元経済の発展に貢献していこうとする企業活動の意欲を削ぐものであり、地元政府に対して適切な指導をお願いする。

②行政機関人員の政策浸透を徹底してほしい。通達に従い、政策変更に伴う変更手続を申請しても、担当者、窓口部門が内容を把握していないケースがある。必要書類の統一、明確化、案内等、行政機関のサービス意識向上をお願いしたい。

③セメント業界では、合併を含む業界再編が進んでいるが、独禁法との整合性が不透明である。どこが独禁法違反の判断を下し、その基準が如何なるものか明確にしてほしい。

④セメント焼成窯を利用し、都市ゴミ等様々な産業廃棄物を無害化処理する事が可能である。既に一部運用実施が始まっているが、参入から批准までのフローシステムの構築と公開をお願いしたい。

また、廃棄物処理に当たり処理費適正化の基準作成をお願いしたい。

<建議>

①セメント産業は生産過剰5大重点産業の一つに指定され、旧式設備淘汰等生産能力削減が業界の課題である。

このような中、ある地域において稼働中の製造ラインが法的、科学的根拠を示されずに地方政府から閉鎖の通告を受けている。同社は技術、省エネ、資源利用、環境保護などの各方面で先進的、規範的製造ラインであり、かつ国家プロジェクトとして批准された経緯がある。

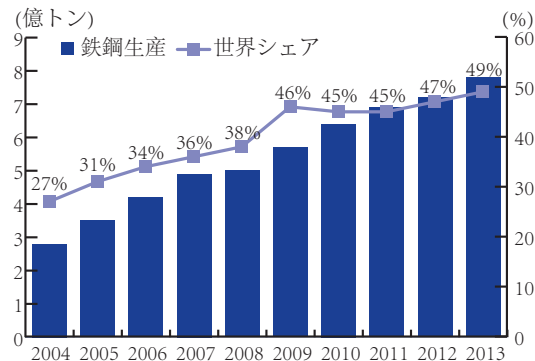
このような突然かつ盲目的な閉鎖通告は、

7. 鉄鋼

中国鉄鋼業の概況

2013年の中国の粗鋼生産量は前年比7.6%増の7.8億トンとなり、伸び率は2012年（5.6%増）から再び拡大した。2013年の世界全体の粗鋼生産量（16.1億トン）は4年連続で過去最高を更新し、うち、中国のシェアは全体の49%を占めるに至った(図1)。

図1：中国の粗鋼生産量と世界シェア



出所：World Steel Association, 中国国家统计局

中国の粗鋼生産量は1981年以降、毎年前年水準を上回って推移しているものの、2000年以降の急速な拡大局面を経て、近年は供給過剰の状況が深刻化しており、鋼材市況の低迷と企業業績の不振が続いている。このような状況に対し2013年、中国政府は2回にわたり《鉄鋼業規範条件》（4月、12月）適合企業リストを発表し業界参入規制を強化するとともに、《大気汚染防止行動計画》（9月）、《深刻な過剰生産能力問題の解消に関する指導意見》（10月、以下、《指導意見》と表記）を発表した。今後、政策の実施に当たっては地方政府の責任を明確にし、これまでの経済成長重視路線で見過されてきた生産能力過剰と大気汚染の解決を図る方針である。

鉄鋼需給～2013年の回顧と2014年の展望

2013年、粗鋼生産は5月に月間過去最高を記録し、秋口まで高水準が続いた。その後は政府による大気汚染対策の強化のため、一部の製鉄所では電力供給制限などが行われたこともあり、年末にかけて粗鋼生産量は減少を辿った。

2013年の主な鉄鋼需要産業は2012年と比べ全体的にやや持ち直す動きが見られた。自動車为好調を呈したほか、家電も刺激策終了にもかかわらず比較的底堅く推移し、建築・建設分野では保障性住宅の建設とインフラ投資の再始動が鉄鋼需要を下支えした。一方、造船や建設機械は年後半にかけて持ち直す動きがみられたものの、年間を通じて

回復の足取りは緩慢であった。

2014年は、概ね鉄鋼需要は2013年をやや上回るものの、鉄鋼業の供給過剰の状況は短期的に解消されないとの認識から、企業業績が大きく持ち直すほどの動きにはつながらないとみられている。中国鋼鉄工業協会（CISA）と鉄鋼業のシンクタンク（冶金工業規画研究院）は2014年の粗鋼生産量について前年比3%増の8.1億トン、また、粗鋼消費量について同3%増の7.2億トンと予測している。

鉄鋼貿易～2013年の回顧と2014年の展望

2013年の鋼材輸出（前年比11.9%増の6,234万トン）は、2012年からの条鋼類を中心とした増勢が継続し、2007年（6,265万トン）に次ぐ過去2番目の高水準となった。このうち、ASEAN10カ国向けは前年比で22.8%増の1,743万トンと前年に引き続き大幅増となり、鋼材輸出全体の28%を占め最大の輸出向け先地となっている。鋼材輸入は同3.1%増の1,408万トンと4年ぶりに増加に転じたものの、10年前の水準と比べると輸入数量は半減している（2004年比51.9%減）。

近年、各国による貿易救済措置（アンチ・ダンピング等）が多発しており、鋼材貿易を取り巻く環境は厳しさを増している。2013年における中国製鋼材に対する貿易救済措置に関する動きを見ると、アジアではタイ、インドネシア、マレーシア、ベトナム、フィリピンなどASEAN主要国のほか、メキシコ、ブラジル、コロンビア、ペルーなど中南米諸国、及び米国からも輸入制限措置の動きが相次ぎ、さらにアンチ・ダンピングだけでなく原則輸入対象国を特定しないセーフガードの調査・発動案件が増加するなど影響が拡大している。

また、中国政府も2013年12月13日、日本、米国、EUから輸入される高温高压用合金鋼継目無鋼管に対するアンチ・ダンピング調査において損害を認める仮決定を下した。その後、2014年4月25日、商務部は日本を原産地として輸入する調査対象製品に対する調査を終了し、アンチダンピング措置を行わないことを決定した。

この他、中国による日本・EU製高性能ステンレス継目無鋼管に対するアンチ・ダンピング課税措置（2012年11月8日）に関し、日本政府とEUはそれぞれWTO・AD協定に不整合であるとの観点から、WTO協定に基づく紛争解決手続きを開始している。

2014年の鋼材貿易についてCISAは、上記の保護貿易の高まりや新興国経済の成長鈍化などから、2013年のような二けた成長は見込めず、輸出環境は楽観視できないとしているものの、数量は2013年比でなお増加するとの見方をしている。

中国鉄鋼業の構造改革の動き

中国政府は、2013年1月、《重点業界企業の合併・再編の推進を加速することに関する指導意見》を発表、この中で鉄鋼業は2015年までにトップ10社の集約率60%へと引き上げることが明記された。しかしながら、2013年暦年の社別統計データを見ると、粗鋼生産量で最大の河北鉄鋼集団では傘下の民営企業連合（約2,000万トン強）が集団から外れ、鞍鋼集団でも本溪鉄鋼が分離したことなどから、トップ10社の集約率は前年比6.5ポイント低下の39.4%となった（表1）。

表1：中国メーカー粗鋼生産ランキングトップ5社

（単位：万トン、%）

企業名	13年粗鋼生産量	企業シェア
(1) 河北鉄鋼集団	4,578.6	7.3%
唐山鉄鋼	1,563.2	2.5%
邯鋼集団	1,234.3	2.0%
宣化鉄鋼	662.4	1.1%
承徳鉄鋼	785.3	1.3%
舞陽鉄鋼	156.5	0.2%
石家荘鉄鋼	176.9	0.3%
(2) 宝鋼集団	4,390.8	7.0%
宝鋼股份	1,449.1	
八一鉄鋼	769.8	1.2%
広東韶鋼	616.8	1.0%
寧波鉄鋼	453.1	0.7%
(3) 武鋼集団	3,931.1	6.3%
武漢鉄鋼	1,745.2	2.8%
昆明鉄鋼	828.9	1.3%
鄂城鉄鋼	279.1	0.4%
柳州鉄鋼	1,073.5	1.7%
(4) 江蘇沙鋼集団	3,508.1	5.6%
沙鋼集団	2,206.4	3.5%
淮鋼特殊鋼	300.1	0.5%
永鋼集団	731.7	1.2%
鑫瑞特殊鋼	-	-
江蘇錫興	109.3	0.2%
(5) 鞍鋼集団	3,368.7	5.4%
鞍山鉄鋼	2,301.0	3.7%
攀鋼集団	1,067.7	1.7%
上位5社計	19,777.3	25.4%
上位10社計	30,703.6	39.4%
全国計	77,904.1	100.0%

出所：Mysteel

また、慢性的な供給過剰問題への対応として、前述のとおり中国政府は2013年、2回にわたり《鉄鋼業規範条件》（4月、12月）適業企業リストを発表し業界参入規制を強化するとともに、9月の《大気汚染防止行動計画》では生産能力について、第12次五カ年規画期（2011～2015年）の旧式設備廃棄計画（4,800万トン）を1年前倒しで達成したうえで、さらに1,500万トンの廃棄を上積みすることを掲げた。更に10月に発表された過剰生産能力に関する《指導意見》では河北省、江蘇省、山東省、遼寧省、山西省、江西省の6省を中心に2017年までに8,000万トンの生産能力圧縮を目指すこととした。これらの生産能力圧縮の中で全国の粗鋼生産量の1/4を占め、北京周辺の大気汚染問題とも関連が深いとされる河北省については、今後6,000万トンの能力圧縮を求められており、今後の具体的な産業構造転換に向けた取り組みが注目される。

鉄鉱石について

2013年の鉄鉱石輸入量は、前年比10.2%増の8.2億トンと、2年連続で過去最高となった。国産鉄鉱石生産は前年比9.9%増の14.5億トンと2年ぶりに過去最高を更新した。

輸入鉄鉱石への依存度が高まる中、取引の公平性、価格の透明性向上を期して2012年5月に発足した中国鉄鉱石現物取引プラットフォームの2013年の取引実績は、2,000万トンと発表されており、CISAは引き続き活用を呼び掛けていくとしている。また、2013年10月18日には大連商品取引所にて鉄鉱石の先物取引が開始されている。

省エネ、環境保護に関する動き

省エネ分野：2013年初頭、発展改革委員会は《エネルギー発展12次五カ年規画》を公表した。この中で①エネルギーの生産と利用モデルの速やかな転換、②重点業界の主要製品エネルギー消費原単位を世界先進水準へと近づけること、③エネルギー開発の転換と利用効率の引き上げ、④エネルギー総量抑制、⑤省エネ効率向上の推進、⑥エネルギー使用の管理強化が掲げられた。これらの要請に応えるべく、中国鉄鋼業界は2013年、粗鋼生産プロセス（焼結、ペレット、高炉、転炉）とコークス製造プロセスのエネルギー消費原単位基準に係る2つの国家標準規格（※1、※2）を見直し（10月公表）、ほとんどの指標で省エネ基準が引き上げられた。

※1《GB21256-2013粗鋼生産主要プロセス製品当たりエネルギー消費基準》

※2《GB21342-2013コークス製品当たりエネルギー消費基準》

環境保護分野：《大気汚染防止行動計画》では、工業分野で企業の総合的な大気汚染対策の強化と、重点業界の脱硫・脱硝・除塵改良・建設の加速化を謳っており、鉄鋼業については全ての企業に対し焼結、ペレットの生産設備に脱硫装置の設置を求めている。また、前述のとおり、旧式設備の廃棄推進も環境保護政策の重要な柱として取り組みを強化する方針である。

<建議>

①中国鉄鋼業「過剰生産能力」に対する政策について

中国政府は、第11次五カ年規画（2006-2010）期間以降、旧式設備の淘汰を進め、相当程度の成果を上げた。しかし、一方で能力拡張は淘汰量を遙かに上回るハイペースで進み、実際の需要を大幅に上回る生産能力が構築された。

中国鉄鋼業の2012年末時点での粗鋼生産能力は公称9.6億トン（鉄鋼工業年鑑）だが、実際には10億トンを遙かに上回ると報じられており、これに

2013年に新設された能力を加えると、過剰生産能力は一段と拡大していることは確実である。

こうした状況下、中国政府（国務院）は深刻化する大気汚染の改善を図るべく2013年9月《大気汚染防止行動計画》を発表し、鉄鋼業の12次5カ年規画期（2011-2015）における生産能力削減目標の前倒し達成及び削減量の上乗せを指示、翌10月に発表した《生産能力過剰問題に向けた指導意見》では、山東省、河北省、遼寧省、江蘇省、山西省、江西省を重点地域に指定し、2017年までに鉄鋼生産能力8,000万トン以上を削減するよう要求した。

このように、中国の中央指導部は過去に例が無い程、過剰生産能力と大気汚染問題を最重要課題としてとらえていると思料する。日本鉄鋼業界としても中国政府が進めるこれら施策を全面的に支持するとともに、過去の我が国の経験等を中国側と共有し、問題解決の一助となるべく、協力を惜しまない所存である。中国鉄鋼業が、鉄鋼ミルの統合・再編、工場立地の最適化、環境汚染の改善等、所期の目標を達成し、健全化が実現することを期待する。

②鉄鋼生産について

2013年は、GDP成長率が2012年に続き8%を下回り、中国経済はすでにこれまでの高度成長から安定成長期へと移行した。これに加え、中国政府は経済の発展構造を従来の投資偏重型から消費重視への転換を目指している。こうした流れの中で一部鉄鋼ミルでは依然として生産設備の稼働率維持や市場占有率の向上を目的に盲目的な増産を続けており、これが供給過剰を引き起こし、これにより鋼材市況は2012年を大きく下回ったことから、鉄鋼ミルの収益性は過去に無い程悪化している。

2014年の中国の鉄鋼需要の伸びは、2013年を下回るものの3.2%（中国冶金工業規画院）と予想されており、2013年同様の盲目的な増産が続けば、国内鉄鋼市場に対して過当競争、業績悪化など大きな負の影響を与えかねない。

日本鉄鋼業界は、CISAと鉄鋼ミル各社が「需要に見合った生産」に積極的に取り組み、健全な鉄鋼市場の構築に向けて尽力されることを期待している。そのためにも、日中鉄鋼対話など様々な機会をとらえて、中国鉄鋼業界との相互間の交流を維持・促進させ、中国鉄鋼業の発展ならびに市場安定化に向けた貢献をして行きたい。

③鉄鋼貿易について

日本鉄鋼業は、需要を上回るペースで生産能力の

拡張が続いていることを背景とした世界的な需給緩和に伴い、AD措置やセーフガード措置などの貿易救済措置の増加に加え、アジア諸国を中心とした鉄鋼貿易に対する多様な保護主義的措置の導入が続いていることを懸念している。

中国政府並びに中国鉄鋼業には、東南アジアをはじめとする世界鉄鋼貿易市場の持続的な発展と安定を維持・促進を図ることに十分配慮した、鉄鋼産業政策の立案・推進をお願いしたい。また、日中鉄鋼貿易においては、鉄鋼対話というプラットフォームを通じ、鋼材貿易に対する議論、相互理解を更に深めて行きたい。

④省エネ・排出削減について

中国鉄鋼業の省エネ・CO2排出削減については、近年積極的に関連設備を導入すること等により、着実な進展を遂げた。

日本鉄鋼業は、2005年7月にスタートした日中鉄鋼業/環境保全・CO2省エネ先進技術交流会（その後の専門家交流会）での議論を通して、中国鉄鋼業の省エネ・排出削減に貢献したと認識している。同交流会は残念ながら2012年以降中断されているものの、日本鉄鋼業としては引き続き両国が地球規模での温暖化対策という観点から、同交流会の開催等を通じて協力を続けることが重要であると考えている。

また、中国鉄鋼業には国際的協力事業の一環である「エネルギー効率向上に関する国際パートナーシップ（GSEP: Global Superior Energy Performance Partnership）鉄鋼WG」等への積極的参画・貢献が期待される。

⑤統計

実需に見合った生産レベルを自律的に維持・確保し、また、業界全体の「構造調整」を円滑に推進するためには、広範囲をカバーする鉄鋼関連統計システムの構築が不可欠である。中国鉄鋼業は、すでに相当程度の鉄鋼関連統計（メーカー在庫を含む）を整備済みであるが、鉄鋼業全体の更なる質的向上に資する統計システムの整備・拡充を期待している。

日本鉄鋼業として、日中鉄鋼統計交流会（残念ながら2012年以降中断している）等を通じ、これらの目的達成に必要な鋼材需要部門別の用途別受注や流通・ユーザー在庫等に関する統計システムの整備、さらには部門別鋼材消費量の推計等について協力していきたい。

8. 家電

2013年の中国家電市場は、家電下乡や惠民工程等の消費刺激策の終了による影響もあったが、デジタルカメラを除いた薄型TV、エアコン、洗濯機、冷蔵庫等の主要商品の販売は年間ベースでは前年を上回る結果となった。また、大気汚染が大きな社会問題となり消費者の関心が高まる中、空気清浄機の需要が急激に拡大している。

また、ネット販売が引き続き急速に拡大し、専門会社だけでなく、量販店やメーカーもネット販売の強化に注力している。特に、小物家電だけではなく、大型商品もネットを通じて購入する消費者が急速に増えてきている。

(※業界動向のグラフ、数字データ出所はGfk)

主要商品の概況

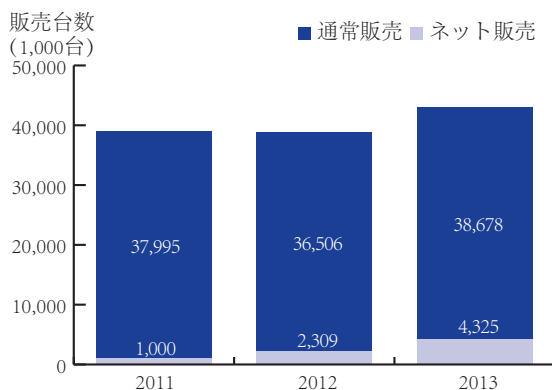
薄型テレビ

2013年のテレビの販売台数は4,300万台、前年比11%増、前年差419万台増となった。金額は、1,688億元となり、前年比10%増、前年差156億元増となり、台数、金額ともに市場は拡大した。省エネ補助政策が終了し市場ニーズが若干下降したものの、年間ベースではスマートテレビの牽引により増加に転じた。市場ニーズはスマート化、大型化へ動いており、販売量の約5割をスマートTVが占めている。中・大型テレビの価格下落は続いており、価格下落にともない売れ筋も次第に大型へシフトしている。

また、ネットでの販売が前年の約2倍に拡大し、今後も急速に成長が続くと予想される。

国産メーカーが約65%を占め、外資メーカーを大きく引き離す構図になっている。また2013年はアリババなどのインターネット企業や小米のようなスマートフォン企業など新企業が相次ぎ参入した。

図1

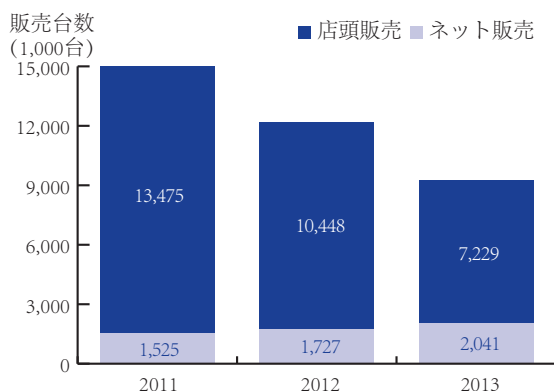


デジタルカメラ

2013年のデジタルカメラ市場は前年に引き続き大きく縮小した。販売台数は927万台、前年比24%減、前年差291万台減、金額では263億元、前年比8%減、前年差23億元減となった。

コンパクトタイプを中心に市場全体がここ数年縮小傾向にある中、2010年頃より一眼・ミラーレスの人気の持続。また小型化や高画質化が進み、カスタマイズ化も徐々に注目され始めている。スマートフォン内蔵カメラの高画質化はさらに進んでおり、今後もコンパクトデジタルカメラの需要は大きく減少していくと考えられる。

図2



エアコン

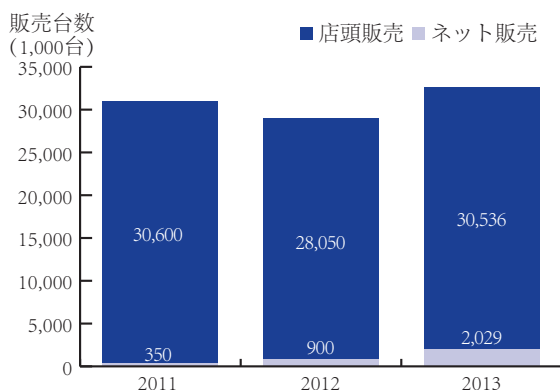
2013年のエアコンの販売台数は3,257万台となり、前年比12%増、前年差362万台増となった。ネット販売比率はまだまだ低いものの、前年に比べて約2.3倍となっている。

2013年10月から新エネルギー基準が実施され、市場は省エネ化が加速。省エネ効果の高いインバーターエアコン販売台数は前年より増加し、市場全体の約半分を占めた。

国産メーカーによる競争が激化しメーカーの淘汰が進んでいる。

各社は今後とも省エネ効果の高いインバーターエアコンに注力していくとみられるほか、空気清浄機能などで差別化を図ろうとしている。

図3

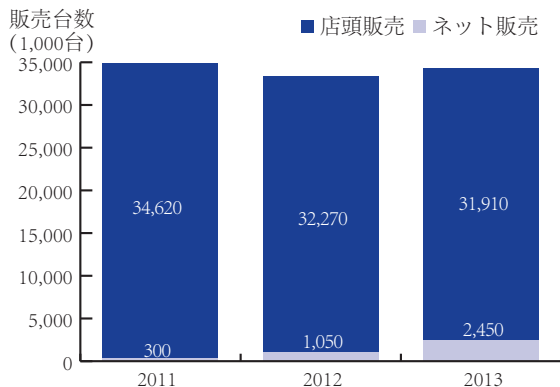


冷蔵庫

2013年冷蔵庫の販売台数は3,436万台となり、前年比3%増、前年差104万台増と増加した。エアコン同様にネット販売比率はまだまだ低いものの、前年から約2.3倍以上と大きく伸びている。

省エネ補助政策終了により一時市場は下降したが、不動産市況の持ち直しなどもあり年間ベースでは増加に転じた。商品カテゴリーでは、ローエンドの2ドアのニーズが減少を続ける一方、多ドアやサイドバイサイドなどのハイエンド商品の需要が拡大。各社スマート冷蔵庫に取り組み、競争がますます激化している。

図4



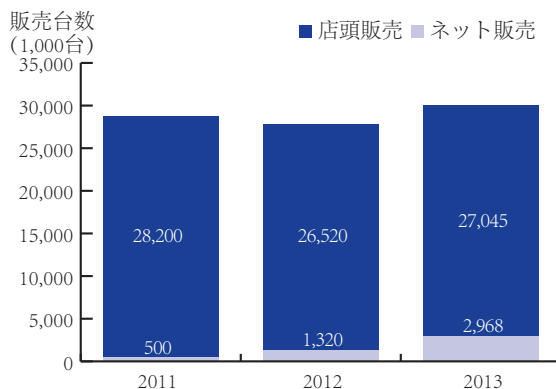
洗濯機

2013年洗濯機の販売台数は3,001万台となり、前年比8%増、前年差217万台増と増加した。その他白物家電と同様に、ネット販売は約2.2倍と大きく伸長。ネット販売の売れ筋は6キロ程度のものが大部分を占めている。

商品的には、ドラム式洗濯機の販売が成長し、台数で全体の約2割を占めている。一方、縦型や二層式は落ち込みが激しい。

また、2013年に開始した新エネルギー基準への対応が各社ともに課題となっている。

図5



ネット販売の動向

中国家電市場においてもネット販売が急速に拡大し、注目を集めている。専門会社や量販店などにより、モール型や自主販売型など多くのサイトが展開されている。サイト別に見ると、市場全体ではモール型の天猫が50%以上の圧倒的トップの位置を獲得しているが、自主販売型だけで見ると京東が健闘しており、40%以上のシェアを獲得している。

美容や健康などへの消費者の関心の高まりを受けて、小物家電の販売が好調推移しているのに加えて、テレビや冷蔵庫、洗濯機などの大型家電商品もネットでの販売が年々拡大しており、この傾向は今後更に続くものと見られている。

<建議>

①廃棄電器電子製品回収処理管理条例関連

「廃棄電器電子製品回収処理管理条例」が2009年に公布され、対象製品の生産者及び輸入者はリサイクル基金に納付し、当該基金からリサイクル事業者に補助金を支払うことにより、廃家電のリサイクルを推進する仕組みが発足した。対象製品はテレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン、パソコンの5品目で、2012年7月から製造・輸入事業者によるリサイクル基金の納付が開始されたとともに、資格がある処理企業での処理も開始した。制度の本格運用が始まったが、基金の徴収・運用に透明性・合理性・公平性を確保することを要望する。また認定リサイクル事業者への早期の補助金の支払い、基金や補助金の額の見直し等を常に行うべきである。対象品目の追加検討にあたっては、法の対象品目にする必要があるとともに実施可能な品目だけに限定すべきであり、その品目選定のプロセ

スを透明・公平にすること、そのために外資系企業の意見も十分に考慮することを要望する。またこのリサイクル体系のスムーズな運用のために、回収管理体制の強化や回収処理設備の推奨政策の制定をお願いしたい。

②省エネ関連（エネルギー効率ラベル制度）

エネルギー効率ラベル制度の対象製品となった場合、メーカーにとって、能率限度値及び能率等級の認証、試験、マーク添付等が煩雑でコストアップの要因となっている。関連法規・規準の整理と効率的運用をお願いしたい。国家基準制定時には、外資企業、メーカー団体の参画を含めた公開性の向上と検査等の運用面での企業間の平等性の確保を検討いただきたい。

③物流

1) 輸送（陸送、航空、海上、鉄道）

- ・危険品などで地域ごとにキャリア、フォワーダーの対応が異なり、文書での規制の明文化が十分に行われていない。規制の明文化を行い、全国での対応の統一をお願いしたい。
- ・鉄道を活用した民間貨物輸送の窓口サービス、輸送形式の種類、利便性などが十分に整っておらず、民間企業が他の輸送方式に比べ鉄道活用を推進しにくい状況。鉄道輸送サービスの一部民間への開放も含め鉄道輸送サービスの改善をお願いしたい。

2) 通関

- ・通関検査時の開梱後に当局側で現状回復を適切に行わないため、商品にダメージが発生し着地側よりクレームが発生。本来輸出適正化を行うための法律に基づく検査が、逆に輸出に悪影響を及ぼしている状況。検査時の当局での丁寧な検査実施をお願いしたい。
- ・HSコード分類判断が地域により異なる上、同地区でも担当者の変更によりこれまで認められていたコード分類が突然認められなくなり、追徴課税・罰金を受けるケースが存在。HSコード分類は全国統一の判断推進をお願いしたい。

3) 保税加工

- ・保税加工貿易を実施する際に保税部材を管理するための保税手冊を使用するが、保税

手冊の情報は当局で管理されており、当該企業が確認できない状況。そのため当該企業でシステム投資を行い、別途保税手冊上の理論在庫情報を管理せざるを得ない状況。税関で管理している保税手冊の情報の開放をお願いしたい。

4) その他

- ・航空便を中心とした公共輸送機関の出発遅延が常態化しており、ここ数年改善の傾向も見られない。空港管制塔を中心とした運用改革をお願いしたい。
- ・グリーンロジスティクス（CO2排出量を抑えた環境にやさしい物流）を推進するにあたり、中国での輸送時のCO2排出量算出に必要な基準情報（例えば、輸送モードあたりのCO2排出量原単位、当局が推奨するCO2排出量算出方法）が纏まっていない状況。中国国内の民間企業の環境意識を喚起するためにも情報整備をお願いしたい。

④財務関連

早期に中国に進出した外資家電メーカーの生産拠点は商品別に分散しているが、連結納税制度が認められておらず、経営が非効率になっており、グループ一体経営による競争力強化と更なる発展に向けての連結納税制度のご検討をお願いしたい。

9. 事務機器

中国の事務機器市場概況

中国の事務機器（OA機器）市場は経済成長に伴い、大きく拡大してきている。中国の外部調査データを基に分析すると、A3複合機において、2004年から2013年の10年間で販売台数全需は約60%増加し、台数にして約20万台の成長を遂げた。2008年のリーマンショック時に一時的に落ち込んだ全需は、中国政府の積極的な投資による経済回復により2011年まで順調な伸びを示していたが、2012年以降の中国経済の減速とともに全需も鈍化傾向にある。過去最高を記録した2011年と比較して、2012年から2013年の全需は90%強に留まり、今後も緩やかな成長に留まるものと予測される。

ただし、成長が鈍化したとはいえ販売台数は多く（中国単独で、アジア・オセアニア地域における全需の6割程度を占める）、中国市場の存在感は非常に大きい。一方で、巨大な市場に対する期待は高いものの、低価格機が主力、カラー機販売の（伸びてきているとはいえ）割合は少ない、純正消耗品販売が伸びない、という特徴を持つ中国市場に、グローバルでの複写機ビジネスモデルが通用しにくくOA機器メーカー各社は苦勞している。

A4機市場の拡大

また、A4複合機・プリンタにおいても、A3と同様の傾向が見られる。中国市場は、販売台数においてはグローバルの全需の2割強を占めているものの、その殆どが白黒の低価格機種となっており、巨大かつ低価格市場という構図はA3と変わらない。ただし、A3複合機分野の場合はほぼ日系メーカーが占めているが、A4複合機・プリンタ分野では日系以外のメーカがシェア上位となっており、苦戦を強いられている。台数規模で言えば、A4市場はA3市場の10倍以上であり、特に近年急成長していること、また低価格帯のA3機の需要はA4機にシフトする傾向にあるため、日系OA機器メーカーは、今後このA4機市場に如何に取り組むか、非常に重要なテーマとなってくる。

多様な販売ルート

OA機器の販売ルートとしては、メーカーによる直接販売もあれば、代理店を通じた販売もある。中国は国土が広く、直接販売は概ね沿岸部の大都市が中心であり、地方は代理店を通じて販売することが多い。代理店もユーザーに直接販売サービスする場合と更に小さな販売店に卸す場合に分けられる。そして、代理店に対してはメーカーからさまざまな支援がなされている。直接販売型代理店や販売店には営業担当やサービス担当がいて、直接的な顧客対応をしている。売価の安いA4低速機製品（複合機やプリンタ）

は、電脳城のような電気街場所で売られることも多い。いわゆる店頭販売の形態である。

PP印刷分野への拡大

また、近年、各OA機器メーカーはProduction Printing（以下PP）と呼ばれる、高速・高品質・大量印刷の分野に進出している。かつてオフセット印刷が担っていたこの分野は、デジタル化の進展に伴いOA機器メーカーが得意とする電子写真方式が拡大しつつある。従来型のオフィス分野の印刷だけでは大きな成長が見込めなくなっており、このPP市場、特に企業内印刷、グラフィックアーツなどの分野にも、各社が積極的に市場進出、ビジネス拡大をしており、OA機器業界の一つのトレンドとなりつつある。

中国事務機器市場の特徴と問題点

純正品以外の消耗品の存在

OA機器市場は、機器の設置とそれに伴うアフターサービスのビジネスが中心であるが、中国ではトナーやパーツなどの消耗品はIS（Independent Supplier）メーカーの台頭や模倣品問題があり、日本や欧米と比較すると、このアフターサービスで良い収益を上げることがなかなか難しい状況にある。各メーカーは模倣品摘発などで多額の資金を使って対策を講じているものの、未だに大きな改善は見られていない。さらに、中国政府がIS品使用を推奨しており、入札時の条件としてIS品使用時の品質保証をメーカー側に求める動きもあり、消耗品で収益を上げるビジネスモデルは更に厳しくなりつつある。また、日本や欧米では一般的に採用される、OA機器のメーターチャージ契約は、特に中国系企業において獲得が難しいことも、中国におけるアフターサービスビジネスの困難さを助長している。

製品に対する純正消耗品比率は各社により多少異なると思われるが、中長期での企業収益の安定、事業基盤の安定のためには、この純正消耗品比率の改善によるアフターサービス収益の増大がカギとなることは間違いない。特に、中国市場では低価格機種が需要の半分以上を占めており、価格競争が非常に激しくハードウェアで利益を上げることが難しい。各社とも機器のコストダウンに力を入れているが既に限界に近づきつつあるため、より一層、アフターサービスによる安定収益の重要性が増している。

顧客ニーズの多様化

また、中国でも顧客の業務効率改善につながるような提案（ソリューション提案）をいかにに行い、成果に結び付けられるかが大事なカギとなりつつある。単なる機器設置だけでなく、顧客の印刷環境分析による総合的なコストダウン、ICカード認証と連動したセキュリティ管理、複合機・プリンタだけでなくPCやサーバーなども含めた総合的なIT環境を提供するワンストップサービス、など多様な価値提

供が求められるようになってきている。

例えば、日系顧客の傾向としては、拠点集約化による固定経費削減、本社方針による中国国内統一購買の実施や、IT協業パートナーとのアライアンス探索などが見られる。欧米系顧客の関心は、コピー業務の集中管理によるコスト削減、アフターサービスのワンストップ化（1ベンダーに管理を任せる）、グローバル契約によるソリューション世界標準対応などが中心と考えられる。アウトソーシングのニーズも今後一層高まるであろう。中国系顧客の特徴は、コスト削減以上に生産性効率の改善やノンコア事業の切り出しなどへの関心が強いと見ている。大手顧客では全国事業展開に伴い全国統括購買を志向する企業が徐々に増えつつある。

中国系といっても政府機関においては、入札条件として Made in China 製品であることがますます強化される傾向にあるし、更に環境認証取得が必要なことが多い。また、政府系も同様に中央購買が増えてきており、価格面での競争も激化しつつある。

一方で、こういったソリューション提案は、各メーカーの直販売においては一般的に取り入れられているが、代理店販売では様相が異なる。一部の先進的な代理店ではソリューション提案も行われているものの、多くの代理店、特に地方都市においては高度な付加価値販売がなされることは少ない。今後は、代理店販売においてもソリューション提案により顧客への提供価値を広げ、囲い込みを行っていくことが、メーカーの収益力向上に不可欠である。

中国事務機器市場の将来

今後の成長と転換点

上述の通り、OA機器の需要はこの10年で急拡大してきたが近年は成長が鈍化しつつある。ただし、白黒機とカラー機の比率を鑑みると、カラー化という観点でまだ成長の余地が十分にある。日本や欧米などの先進地域ではカラー比率が50%を超えているが、中国でのカラー比率は未だに10%程度であり、今後は各社がカラー化を進めることが予想される。更に、白黒機、カラー機ともに低速層が主流であり、今後は中高速層への買い替えも期待できる。

とはいえ、カラー化、中高速化という収益向上の機会はあるものの、価格競争も激化しており、アフターサービス獲得の難しさとも相俟って、利益面では非常に厳しい状況にある。また、A3機からA4機へ需要が流れていくと、日系各社だけでなく米韓中メーカーとの競争にもさらされることになり、価格面においてはより苦しい戦いを強いられることになる。

また、iPadに代表されるデジタルデバイスの普及に伴い、オフィス内における印刷ボリュームの減少が予期さ

れ、長い目で見た場合には既存のビジネスモデルが縮小するリスクも十分にあるため、今後、OA業界は転換点に立たされることになるだろう。

新たな成長が期待できる分野

既存のオフィス内OA機器ビジネスは、高付加価値提案とアフターサービスの確保に力を入れ、着実かつ安定的な収益源を確保しつつ、新たなビジネスを加えて成長を目指すことになる。

その一つとして、PP分野への拡大は、オフィス内で減少した印刷ボリュームを補い、新たなアフターサービス収益源となる大きな可能性を秘めている。全需はCAGR20%前後で安定して成長しており、今後も拡大が見込まれている。また、オフィス機と違ってカラー機が占める割合も十分に大きい。小ロット印刷、短納期など、電子写真方式の強みを十分に生かしたオンデマンドプリンティングを訴求することで、オフセット印刷からデジタル印刷へ転換を促し成長を狙う。

また、従来のオフィス顧客に対しては、複合機を核としつつ周辺領域であるIT分野にまでサービスを拡大することが重要である。ITサービスは、2008年リーマンショック時に900億元程度だった市場が、2013年に2,400億元まで拡大しているものと見られ、毎年20%~30%の急成長を遂げており、これはOA機器市場の10倍以上の市場規模である。単なる機器販売だけでなく、ソリューションを組み合わせた販売ニーズは既に顕在化しているが、さらに一歩進めてプリンティング以外の周辺領域（IT）に拡大し、OA機器も使用されるオフィス全体で業務効率を如何に改善するか、またコストを如何に低減するかという視点でオフィス全体を捉え、顧客への提供価値を高め成長を狙うことができる。

日系企業は以上のような産業・市場認識の下、日々ビジネスに取り組んでいるが、その中で直面している問題点・建議として、以下の内容を中国政府に改善要望したい。

＜建議＞

①投資性会社が傘下の中国内子会社からの配当金を国内で再投資（別の子会社の増資など）する場合の課税措置については、2011年12月8日付で発表された「外商投資性公司にかかわる管理措置を一層改善することに関する通知（商務部、外匯局 関于進一步完善外商投資性公司有關管理措施的通知）」により、再び再投資手続きを経ることなく、直接域内再投資を行うことが認められた。実際の運用において混乱なく、各政府が確実に履行することを要望する。

②税収徴収管理における地域差を無くし、かつ窓口

裁量権限の低減を要望する。

- ・日系企業出向者の日本での社会保険の会社負担分が個人所得税の課税対象か否か、また、中国での社会保険料の支払いに関する対応で、各税務当局によって説明が異なる。納税者の適切な納税活動を支援する体制を確保して欲しい。

③外貨での立替金取引における規制緩和。

- ・クロスボーダー人民元決済試行開始以降、関連規制緩和が打ち出されているが、中国における外貨規制（特に外貨による立替金受領）は外貨管理規制条例に基づき、依然として厳格な管理下（外貨管理規定条例40条2項）に置かれ制約を受けたままとなっている。世界における中国の重要性が益々高まり、人民元以外での取引も引き続き発生する中、よりスムーズな経済活動を促進させるためにも緩和政策を打ち出して欲しい。

④省エネ・環境関連ラベル制度における関連法規・標準の効率化。

- ・環境関連ラベル制度における認証、試験、ラベル貼付けなどに時間やコストの負荷が大きく、また、化学物質など中国独自の要求内容が盛り込まれる場合もある。タイプIラベルは、2012年に日本と中国間で相互認証協定が締結されたので、早期に実際の運用での活用が望まれる。環境ラベルにも必須と任意のものがあるので一つのラベルへの統合はできないにしても、測定方法や部分的な共通化など効率化が図ればラベル制度が要求する内容への対応は勿論のこと、付随する認証申請業務、工場監査、製品検査などの対応を合理化できる。

⑤廃棄電器電子製品回収処理管理条例（中国版WEEE）での企業向け製品の政府基金運用からの除外。

- ・一般消費者向け製品については政府と企業が協調して数年かけて研究してきた結果、政府基金運用が開始されたが、いわゆるB to Bの企業向け製品については、回収量や回収ルートなど実態が十分に把握されていない。また、企業向け製品については、メンテナンス企業が製品の維持、管理をしているため必然的にメンテナンス企業が回収責任を負っている。企業が自主的な回収・処理を行っていることもあり、電器電子製品は政府基金運用の対象外として欲しい。

⑥電子情報製品汚染制御管理弁法（中国版RoHS）ステップ2の検討に際し、企業の自己宣言の了承。

- ・この制度設計全体が分りづらいため、外資企業に対する十分な説明、手続きの透明性、公正性の確保を要望したい。そもそも認証ということではなく、欧州のように企業の自己宣言を採用、了承してもらえる制度にして欲しい。

⑦同一製品のHSコードの解釈に関する国家税関総署から各税関への統一的運用の指示をお願いしたい。

⑧新製品の輸入前のHSコード定義サービスの提供（再開）。

- ・一部地域で同サービスの運用が滞っている。これを受け、通関会社の通関士にコードを定義してもらっているが、通関の際に税関の担当者から異なるコードを指摘されるケースがあった。

⑨電気自転車の電池規格の統一と充電施設の強化。

- ・納入した製品のメンテナンスはCE（Customer Engineer）が担当しているが、顧客のオフィスでのメンテナンス作業を効率的に実施する移動手段として電気自転車が有効と考えられる。電気自転車は環境に優しい上、市街地の中での移動も行いやすく、きめ細かいメンテナンス活動の実施に貢献できる乗り物である。公共の乗り物は網の目で走っておらず不便である。事務機のメンテナンスの効率化を進める上でぜひ実現に向けて検討して欲しい。

⑩模倣品の取り締まりの一層の強化

- ・中国市場では依然として模倣品（消耗品）が多く存在しているが、近年では模倣品製造の組織化・分業化が進んでいる。模倣品は複数の部品を組み立て完成させるが、トナーやインクのボトルのプラスチック成型専門工場や、そのボトルにトナーやインクを充填するだけの工場があったりする。プラスチック成型専門工場は、ボトル自体は大変低額なので、これらが押収されても、経営に影響がなく、かつ、すぐに製造を再開できるため、懲罰的効果が低く再犯がおきやすい。一方で、プラスチック成型の金型は高価であり、かつ、金型の製造自体に時間がかかる。そこで、懲罰的効果を高め、再犯を防止するために、トナーボトルやインクボトルのプラスチック成型用の金型を押収するようにして欲しい。また、正規品の製造工場は、トナーやインクの充填の機械化等により作業者への安全管理が徹底しており問題ないが、模倣品製造では安全管理が徹底されていないことも多く、作業者がインク、トナーを吸引することによる健康問題も懸念され、この観点からも取締りと再犯防止を徹底して欲しい。

10. 電子部品・デバイス

2013年の中国の電子情報産業の売上高は12.4兆円で、工業全体の伸びを3ポイント程上回る前年比12.7%増の成長となったが、前年の15%増よりダウンし、国内消費に比べ輸出の伸びが低くなっている。世界全体でもスマートフォン、タブレット端末などの個人モバイル端末機器と自動車のエレクトロニクス関連が継続拡大し、テレビ、PCの伸び鈍化をカバーした。

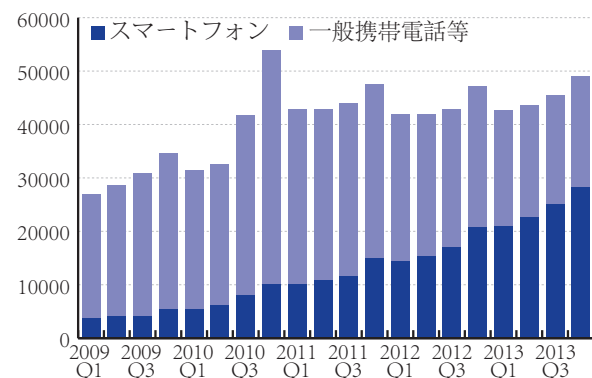
2014年以降も電子情報機器全体の世界市場では小幅な成長が続くが、製品では個人モバイル端末機器、地域では中国を中心とする新興国への依存の構図がより鮮明と予測する。

日系電子部品メーカーにおいて、全体の海外生産も含めた総生産額は7.5兆円、前年比で14%増、海外生産比率は68%、世界シェアは38%にのぼる。2013年は円安の定着で、電子部品でも日本産品がアジアメーカー品に対し価格競争力が回復したものも見られる。また中国は労働コスト上昇などにより投資、生産拠点の見直しをされる傾向もあるが、将来にわたり巨大なマーケットとして見過ごすことはできない。特に中国の電子情報機器メーカーや受託生産メーカーの実力向上が進み、韓国メーカーや台湾受託生産業界の脅威となりつつある。高性能、高付加価値製品を手掛けるようになってきた中国電子情報機器メーカーでは、品質・信頼性の高い日系電子部品、デバイスの必要性が高まっている。

分野別状況

携帯電話・スマートフォン用途

図1：全世界の携帯電話「販売」台数推移
(単位：万台)



出所：Gartner

2013年の世界携帯電話出荷台数は18億2,180万台（前年比4.8%増）であり、中国での生産は14億5,561万台（前年比23.2%増）となっている。

一方スマートフォンだけを見れば、世界の出荷台数は10億1,040万台（前年比38.4%増）と大幅な伸びを示し、高速通信化など電子部品・モジュールの小型化、高集積化、省電力化の進歩は留まることなく、日系電子部品メーカーの強みが発揮できる商品である。

2013年スマートフォンメーカー別世界シェアでは、1位韓国Samsung、2位米国Appleに続き、中国ブランドの台頭が顕著で、3位に中国Huawei、5位までに中国Lenovoが登場した。2013年上半期に中国市場では中国ブランドが60%以上のシェアを占め、価格の優位性だけでなく、性能面でも向上しており、2014年以降も上位メーカーにとり益々脅威となる模様。

2014年は世界スマートフォン出荷台数が13.4億台（前年比35%増）を超えると予想している。また、先進国の伸びは減衰傾向となり、中国とインドなど新興国が市場を牽引する見込みで、2018年までの年平均成長率は20%と推定される。

PC、タブレット端末用途

2013年中国のPC生産は3億5,246万台で前年比ほぼ横ばいとなった。タブレット端末、スマートフォンへの代替えもあり、世界需要は低迷している。Windows XPサポート終了に伴う需要が期待されるが、2014年も伸び悩みの流れは変わらない見込みである。なお2013年ブランド別出荷台数の世界シェアで中国ブランドLenovoが米国、台湾ブランドを抑えて首位に躍り出た。

タブレット端末では2013年の世界出荷台数は2億2,090万台（前年比73%増）で、2014年は3億2,900万台と予想され、2015年までにはタブレット端末がPCを超える見込みである。

半導体

2013年世界の半導体売上高は約3,179億ドル（前年比4.9%増加）で、その主な要因は2012年前年比2.5%減だったメモリ分野が、DRAMを中心に2013年は堅調であったことだ。

中国の半導体チップ製造はこの10年で約8倍に成長し、2013年の集積回路（IC）累計生産数は868億個（前年比10.4%増）となっている。しかし中国資本の半導体メーカーに限定すると、製造技術は世界の半導体トップメーカーになかなかキャッチアップできず、世界の最先端から2世代くらい技術が遅れているのが実態である。

2014年もPC・TV向けの伸び悩みを、スマートフォン・タブレット端末向け、電装化が進む自動車向けが補うことで世界需要は小幅な成長が続く見込みである。

自動車用途

2013年中国の自動車生産台数は2,211万6,800台（前年比14.8%増）と5年連続で世界一であった。一方乗用車で中国ブランドの販売シェアは前年比で1.6ポイント低下し40.3%で、競争力向上の為、ビューカメラ、計器類のディスプレイ電子化の搭載率アップや、中国でもTPMS（タイヤ空気圧監視システム）の装着義務化の法令施行が見込まれ、関連電子部品や半導体の更なる需要増と、中国政府の補助が継続するEV関連にも電子部品、デバイスの需要が期待できる。

家電用途

2014年中国のテレビ販売は消費刺激策終了の影響で4,564万台（前年比4.5%減）の見通しで、エアコン、冷蔵庫、洗濯機等も影響が懸念され、また消費者権益保護法改正の施行がどのように影響するか予断を許さない。

問題点及び改善要望点

- ・輸入関税に関し、中国製造業にとっての新規製品の育成や保護と思われる税率の引き上げがあり、保護貿易的な動きは改善頂きたい。
- ・上海自由貿易試験区では香港並みの各種手続きの簡素化を早急に実現して頂きたい。
- ・模倣品や海賊版取締の強化を徹底し、模倣品大国の汚名を返上して頂きたい。
- ・保税區でもペーパーレス通関を実施して頂き、地方保税區へコストのかかる保税転送をなくして頂きたい。
- ・各地方の税務局で法令解釈が違い、いくつかの税務局に納税する際、徴税の比率を変えられ混乱することがある。このような場合、国家税務総局が税務局間に仲裁する機能を持っていただきたい。
- ・リーマンショック後の景気刺激策の反動で、金融引き締めが続き銀行融資が限定され、それを埋めるようにシャドーバンキングの理財商品への安易な投資と、これに伴う企業や不動産開発への融資が急拡大し、デフォルトの危機や不動産バブルに直面しているものがある。投資家のモラルハザードを徹底させ、無謀なシャドーバンキングによる社会不安が拡大しないようにして頂きたい。併せてインフレ対策と金融緩和のバランスをとり、銀行の企業融資が適切に行われるようにして頂きたい。

引き続き改善が求められる点

- ・税関において、担当間でHSコードの見解が異なることで輸入が滞ることがあるため、見解を統一して頂きたい。
- ・通関や外貨管理での手続きの簡素化と輸入から送金までのリードタイム短縮をお願いしたい。また外貨送金において、銀行毎にエビデンスが異なるため、要求書類の簡素化と貿易形態により明確な統一ルールにして頂きたい。
- ・輸入品に瑕疵があり修正返品の為再輸出を行う場合、商品検査局の検査で大変時間が掛かるため、時間をかけずに再輸出できるよう改善頂きたい。
- ・交通ルール遵守の国民意識向上と治安ではテロと思われる犯罪が起こっており、対策を十分をお願いしたい。
- ・大気のみならず水質、土壤汚染は極めて深刻で、汚染データの測定・公表、汚染原因の特定と各種対策や法規制の厳格な実施を求める。また日系企業を技術・設備の導入普及等、関係のプロジェクトにさらに参与させて頂きたい。

<建議>

- ①貿易を行う企業での直送貿易の外貨送金が行い辛い。中国国内客先より各種税関関連資料を入手するのに時間がかかる。できるだけ企業側の活動が行い易くなるルールを考えていただきたい。
- ②貿易を行う企業が一般貿易で中国国内客先に販売したもので、返品が発生する場合、保税区経由での返品ができないため、客先より直接工場へ返品することがあり、商流と物流の一对一管理ができない。返品処理が簡単にできるルールにしていっていただきたい。
- ③保税区登記企業の増値税発票は指定業者でしか発行できないため、手数料等の費用や人件費がかかる。自社内で発行できるようにしていただきたい。
- ④外貨送金時、各銀行での要求エビデンスが異なるため、企業側の管理に支障をきたす。貿易形態により明確なルールを出していただきたい。また法令が曖昧なため、法令の明確化を進めた上で、正規取引に関わる支払いに関しては、要求資料を簡素化するのと同時に銀行間での処理レベルを合わせるようにご指導いただきたい。

- ⑤税関総署が出す政策に関して各税関の適用時期或いは進め方が異なり、複数税関へ申告している場合、運用が分かれて複雑になっている。ついては、全ての税関が同時に税関総署の政策適用を進めていただきたい。
- ⑥税関における納税結果が税関システムに反映されていないことがあるため、通関許可が遅れる場合がある。ついては、システム連携の不備を解消していただきたい。
- ⑦社内処理でエビデンスとして使用するため、検閲検疫局が検査した場合はその証明書を発行して欲しい(検査証明書は現在なし)。
- ⑧税関により大分類からHSコードの見解が異なることが多く実務上問題になるため、全国で見解を統一化して欲しい。
- ⑨保税区でもペーパーレス通関を早く全面展開していただきたい。但し、外貨支払いとも連携し、ペーパーレスでも外貨送金に支障が出ないように関連法令を改善していただきたい。
- ⑩税金に関わる法令の内容が曖昧で、各地域の税務局の法令解釈が違ふことが多く見られる。地域間で問題が発生したとしても、国家税務総局が地域間の問題を仲裁する機能をもちそれを明確にして徹底してほしい。企業が間に挟まれても問題解決が出来ない状態となっているので仲裁機能が十分働きかつ企業の活動をサポートできるように改善していただきたい。
- ⑪非貿易の支払いの際、納税申告をしてから承認を頂くまでの期間が長く、税務局内部で可及的速やかに処理をしていただく体制を整えていただきたい。
- ⑫正規の国際貿易ルールに従った取引については外貨に関する規制をより緩和していただきたい。外貨登記に関しては要件の緩和もしくは撤廃をお願いしたい。外貨管理方法についても企業が合理的に業務が展開出来るような仕組みにしていきたい。
- ⑬政府部門窓口の実質業務時間が短く、企業側として対応に苦慮している。休憩時間及び就業時間の見直しを行い、企業が合理的に業務が展開出来るよう対応していただきたい。特に窓口の就業時間中は常に対応で

きる状態にしていきたい。

- ⑭非貿易取引において、国際貿易上は通常取引として行われていても中国では認められない取引もある。国際貿易の観点から世界的に一般的と思われる取引については税務上、外貨管理上共に認めていただけるよう関連法令を改善していただきたい。
- ⑮増値税の申告を毎月行わなければならないが、売上や仕入れの月ごとのずれが恒常的に発生する。そうした状況を回避するため、申告期限を3カ月に一度もしくは半年に一度にしていきたい。

11. 自動車

2013年1～12月自動車工業 経済運行状況について

2014年01月20日、工業情報化部装備工業司の発表によると、2013年の中国自動車市場は、2012年の発展の勢いに続き、穏やかな成長を維持しており、自動車の生産販売は、比較的安定した状況で伸長し、大企業集団の生産販売規模が全体として向上し、自動車産業の構造がさらに最適化された、としている。

自動車の生産・販売台数はともに 2,100万台を上回り、世界一を維持していた

2013年の中国自動車市場は穏やかな成長を見せ、全ての月の生産・販売台数は130万台を超え、月平均の生産・販売台数は180万台を突破した。年間生産・販売台数は2,100万台を上回った。

中国汽车工業協会の統計によると、2013年の自動車累計生産台数は2,211.68万台になり、前年比で14.76%増加した。販売台数は2,198.41万台に達し、前年比で13.87%増、生産・販売台数の対前年比の伸び率はそれぞれ10.2ポイント増、9.6ポイント増となった。そのうち、乗用車生産・販売台数はそれぞれ1,808.52万台と1,792.89万台にのぼり、前年比でそれぞれ16.50%増、15.71%増となり、対前年比の伸び率はそれぞれ9.52ポイント増、8.84ポイント増となった。商用車の生産・販売台数はそれぞれ403.16万台と405.52万台となり、前年比ではそれぞれ7.56%増、6.40%増となり、対前年比の伸び率はそれぞれ12.25ポイント増、12.30ポイント増となった。

2013年第1～4四半期、中国の自動車販売は前年同期比で、それぞれ13.11%増、11.40%増、14.24%増、17.36%増であった

1.6L以下の排気量の乗用車市場の発展は安定

2013年1.6L以下の排気量の乗用車の市場シェアはやや落ち込み、排気量の小さい乗用車の市場シェアは穏やかに回復した。2013年の1.6L以下の乗用車年間販売台数は1,192.37万台に達し、前年比で14.73%増となった。乗用車市場の66.51%を占め、2012年より0.69%下落した。自動車市場の54.21%を占め、2012年より0.31%増加した。

自主品牌乗用車の市場シェアは減少

2013年の自主品牌乗用車の販売台数は、722.20万台で前年比11.4%増となり、乗用車販売市場の40.3%を占め、市場シェアは前年比で1.6%下がっ

た。このうち、自主品牌の普通乗用車（セダン）の販売台数は330.61万台に上り、普通乗用車に占めるシェアは27.53%、前年比0.85%減となった。ランキング2位のドイツ系車に比べ、3.24ポイント高かった。

企業の経済的利益が持続的に好調に向かう

2013年1～11月、17社の重点企業（グループ）の工業総生産は累計で2.27兆元に達し、前年同期比で18.1%増加した。主要営業収入は累計で2.56兆元を実現し、前年同期比で16.2%増加した。利益総額は累計で4,507.93億元に達し、前年同期比で24.7%増加した。

大手企業・グループの産業の集中度がさらに向上

2013年6社の自動車メーカー（グループ）の生産販売規模は100万台を超えた。そのうち、上汽集団の自動車販売台数は500万台を突破し、507.33万台を達成。東風が353.49万台、一汽が290.84万台、長安が220.33万台、北汽が211.11万台、広汽が100.42万台に達した。トップ5社の2013年の自動車販売台数は1,583.11万台になり、自動車販売総量の72.0%を占め、自動車産業の集中度は前年比で0.4%増加した。

中国の自動車販売トップ10の企業グループは、合計で1,943.06万台を販売し、自動車販売総量の88.4%を占め、自動車産業の集中度が前年比で1.4%増加した。

自動車完成車輸出は下落し、輸入市場は拡大を維持

2013年、中国の自動車完成車の累計輸出台数は87.24万台に上り、前年比で6.4%減となった。そのうち、乗用車の輸出台数は48.60万台に達し、前年比で7.7%減少した。商用車の輸出台数は38.64万台となり、前年比で4.7%減となった。自動車完成車の輸入台数は累計で107.34万台となり、前年比で1.8%増加した。そのうち、乗用車の輸入台数は104.14万台となり、前年比で3.8%増になり、商用車の輸入台数は3.20万台となり、前年比で37.5%減になった。

2013年、全国の自動車製品の輸出入総額は累計で1,458.72億ドルに達し、前年比で4.1%増加した。そのうち、輸入金額は745.63億ドルで、前年比で3.2%増加した。輸出金額は713.09億ドルで、前年比で5.2%増加した。

出所：工業情報化部装備工業司（訳責：中国日本商会）

2013年1～12月二輪車工業運行分析について 全体状況

2013年は、中国の二輪車業界の産業グレードアップの推進、製品構造調整を行う年であった。昨年に比べれば、市場は安定しつつあり、年間生産・販売台数がそれぞれ2,289.17万台、2,304.50万台になり、前年

比3.12%減、2.56%減であり、エンジンの生産は、年間2,619.13万基に上り、前年比0.87%増である。

中国の二輪車市場の落ち込みは4年継続しており、国内販売が2009年の約1,900万台をピークに、年々下がっている。2013年国内販売台数が約1,388万台になり、前年比で5.73%減であり、2009年より26.94%を下落した。しかし、落ち込み幅は年々に縮小しており、市場は安定しつつある。

国内販売減少の原因は、国の経済成長モデル転換からの影響を受ける一方、国内で販売される二輪車の85%は農村市場へ売られるため、過去数年、農村生活水準の向上に伴い、一部の二輪車が排気量1L以下の小型四輪車、電動自転車に切り替えられた。

車種の生産台数から見れば、普通のオートバイ、アンダーボーンが年々下落しているが、都市部の交通手段とするスクーターが伸びている。レジャー・娯楽を主要な目的とする排気量の250ml以上の二輪車の増加速度が顕著になり、市場需要が益々拡大しており、車種も年々増えている。2013年、排気量の250ml以上の二輪車の年間生産は78.99万台になり、前年比で7.70%増であり、年間販売は79.17万になり、前年比で9.03%増である。

三輪バイクが主に農村市場に利用され、過去数年から速やかに伸びてきた。2013年の生産販売台数は、それぞれ242.42万台、243.49万台に達し、前年比で4.78%増、5.22%増である。中国のレジャー・娯楽市場の発展を受け、サイドカーの増加幅は極めて目立つようになり、2012年の僅か165台から、2013年の3,045台に飛躍的に増加、235.72%の増加率に達した。

2013年の販売台数のトップ10のメーカーは、大長江、隆鑫、力帆、洛陽北方、大運、宗申、建設、五羊-本田、銀翔、嘉陵である。そのうち、販売増加しているのが、大長江、五羊-本田、銀翔などの三社である。

2013年中国の二輪車業界で、赤字企業が29社になり、昨年より3社を減った。営業収入は1,126.21億元になり、前年比で3.24%増であり、利益総額33.22億元に達し、前年比で20.24%増である。利益増加の主な理由は、二輪車業界のモデル転換・グレードアップが初歩的な効果を得たことで、製品の販売台数が下落したにもかかわらず、製品の技術含有量と付加価値が更に向上した。

輸出状況

900万台の輸出台数を数年、維持しており、2013年は916.81万台になり、前年比で2.60%増になる。輸出台数が販売数量の39.75%を占める。

国内市場の縮小で、二輪車メーカー間の競争が激しくなり、海外市場の開拓により国内市場の競争プレッシャーを解消する企業がたくさんある。輸出へ依存性が更に強くなり、一部のメーカーの輸出台数が販売総量の70%に達した。それにもかかわらず、中国の輸出二輪車は、相変わらず中・低レベルの車種に集中しており、低価格は輸出競争の最も主要な優位性となっている。

税関統計によれば、2013年11月現在、中国の二輪車の輸出仕向け地は198カ国（地域）、輸出総量は912.84万台、輸出金額は48.65億元になり、輸出平均価格は532.92ドルになる。仕向け地では、アフリカ、南米、アジアに集中しており、輸出総量の87.57%を占める。仕向け地のトップ10位国は、ミャンマー、ナイジェリア、アルゼンチン、ベネズエラ、フィリピン、トーゴ、メキシコ、ロシア連邦、アンゴラ、コロンビアである。そのトップ10の国へ計463.96万台を輸出し、輸出総量の50.83%を占める。

1～11月、中国に輸入された二輪車は計3,728台になった。主要なブランドはハーレー、BMW、KYMCO、SYM、Ducati、MV agustaがあり、輸入平均価格は9,408.21ドルになる。中国の二輪車輸出入の平均価格の格差が大きい。輸入車種は、ハイエンドの車種に集中しており、800cc以上の排気量の輸入台数は、総量の66.04%を占める。

アジア、アフリカ、南米などの地域は、まだ二輪車に対する需要が大きいと見える。中国の二輪車メーカーにとって、それらの地域が長期的かつ安定した市場になるが、インド製、日本製の二輪車の同地域への進出によって、更に猛烈な競争に直面している。中国の二輪車市場の縮小によって、中国の二輪車業界にとって、アジア・アフリカ・南米の市場の戦略的な重要性が益々顕著化している。

2014年市場予測について

2014年1月9日午後、中国汽車工業協会（CAAM）の2014年1月統計発表記者会見が北京で開かれた。

CAAMの発表した2014年自動車販売台数と伸び率に影響する主因の分析について、①マクロ経済全体が安定し、消費者の自信が高まる、②自動車に対する強い需要が相変わらず存在している、③新型都市化の推進による自動車購入の新たなニーズを生み出す、④消費のグレードアップを自動車需要を促すなど四つの有利要素がある一方で①グローバル経済の回復の遅さ、②環境・エネルギー・交通などの問題、③国際市場の不安定による輸出への影響など不利な要素がある、としている。

それらの原因で、2014年の自動車市場予測は、2014年の需要量が約2,385万台～2,429万台（全年の自動車市場の需要量＝販売総量－輸出量＋輸入量）である。中国の2014年の自動車年間販売台数は、2,374万台～2,418万台であり、前年比で8%～10%増加する。2014年の輸入台数は114万台で、昨年とほぼ同様。輸出台数は103万台で前年比で約5%増になる。

CAAM二輪車分会による2014年の二輪車産業の見通しについて、二輪車業界が相変わらず産業のグレードアップと製品構造調整の段階を辿り、経済環境や経済政策に大きな変化が生じない前提で、国内販売は年間約1,300万台になり、輸出は約1,000万台と予測する。

＜建議＞

- ①厳しくなる排気規制に対応するためには、新しい排気技術を導入する必要がある。しかしこれらの技術導入には、同時にクリーンな燃料が要求される。中国では、市場における燃料が粗悪なケースが多く、排気規制のレベルと適合していない。排気規制のレベルと市場での燃料性状を整合していただきたい。
- ②燃料消耗量算定弁法が発行され、政府側の燃費情報の管理体制はある程度明確になったが、罰則やプーリングなどは未だに規定されていない。早急に第三段階燃費規制の管理弁法を発行し、罰則、プーリングに関する規定を明確化して頂きたい。第四段階においても第三段階の管理弁法が踏襲され、実施時点で混乱が無いことを望む。また、第三段階燃費規制への企業平均値算出の際に輸入車と現地生産車のグルーピングが認められず、輸入車のみ扱っている会社の規制値達成が難しい状況となっている。輸入車と現地生産車のグルーピングを認めていただきたい。また、燃費規制においてEVは企業平均燃費計算の対象外となっている。EVを燃費計算の対象とし、市場導入に対するインセンティブとなるよう考慮して頂きたい。
- ③「産業構造調整指導目録」や「外商投資産業指導目録」の推奨リストにおいて、トランスミッション技術のうち、AMTとDCTは含まれているが、CVTが含まれていない。DCTやAMTと同様、CVTも同様の省エネ性能を有しており、且つ、産業発展・イノベーションにも寄与すると考えられる為、CVTも推奨リストに含めるべき。

- ④国産車と輸入車の認証や環境保護部の環境目録など、認可として自動車を管理する部門が多岐に渡り、対応が非常に煩雑化している。国家として自動車の認可を管理する部門の一本化を要望したい。
- ⑤環境保護の観点で、排気部品に対するマーキングの要求や、触媒測定の要求、排気目録の為のVIN登録要求など相次いでいる。このような要求を出す前に、きちんと各国のメーカー等とも十分な議論を行い、リードタイムを確保した上での導入を要望したい。
- ⑥部品パッケージ記載内容等の、法規改定に関わる執行部門及び窓口の一本化を要望したい。
- ⑦本来、業界の推薦規格であるQC/Tなどを認証時に強制法規として課すケースが存在する。規格はあくまでも強制的なものではなく、技術の方向性を示すものとして、国際的な場でも議論されている。強制法規はあくまでも国家標準「GB」のみとし、QC/Tなどの規格を認証時に強制として適用するのは止めて頂きたい。
- ⑧通関ルールが地方毎に異なるケースがあり、認証車両の一時通関時にトラブルが生じている。一部の港では、認証車両であるにも関わらず、ある一定距離を走行しているために中古車扱いとなり通関できないケースがある。税関には、認証車は一時通関であり転売を目的としたものではないことを理解して頂き、全土で共通の認識を持って対応頂きたい。
- ⑨研究開発成果・ブランドの適切な保護に関し、審査基準の国際的な統一、早期審査制度の導入、部分意匠及び意匠の実体審査の導入、商標法改正による馳名商標の適切な保護、商標許諾契約届出義務の緩和などを要望したい。
- ⑩模倣行為の排除を要望したい。刑事移送、厳罰化、製造設備と金型の押収等による再犯者に対する効果的な抑止、國務院レベルの模倣対策特別行動の継続実施を要望したい。また無審査登録の実用新案権・意匠権の濫用防止、パテントトロールの対応策の検討を要望したい。
- ⑩公路安全保護条例の緩和を要望したい。トレーラーの全長規制16.5mと短く設定されているが、運送コスト上厳しい状況に直面している。トレーラー全長規制の緩和を要望したい。

⑫危険物等の輸入、危険物等の国内物流の新法規の事前告知の徹底と、窓口部署の一本化による正確な情報伝達を要望したい。地域・時期により法規適用が異なり、オペレーションへの悪影響が過去発生している。

⑬自動車生産企業において、50%を超える出資ができない。また、50%以内の出資率でも、出資率変化に対し発展改革委員会、工信部、商務部など関係諸官庁の許可を得ることが必要である。これにより、合併企業の実質的支配権を掌握することができず、50%以内での出資比率の変更についても、関係各当局から条件（法・規則に則ったものではない）を付けられることが多く、会社事業の方向性に国が影響力を行使できる形となっている。50%超の出資も認めて頂きたい。また、現制度下でも、出資持分の変動に関して複雑な許認可を不要としていただきたい。

⑭新工場建設や拡張、新モデル導入の認可取得に自主ブランド車と新エネルギー車の導入が義務化されている。工場建設認可と引き換えに、関連の無い自主ブランド車と新エネルギー車を通じた新技術の中国への移転を強要する形となっている。工場や新モデル導入認可と自主ブランド・新エネ車導入を切り離していただきたい。

⑮地方税関、地方税務局業務のルール化について、以下を要望したい。

- ・地方税関におけるHSコードの解釈が税関（または個人）によって異なり、同じ商品でも一方では正しいHSコードと認識されるが、他方では誤っていると指摘を受けるケースがあり、対応に苦慮している。地方税関間でのHSコードに対する共通認識を是非強化して頂きたい。
- ・国税より税制上の規定があるにもかかわらず、各地方税務局の実務上、異なる実行基準や規定を追加してしまい、矛盾してしまうケースがある。例えば、輸出上、VAT発票適用では発票リストに対して適用されるところとされないところがあり、企業間の対応に支障がでている。国税局は地方をまたがる税務上の規定を決める場合に実行可能性を加味した上、関連する地税局の規定を矛盾がないように管理していただきたい。
- ・輸入部品価格について、全般的にではなく特定の部品価格が他社と比べて安いという指摘

を受け、輸入元の価格設定方法についての説明を求められるなど、地方税関からの質問に対し回答準備に多大な労力を費やしている。価格の妥当性については商品の原価のみならず企業のポリシーなどが少なからず影響するため、一輸入者としてはコントロールし難く、且つ「適切」と思われる価格レベルが何なのかも不明確につき、対応に苦慮している。極力地方税関の調査には協力はするものの、税関における明確な基準を明示した上で調査の実施をして欲しい。

⑯原産地証明の発行規定はあるが、地方政府の解釈により、必要な書類（または書類のレベル）が異なることがある。申請後の承認プロセスとリードタイムが明確となっていない。原産地証明発行に必要な手続きについて、明確な解釈と承認プロセス・リードタイムを明示して頂きたい。

⑰税関への輸出通関申告上、HSコード別に申告単位の管理をしている。但し、当局が自動車部品の輸出税関申告上でも増値税還付申告上でも重量を単位としているのに対し、企業の実態では部品集計上、個数を単位として管理しており、その都度、マニュアル作業で個数単位を重量単位に変換せざるを得ないという不効率な作業が発生している。企業業務上の実態に合わせてHSコード別にいくつかの申告単位の選択肢を設定してほしい。例えば、重量単位か個数単位かなど、申告者が自社の業務実態に基づいて自由に選択出来るようなシステム上の設定にしていればありがたい。

⑱二輪車の都市への乗り入れ規制について、多くの都市で交通安全、または環境の為という理由で二輪車の登録や乗り入れの制限を行っているが、二輪車は、省エネ、省スペースの都市に適したコンピューターであり、不合理な規制であるため、撤廃もしくは少なくとも緩和をしていただきたい。

⑲大型二輪車の取り扱いについて、中国の経済発展に伴い、今後大型二輪車の需要も増えると考えるが、30%を超える関税や高速道路の通行禁止など、諸外国に比べ大型二輪車普及への障害が存在する。このような大型二輪車に対する不合理な関税や不公平な取り扱いを改善していただきたい。

第5章 情報通信業

1. 情報通信

工業・情報化部（MIIT）報告によると、2013年、全国の電話利用者は14億9,610万（7.6%増）である。固定電話利用者は減少し2.67億ユーザ（4.01%減）、一方で移動（携帯）電話は1億以上増加し12.29億ユーザ（10.5%増）となり利用者全体の82%を占めた。インターネット利用者は6.18億人（9.5%増）に達し、こうした携帯電話とインターネット利用者の増大に支えられて同期間の電信主営業務収入は1兆1,689億元（8.7%増）まで伸びた。また光ファイバによるFTTH化が進められ、TD-LTEのライセンス発行など、新規インフラ投資が続く。インターネットを利用した電子購買に加えインターネット理財商品も加わり、産業の牽引役としての情報通信の存在が大きくなってきている。

固定通信、インターネット、新サービス

電話ユーザ数

中国の携帯電話ユーザ数は前年同期から1億ユーザ以上増加した（詳細はP212参照）。一方で固定電話は減少の一途をたどっている。

表1：固定電話、携帯電話のユーザ数と普及率

	中国 ユーザ数	中国 普及率	日本 ユーザ数 (2013年 6月時点)	日本普及率 (2013年 6月時点)
固定電話	26,699万	19.7%	5,674万	44.6%
携帯電話	122,911万	90.8%	13,656万	107.5%

出所：工業・情報化部資料『2013年通信運營業統計公報』
『2013年12月通信業主要指標完成状況』、総務省報道
資料『情報通信主要データ』

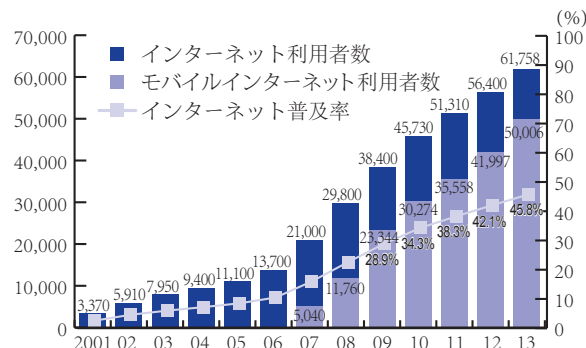
インターネット利用者数

インターネット利用者総数は、2013年12月末で6.18億人となり、全人口に対する普及率は45.8%（注1）となった。利用者数は世界最大である。モバイルインターネット利用者数は5億6万人で、2012年末から8,009万人増となり全利用者の81.0%と、スマートフォンの利用拡大に伴い大きな伸びをみせた。

注1：出所：CNNIC資料『中国インターネット発展状況統計報告(2014.1)』

図1：インターネット利用者数

（単位：万人）



2013年電気通信産業界の主な動き

光ファイバ、WiFi等のインフラ整備

中国电信など通信各社は光ファイバの敷設に注力している。2013年末で中国全土の光ファイバ総延長は1万7,451kmとなり、インターネットに向けて広帯域接続終端数も1.89億と増加した。しかしながら光ファイバによるFTTH価格は諸物価に比較し高価なためインターネットはモバイルからのアクセスが8割を占めるなど一般的であり、北京、上海市内などではWiFiによるアクセス拠点整備が進められている。

微博、微信、インターネット購買

微博（中国版ツイッター）利用者が昨年の3億人から2.8億人に減少した。一方、微信（チャット/音声パッケージアプリ）は利用者が6億人を突破、インターネット購買等の新サービスは2013年も大きく伸びた。インターネット購買はB2B、B2C、C2Cともに伸び、一般ユーザでインターネット購買を利用した人は3億人を超えている（CNNIC）。余额宝などインターネットでの理財サービスも活況を呈している。動画配信やゲーム配信も含めこうしたコンテンツビジネスに必要な許可証は残念ながら外資系企業には与えられていない。データセンタ、コールセンタなどのライセンスについても同様に外資には開放されていなかったが、コールセンタや国内VPN等一部サービスについては中国（上海）自由貿易試験区において外資企業に開放される動きがあり、今後の更なる展開を期待したい。

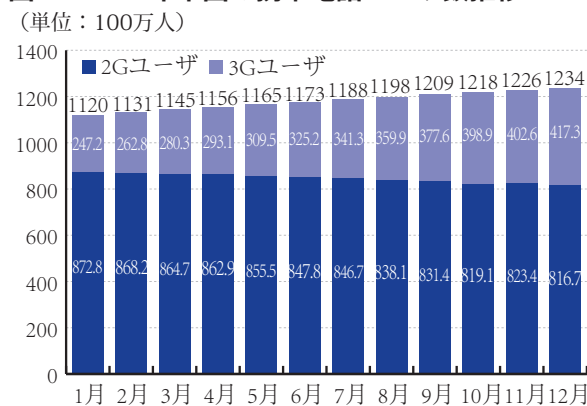
知的財産権問題

著作権をめぐる取り組みでは、中国国家版權局が「著作権法」の整備を進め、2012年以降3度にわたり改正草案に対する公開意見が集められ修正が行われてきたが、昨年3月以降新たに制定されたとの情報はない。ただし工業・情報化部が「工業企業知的財産管理・評価指南」を發布し、国家知的財産権局が「全国知的財産権発展状況報告」を発表するなどの動きがあり、更なる意識向上が進むことを期待したい。成果は徐々にあがりつつあるが違法コピーの横行によって文化産業の国際的な競争力が損なわれており、新「著作権法」の早期発効が望まれる。

移動体通信（携帯電話）

中国移動体通信の現状

図2：2013年中国の携帯電話ユーザ数推移

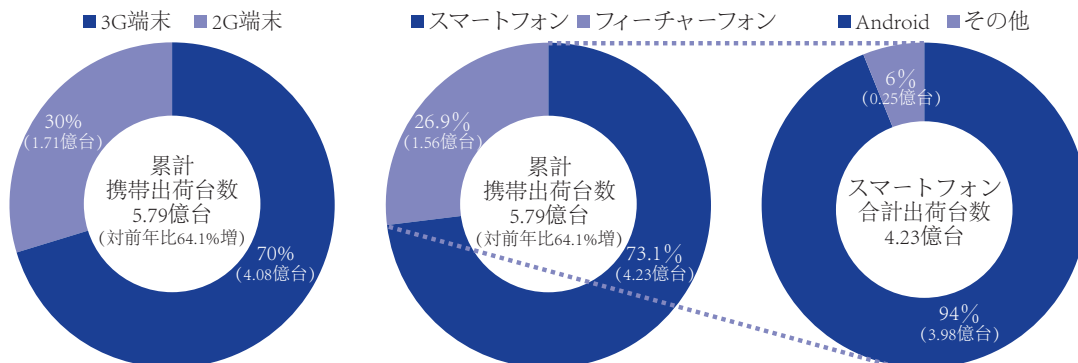


出所：中国移动有限公司、中国电信股份有限公司、中国联通网络通信（香港）股份有限公司 各社の報道発表資料

2013年、中国の携帯電話総ユーザ数は12億人を突破した。地域別にみると、広東省のユーザ数が最も多く、直轄市である北京・天津・上海・重慶の4都市の合計ユーザ数は1億人を上回る。

2013年1年間の携帯端末の合計出荷台数は、5.79

図3：携帯端末合計出荷台数とスマートフォンの割合

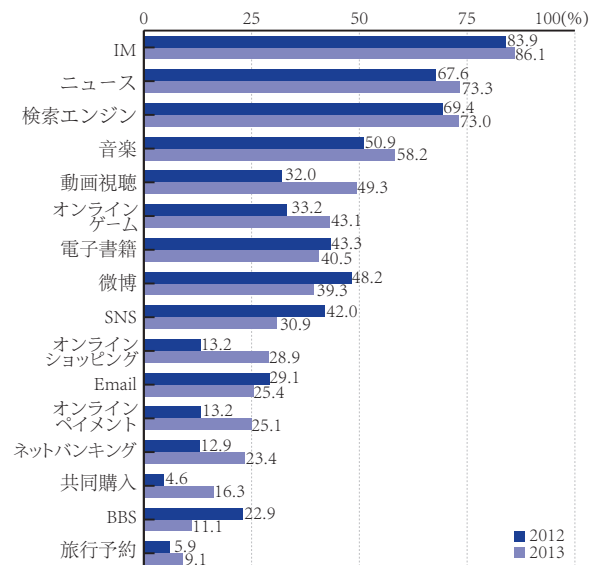


出所：中国工業・情報化部「2013年携帯端末業発展状況回顧と展望」

億台を上り、うち70%を3G端末が占めている。

また、携帯端末の合計出荷台数5.79億台のうち、スマートフォンは4.23億台と全体の73.1%を占め、スマートフォン合計出荷台数の94%をAndroid端末が占めている。

図4：モバイルインターネットサービスの目的別使用率



出所：中国インターネット信息中心「第33期 中国インターネット発展状況統計報告」

中国全体のインターネットユーザ数は6億人を超えたが、その8割、約5億人がモバイルを使ってインターネットにアクセスをしている。

モバイルインターネットユーザの使い方としては、インスタントメッセージ（We Chatを含む）の利用が一番多く、次いでニュースサイトの利用が高くなっている。前年度と比べ、最も利用率が伸びたサービスは動画視聴であった。今後、LTEの普及とともに、更に利用が増えていく可能性がある。

表2：中国通信キャリアの契約数および決算状況

		中国移動	中国電信	中国聯通
ユーザ数	携帯	7億6,721万ユーザ	1億8,558万ユーザ	2億8,098万ユーザ
	(再)3G	1億9,162万ユーザ	1億311万ユーザ	1億2,260万ユーザ
	固定	—	1億5,580万ユーザ	8,764万ユーザ
	ブロードバンド	—	1億10万ユーザ	6,465万ユーザ
売上高		6,302億元	3,216億元	2,950億元
(再)携帯		6,302億元	2,841億元	2,075億元
純利益		1,217億元	175億元	104億元

出所：中国移動有限公司、中国電信股份有限公司、中国聯合網絡通信（香港）股份有限公司 各社の報道発表資料

一番多くユーザを擁する中国移動の売上高は、対前年度比8.3%増の6,302億元であったが、純利益は対前年度比5.9%減となった。通信収入の部分ではデータ通信が好調であった。

中国電信の売上高は、対前年度比13.6%増の3,216億元であり、純利益は対前年度比17.4%増の175億元であった。

中国聯通は、3Gの総ユーザ数が1.23億人となり、その伸び率は前年比60.4%増だった。また、3Gサービスがモバイル通信売上高の59.4%を占めるなど、3Gサービスが最大の収入源になっている。

2013年中国移動体通信の主な動き

4G(LTE)サービスのライセンス発給

2013年12月4日、中国工業・情報化部は、中国移動、中国電信、中国聯通3社に対して中国が開発に注力してきたTD-LTE（Time Division Duplex Long Term Evolution）方式による4Gサービスのライセンスを発給した。

これを受けて、同方式のサービス開発を主導的に担ってきた中国移動は、2013年12月19日に広州で開催した“Global Partner Conference”においてサービスの詳細を発表。この中で同社・董事長の奚国華氏は、「2013年末までに北京・上海・広州・深圳等16都市をカバー。2014年半ばに100都市において商用サービス開始の条件を整え、2014年末に340都市以上でサービスを受けられるようにする。TD-LTE端末は、2014年に200機種以上を発売し、販売台数は1億台以上を目指す（全端末の販売台数計画は1.9～2.2億台）」との計画を披露した。

MVNO（仮想移動体通信事業者）試行プランの発表

中国工業・情報化部は、2013年5月17日に中国版MVNOの試行プランを発表した。これは、中国国務院による『民間資本を積極的に導入することで産業の健全な発展を促すことについての若干の意見』

（国発【2010】13号）に基づき、民間資本による柔軟かつ斬新な展開を最大限に発揮させることで、モバイルユーザの個性化、差異化のニーズに対応すると共に、通信キャリアーMVNO事業者間の協調と競争に向けたビジネスモデルと行政管理の在り方を研究する。また、これに加えてモバイル通信市場の競争レベルとサービスレベルを向上させることを通じて、ユーザの権利を保護しながら商用化に向けた基盤を構築することが本トライアルの目的と位置付けられている。2014年2月末時点で、携帯電話端末販売チェーンや家電量販店、eコマース事業者等19社にライセンスが発給されており、中国財務年度の第2四半期にもサービスが開始されると見られる。ライセンスを獲得した各社は、中国移動・中国電信・中国聯通より基礎電気通信設備を借り受け、それを利用して自らのサービスブランドをもってエンドユーザへのサービスを提供する。なお、試行プランの期間は、2015年12月31日までとされている。

モバイル・インターネットサービスの進展

スマートフォンの普及に従い、モバイル端末向けのアプリ配信マーケットが質・量ともに拡大している。これまでのゲームや音楽、動画等に留まらず、位置情報サービスやタクシー予約アプリ、更にわずか1元からファンド投資ができ、しかもその残高をネットショッピングや携帯電話料金の支払いにそのまま使えるようなサービスも登場。特にアリババ、テンセント、百度等の中国大手インターネット企業では、サービス・ラインナップの充実に向けて出資・買収の動きも更に盛んになっている。

2013年において特に話題になったものとして、アリババ・グループでは、電子地図大手の高徳地図への出資（出資比率約28%、その後、2014年2月に完全子会社化）、またアリババ関係会社による前述のモバイル少額投資サービスで提携している天弘基金への出資（同51%）。テンセントによるオンライン通販大手の京東商城への出資（同15%）。百度による中国検索エンジン3位の搜狗への出資（同36.5%）やスマートフォン向けアプリ配信プラットフォームである91無線ネットワークの買収等があった。

2014年中国移動体通信の展望

2014年の中国移動体通信マーケットにおいては、2013年12月にライセンスが発給された4Gサービスについて、中国移動、中国電信、中国聯通3社のサービスが揃い、普及に向けた取り組みが展開されることになる。これに併せて、モバイル・ブロードバンドが実現（中国移動の目標は、当面ダウンロード50Mbps、アップロード10Mbps）されることから、モバイル・インターネットサービスの分野においても

更なるマーケットの拡大と新サービスの登場が期待される。

また、現在、ライセンス発給されているTD-LTE方式の普及に従い、日本や欧米等で先行導入されているFDD-LTE（Frequency Division Duplex Long Term Evolution）方式の4Gサービスライセンス発給が見込まれ、端末のバリエーションや国際ローミングサービスの広がりが期待できる。

一方、MVNO試行プランについても、実際にサービスが開始されることから、それぞれのMVNO事業者の強みを活かした新サービスや新料金プランの登場が期待できる。

これら、2013年に実現された2つの大きな変化が実行段階に入ること、2014年の移動体通信市場ならびにモバイル・インターネットサービス市場は更に大きく飛躍することが予想されることから、これを日本勢としてもビジネスチャンスとして取り込むべく十分に注目していきたい。

＜建議＞

① 通信関連の法整備の推進と業界内の不正等への取り組み強化

情報通信、特に移動体通信は技術の進展、市場の発展速度が著しいことから電信法をはじめとする関連法制の整備が喫緊の課題であり、政府の積極的な取り組みと実効性のある成果を期待したい。

また、情報通信産業の発展は、そこで流通されるコンテンツの品質に依存するところが大きい。しかしながらコンテンツやサービスに関わる海賊版、模倣の横行、情報漏洩といった知的財産権の侵害は、業界主要各社による広告モデルや課金モデルの導入を通じた、正規コンテンツを流通させる取り組み等の努力もなされており、改善の動きは見られるものの、依然、市場に蔓延している。健全なマーケット育成のためにも不正業者、不正利用者に対する刑罰の強化等の取り組みと一体化した業界内のルール作り、国民のモラル向上について政府の真摯な取り組みを継続していただきたい。

② 事業ライセンス取得要件の緩和と外資への非開放項目の改善

基礎通信の事業については、2013年5月17日に、発表された工信部通[2013]191号

『移動通信転売業務試行プランに関する通告』により、基礎通信サービスに民間が参入できる道が開かれた訳だが、外資に対する扱いは、「参入事業者が海外で上場しているが場合に外資の出資比率が10%未満」と低い状況である。民間に開放する意義は、競争を導入することにより経営効率を上げると共に、サービスの品質を向上することであり、そのためには、外資のノウハウ・経験も入れることで、価格競争に拠らない健全な業界発展にも資するものと考えられる。試行プランが完了して正式展開する際には、外資に対する緩和を是非進めていただきたい。

また、付加価値通信サービスにおいては、2014年1月6日に工業・情報化部より中国（上海）自由貿易試験区における対外開放に関する意見が表明されているところであるが、その具体的な推進ならびに自由貿易試験区に留まらない外資参入要件の緩和ならびに対外開放の拡大を希望したい。

③ アクセス網の故障時の連携

通信網はエンドーエンドでの品質が確保されてこそ、利用者、企業が安心して業務を進めることができる。アクセス網のネットワークが故障した際に迅速に対応できるように、通信各社との情報連絡をさらに円滑に進めたい。

可能であれば故障の際に両者立会いの元で故障切り分けを実施し、故障個所の特定を行いたい。また、より一層のネットワーク情報の開示をお願いしたい。

④ スマートモバイル端末の管理強化に関する独自規格等の強制の廃止

工業情報化部は2013年4月にスマートフォンのインターネットアクセス許可管理に関する通知を発表し、中国独自のセキュリティ上の制限を課すこととなった。本規制は市場の自由なイノベーションを阻害する可能性があるため、国際的に導入されている規制に沿った内容に絞るべきである。また、本中国独自の標準への適合性をネットワークアクセスライセンス（NAL）取得要件とすることは、市場アクセスのハードルを高めることになるため、改善を検討していただきたい。

2. ソフトウェア

従来の中国のソフトウェア産業は、日本をはじめとする海外からのオフショア開発拠点として発展してきた。昨今の中国の経済発展にともない、一般的に中国への進出企業は、中国を世界で最も戦略的なマーケットとしてとらえるようになり、さらに中国国内での製販一体を強力に推し進める企業が多くなりつつある。ソフトウェア業界も例外ではなく、これまでのオフショア拠点を有する企業も含めて、中国を販売も含めたソフトウェアビジネス市場ととらえる動きが増大している。

ソフトウェア産業にとっては、高スキルを有した現地人材の育成と維持をもとに、中国に適合したビジネスモデルの成立が重要である。特に最近、ICT業界における世界的なトレンドとであるクラウドは、地場資本の企業も含めた、あらゆる在華企業にとって有益なものである。

有効な現地人材活用を一層進めるとともに、クラウド等のソフトウェアビジネスの本格的な展開が喫緊の課題である。

中国のソフトウェア産業

日本企業における中国ソフトウェア産業は、長らく、日本向けのソフトウェア開発の基地として位置づけられていた。日本のソフトウェア開発企業やシステムインテグレータは、比較的に廉価で優秀な人材を求めて、独資または合弁で開発子会社を設立してきた。ソフトウェア組込ソフト等を必要とする企業、もしくは自社向けのソフトウェアを自前で開発する企業などは、中国現地のソフトウェア会社と開発ラボラトリ契約等を締結し、中国をローコスト開発拠点として位置づけ、育成・活用を進めてきた。これらの動きは、中国当局の外資誘致・外貨獲得および雇用増加という基本政策に合致するものであり、沿岸部だけでなく内陸部までも、政府による多くのソフトウェアパークの創設により、ソフトウェア産業の誘致、助成の政策として表れている。

一方で、日本国内企業におけるソフトウェア開発投資の動きを見てみると、グローバルガバナンス強化に向けたグローバル共通ソリューションの活用の流れが加速してきており、部分最適的な一般的なオフショア開発量は減少してきている。特にリーマンショック以降、その傾向が顕著であり、実績が多く優良なソフトウェア会社に対しては注文が殺到す

る一方で、それらが少ないソフトウェア会社は窮地に追い込まれるなど、「勝ち組」と「負け組」の様相を呈している。日系の現地拠点では、引続きオフショア開発のオペレーションを拡大していく方針をとるところもあるが、ほぼ例外なく、在華企業をターゲットとしたソフトウェアビジネスへの転換を進めるところが多い。

中国のソフトウェアマーケット

調査会社（IDC、2012年6月）によれば、中国のICT市場（全体額1,120億ドル）は、PCや携帯電話等のハードウェアが占める割合が大きく（919億ドル：82%）、ソフトウェア（65億ドル：5.8%）やソリューションも含みサービスビジネス（136億ドル：12.1%）の割合は低い。ソフトウェアとサービスの伸び率は、ハードウェアの伸び率を大きく上回り、今後、大きな成長を期待できる市場であると言える。この市場状況には、日系を含む外資企業が、中国を世界の工場から世界の市場へと位置付けを変えきており、製販一体の仕組みや販売チャネルの確立のためのICT投資がおきてきているからと考えられる。さらに、急速な近代化を目指す中国政府の旺盛なICTインフラ投資需要が大きいと捉えることもできる。

ソフトウェア産業の方向性

このような状況の中、日系のソフトウェア企業やシステムインテグレータ企業は、従来の製造業と同様に中国国内のビジネス拡大を指向している。その特徴は、以下の3つに集約できる。

実績のあるソリューションの提供

中国では、外資企業も地場企業（組織）も例外なくできるだけ迅速・安全にICT化を進めたいと考えている。リスク軽減の観点もあり、一部の例外を除いて、実績のあるソリューション、できればパッケージソフトウェアの提供が望まれている。

現地人材によるソフトウェアビジネス

中国におけるソフトウェア人材のコストは上昇を続けているが、日本人駐在員、もしくは、日本からの出張者対応による開発・実施に比すれば廉価である。また、本稼働以降の継続的なサポートも必要となるため、現地人材によるソフトウェアの開発・実施が必要である。

SaaSをはじめとするサービスビジネスへの取組み

ICTに関わるハードウェアやソフトウェアを自前

で資産化するのではなく、費用として処理することのできるSaaS等のクラウド環境の提供など、ソフトウェアに基づいたサービスビジネスへの取組が必要となっている。

具体的な問題点と改善要望

ソフトウェア人材育成・確保のための優遇措置

ソフトウェア人材への優遇措置として、都市戸籍の獲得や個人所得税の還付などがあるが、地方によって政策が異なり、同じ企業に所属していても勤務都市により、それぞれの待遇が異なる状況がある。一方で、在華の日系ソフトウェア企業は、競合力確保の観点から、複数のグループ会社に分散している人材や資産を統合して新会社へ移行する動きを加速させている。一つの代表会社による分公司を設置しやすくするためにも、上記のような障害の撤廃は有意義である。

ソフトウェア人材育成

特にオフショア開発企業では、採用した大学の新卒者に対し、高度のICT専門知識教育と日本語教育を行い、更に、現場でOJTを行うことで、オフショア開発に適した高スキル技術者としての育成を進めている。また、企業が多くインターンシップ学生を受け入れることで、学生のICT企業への興味を喚起し、学生のICT企業就職を支援している。在華企業・組織を市場とするソフトウェア企業も同様である。しかし、中国の労働市場における流動性の高まりが、企業における新卒者の採用やインターンシップ学生の受入の阻害要因になってきている。

企業による教育投資は、教育をうけた中国のICT技術者が中国のICT産業発展に寄与することと直結する。企業が、ソフトウェア人材育成に向けた教育投資を行いやすくするための補助金制度等、定常的な支援措置が望まれる。

知的財産権保護、ライセンス支払いの土壌

先に参照したIDCの調査によると、ハードウェア（特にPCなど）の売上額は、日本を大きく超えているにも関わらず、ミドルウェアやアプリケーションソフトウェアなどの売上額は、日本に比して1/3から1/7という状況である。これは、ソフトウェアにおいても、違法コピー品が氾濫している状況の証左といえることができる。

ソフトウェア企業にとって、その知的財産権を侵害する模倣や許諾していないコピーの出回りは、死活問題であり、中国でのソフトウェアビジネスを躊躇

する要因の1つとなりうるものである。このことは、在華の企業・組織が最新のソフトウェアサービスを活用できないこととも言え、長期的な損失は計り知れないものがある。

不適切なコピー製品を活用している企業・個人に是正を促し、知的財産権保護に関しても、先進国並みとなるような施策を期待する。

日本への中国社員の出向・研修時の課税問題

多くの在華企業は、ソフトウェア人材のレベル向上や日本の技術者との連携を強化するため、ソフトウェア人材を日本に出向もしくは研修派遣を実施している。このように、日本において技術供与をうける事例が定常的に発生している。一方で、中国・日本両国での二重課税問題が解決されておらず、大きな阻害要因となっている。

クラウド等ソフトウェアサービス事業と通信・インターネット関連事業との取扱の明確な分離

アプリケーション等ソフトウェアをサービスとして提供（いわゆる「SaaS」）し、稼働するハードウェア資源と併せて利用させる「クラウド」サービスは、利用者に対し利便性を向上させ、TCOを削減できるものとしてICT利用の世界的トレンドである。中規模・小規模企業の多い中国では、限りある資金を本業に集中でき、かつ、ICT利用が可能になることから、その経済効果・成長への貢献も大きいものと期待される。中国では、当該サービス自身が、いわゆる「第一種付加価値電信業務（中華人民共和国電信条例：增值電信業務）」に該当するのではないかという解釈があり、外資企業にとってのソフトウェアビジネス実施上の障害や経営上有効なサービスを利用する機会損失を見ることができるといえる。業務上のICT活用に寄与するクラウドサービスについては、経済効果の観点から、外資企業の参入を含め、奨励されるべきものとする。

<建議>

①ソフトウェア人材確保のための優遇措置

ソフトウェア人材への優遇措置として、都市戸籍の獲得や個人所得税の還付などがあげられる。地方毎に対応政策が異なり、同じ企業に所属していても勤務都市により、待遇が異なるので、全国統一の政策を推進お願いしたい。また併せて還付などの手続きの簡素化・迅速化を進めていただきたい。

②ソフトウェア人材育成

ソフトウェア開発においては大学卒業後、すぐには即戦力とはならないことが多い。そのため、新入社員への人材育成教育・OJTに対する企業側の投資が大きい。近年では企業のインターンシップとしての学生受け入れが積極的に行われ、企業・学生双方の状況理解を深めるために利益のある制度と思われる。人材育成に対する企業への支援およびインターンシップ制度を加速する学生支援策の実施をお願いしたい。

③模倣品・知的財産権の保護

ソフトウェア産業における知的財産の保護があることで、企業からの中国への革新技術の開発移転や研究開発が進む。中国から見ても、ノウハウの蓄積や最先端技術の人材育成に影響を与えることになるので、必要な措置および具体的な対応を要望する。

④日本への中国社員の出向・研修時の課税問題

ソフトウェア人材レベル向上のために、日本の本社に1年以上出向し、日中双方で給与を支払う場合、法制度上は中国の個人所得税は還付できることが、実際には運用されないケースが多い。この二重課税問題は、日本へ人材を派遣する際の阻害要因である。日中間の租税条約の確実な実行をお願いしたい。

⑤クラウド等ソフトウェアサービス事業と通信・インターネット関連事業の明確な分離

アプリケーション等ソフトウェアをサービスとして提供（いわゆる「SaaS」）し、稼働するハードウェア資源と併せて利用させる「クラウド」サービスは、利用者の利便性を向上させるだけでなく、TCO削減を実現するものとしてICT利用の世界的トレンドである。中国においては、当該「クラウド」サービスが通信・インターネットサービスに該当するのではないかという解釈がある（通信・インターネットサービスは外資規制）。外資企業のソフトウェアビジネス実施上の障害、さらには在華企業が経営上有効なサービスを利用する機会を損失させている。「クラウド」サービスのB2Bサービスは、一般向け通信・インターネットサービスとは異なるものであることを明確にしていきたい。

3. コンテンツ

中国には日本のコンテンツに対する高い市場ニーズがあるものの、過度な規制により正規版コンテンツ・グッズ等の普及度は低い。そのため、海賊版や違法配信が無くならないという状況が続いている。国内産業の保護よりも健全な競争市場と適正な著作権保護体制の構築こそが、中国コンテンツ産業の更なる発展に効果的であり、外国企業や海外コンテンツに対する規制の緩和や参入障壁の撤廃が必要である。

市場概況：成長を続ける中国のコンテンツ市場規模

中国のコンテンツ市場は年々拡大しており世界有数の市場規模を有する。2013年の市場概況は以下のとおり。

映画

中国は米国に次ぐ世界第2位の映画市場である。2013年の映画興行収入は約218億元でそのうち輸入映画の興行収入は90億元を占めた。なお、日本は第3位で2013年の興業収入は1,942億3,700万円。

テレビ番組・ネット動画配信（アニメ含む）

テレビ放送のカバー率は全世帯の97%を超え、2011年に有線は2億世帯、デジタルで1億世帯を突破した。ネット映像視聴ユーザーも2012年12月時点で3.72億人に達し、2013年のネット映像視聴市場は128億元と前年比41%増を記録した。

出版

2012年の出版、印刷、発行サービス業全体の売上は1兆6,635億元で前年比約14%増加。そのうちデジタル出版が1,935億元で前年比約40%増加。また、当当網や360buy、アマゾンが相次ぎ電子書籍市場に参入するなど、デジタル出版市場が急拡大している。

音楽

2013年の音楽業界の売上は推定8,200万ドル。この2年間で世界の大手・独立系のレコード会社が中国の8大オンライン音楽配信企業とのライセンス契約を締結するなど、かつて違法配信していた市場に正規品が流通してきている。現在はまだ世界第21位の市場規模しかないが、著作権保護の徹底とユーザーの音楽の無料配信サイトから有料サイトへの移行が進めば、今後市場規模は更に拡大するものと予想される。

ゲーム

中国ゲーム市場の2013年の売上高は前年比38%増の831億7,000万元（約1兆4,000億円）で、ユーザー数は20.6%増の4億9,000万人。売上高の内訳は、パソコン用オンラインゲームが536億6,000万元、ブラウザゲームが127億7,000万元、モバイルゲームが112億4,000万元、ソーシャルゲームが54億1,000万元。売上高全体のうち、中国メーカーが自主開発したゲームは76億6,000万元で前年比29.5%増となった。

外国企業・海外コンテンツに対する規制の緩和・参入障壁の撤廃

従前より以下のような規制や参入障壁があり、日本企業の投資機会の損失に繋がっている。

映画

映画館設立への外資規制

2004年より施行された「外商投資電影院暫定規定」により、外資が独資で映画館を設立すること、および院線（映画館チェーン管理組織）を設立することを禁止。また、合資・合弁会社設立の場合は、登記資本金において中方の投資割合が51%以上であることが要件となっており、期限も30年以内と定められている。

輸入・放映に関する規制

広電総局が上映を許可する海外映画は年間最大64作品であるが、中国で劇場公開される日本映画は年間3〜4本程度である。上映期間も約2〜4週間と、人気のハリウッド映画作品に比べると短い。そもそも2013年は日本映画が1本も上映されていない。国家広電・電影局における「公序良俗」や「政治的配慮」に関する検閲・審査が厳しく、日本映画に対しては不公平な市場参入障壁が存在する。

厳しい契約慣行

多くの米国映画は、配給元と海外映画輸入会社（中国電影集团公司、華夏電影發行有限責任公司の2社のみが認可されている）の間で「分率」契約（利益分配方式）が締結され、共同配給の扱いを受ける。一方、日本を含む他国の映画は「フラット」契約（版權買いきり方式）が適用され、50%と極めて高い関税率が課されるほか、中国語字幕制作費として一律70万元のコストが掛かるため、中国側は確固たる興業収入が見込めない限り輸入に慎重となる。

テレビ番組（アニメ含む）

テレビ制作会社の外資参入禁止

2004年に公布された「中外合資・合作広播電視節目制作經營企業管理暫定規定」により、外資との合資によるテレビ制作会社の設立が認められた。しかし、2009年に公布された「一部の広播影視に関する規定と規範的文書の廃止に関する決定」により、テレビ制作会社の外資参入が再び禁止された。

海外映画・ドラマの放送時間に関する規制

海外映画・ドラマはゴールデンタイム（19時～22時）で放送することが禁止されている。22時以降の海外枠もアメリカの大型映画が中心で、日本コンテンツの放送は極めて少ない。また、各チャンネルが放送する輸入ドラマは、1日内で放送するドラマの25%を超えてはならないという規制もあり、海外ドラマが普及しにくい。

海外アニメに対する輸入規制・国産アニメ産業の過度な保護

海外アニメに関しても、17時から21時までのテレビ放送は禁止されている。国産アニメの放送枠は、アニメ放送枠全体の7割を下回ってはならないという規制（「2004年「わが国のアニメ産業発展に関する若干意見」）や、国産アニメを制作した機関はその制作時間と同じ分まで海外アニメを輸入できる（2008年「テレビアニメ放送管理強化に関する通知」）等の国内産業優遇制度が存在する。また、輸入済みアニメの放送認可が益々厳しくなっている上に、新規に輸入を申請してもなかなか許可がおりない状況が続いている。実際に、日本アニメのテレビ放送は2006年の「テニスの王子様」以降許可されておらず、既に許可されたアニメのみが再放送される状況が続いている。一方、日本アニメへの視聴ニーズは高いため、CCTVでは「NARUTO」や「ワンピース」等の劇場版アニメをアニメ枠ではなく映画枠で放送したり、独自審査権により「ポケットモンスター」等を放送したりすることで対応しているが、他のテレビ局では同様の対応は取り難い。

出版

出版事業への外資参入は禁止されており、小売りへの参入は資本金49%までと規制されている。外国書籍の輸入は許可を得た国有企業のみ可能であるが、中国図書進出口（集団）総会社が輸出図書市場の60%を取り扱っている状況である。原版の輸入ではなく、中国版を出版する場合は、書籍、漫画は書号（書籍コード）を取得すれば出版できるが、近年は海外の漫画作品の出版許可に対する審査・批准が厳しくなっている。雑誌の出版には刊号（雑誌コード）の取得が必要だが、海外雑誌コンテンツへの単

独での新規刊号の認可はおりない。そのため、既に刊号を取得している中国国内の雑誌と提携し、コンテンツを提供する形で市場参入しか出来ない。

音楽

海外の音楽ソフトを輸入するためには新聞出版総署審査・批准が必要である。さらに輸入音像製品をインターネットで流通させる場合には、文化部の審査・批准の後に、新聞出版総署の内容審査・批准を受ける必要がある。また、外資企業による音楽作品の制作・放送への参入は禁止されており、音楽ソフトや映像等の流通販売は合弁での出資に限られ、且つ外資の出資比率は49%までとされている。

ゲーム

ゲーム機の販売は、中国（上海）自由貿易試験区において規制緩和されたものの実質的に許可が得にくい。中国ではオンラインやモバイルゲームが市場の主流となっている。ネットゲームの場合、文化部のネットワーク文化経営許可証を取得し、インターネット文化関連の運営会社の資格を有する輸入機関を通じる必要があり、外資系企業のみでの配信、課金活動は実質的に不可能である。また、ゲームの内容は文化部進出口遊戯製品内容審査委員会、ゲームの出版（発行）は新聞出版総署の審査・批准を受ける必要がある。

メディアミックス・各種イベントの開催

外資企業や海外コンテンツへの各方面の規制・参入障壁が原因で、有力コンテンツを核とした、（例えばコミック出版×テレビ放送など）メディアミックスやマーチャンダイジング、イベント、プロモーション等の実施に大きな制約がある。本来コンテンツビジネス発展のためのブースターには、こうした施策の連動が不可欠であるが、現状では各分野の規制などを背景として、それぞれが個々の展開に終止してしまっているケースが目立ち、結果としてコンテンツビジネスの大きな成功事例へと育ちにくい状況になっている。こうした分野で経験を有する海外コンテンツの成功事例は、国内コンテンツ企業発展のためにも寄与していくはずである。

著作権保護体制の整備・促進、行政手続きの簡素化・迅速化

著作権法改正による権利保護の強化

今次の改正案では、関連法規の整理のほか、創作の奨励・取引ルールの整備・権利保護の強化に関する規定が設けられた。特に権利保護に関しては、司

法救済において賠償や証拠収集の面で強化が図られたほか、行政救済手続きについても一定の強化が図られた点は評価する。但し、著作権法改正案や行政手続きに関しては、依然として以下のような懸念がある。

従業員への奨励を法定することについての懸念

著作権は専利権等と異なり、多くの従業員が日常的に創作し、登録を要せず発生する権利でもあることから、数量が膨大になるおそれがある。これに係る奨励、従業員の権利の拡充が認められると、企業の負担が過大になり、多くの企業の正常な経営に支障が生じるおそれがある。

法定許諾の範囲についての懸念

テレビ局等による放送、新聞・雑誌掲載記事の転載など、一定の要件で無許諾利用（法定許諾）を認める条文が少なくない。事実上著作権者からの許諾がなく著作物を利用できることに繋がるおそれがある。著作物の利用は、著作権者との利用に係る協議を前提として、無許諾利用は原則排除すべきである。ベルヌ条約第9条との整合性も検証が必要かと思われる。

著作権登記制度についての懸念

改正案は著作権登記制度を強化し、登記を「基礎的な証拠」と位置付けている。ただし、著作権は登記が無くとも発生するものであり、登記を強調することで本来の権利者を侵害することにならないよう留意が必要である。特に現状では登録権利の取消し手続きが未整備であり、著作権を冒認登記された場合に権利が守れない懸念がある。中国での登録が困難な海外コンテンツについては特にこの危険性が高く、現行制度でも日本の多くの著作権が冒認登記されている。

著作権集団管理組織に関する懸念

著作権集団管理組織については、組織の存在や実態、権限等が不明瞭である。著作権集団管理組織制度は今後も強化されると思うが、より多くの権利者に対して情報公開を進めることが必要である。また、著作権集団管理組織に属さない権利者がそのことによる不利益が生じないように、著作権者の権利が十分に尊重されるよう配慮が必要である。

その他の懸念

プログラムの互換性に関する複製解析等を認めることで、不正利用を助長する懸念がある。

技術的保護手段回避が可能な要件が法定されることで、海賊版を助長する懸念がある。回避禁止規制

は積極的な回避や改変行為を禁止するのにとどまるべきもの。

行政手続きの簡素化・迅速化

映画・アニメ・ドラマ・出版物への事前内容審査・検閲が存在し、規制基準も不透明である。

中国では、コンテンツソフトの制作から流通まで全てのプロセスに規制が存在し、様々な官庁が二重三重に規制を行っていることから手続きに時間を要する。

非正規コンテンツの市場からの排除

模倣品・海賊版コンテンツの問題

中国では、映画・アニメなどの映像についてはネットへの無許可・違法配信及び無許可テレビ放送、漫画など書籍については海賊版及びネット海賊版、音楽については海賊版CD及び無許可・違法配信、ゲームについては海賊版及びネットへの無許可・違法配信、キャラクター商品については模倣品及び非正規ルートの販売などがある。あらゆる分野に非正規版が存在しており、著作権元が本来得べき利益を享受できていない。また、模倣品・海賊版関連業者の手口も巧妙化しているため、権利者による対策や行政機関による取締りにおける負担がますます大きくなってきている。著作権改正案では、再犯者に対する罰則強化に関する規定が導入されているが、再犯を広く定義し確固たる運用をされることを期待したい。

インターネットでの無許可・違法動画配信問題

中国には6億1800万人のインターネットユーザーが存在し、そのうち8割のユーザーがモバイルWebを利用している。国内外の映像コンテンツ視聴におけるプラットフォームとして、インターネットはテレビ放送にも伍する影響力があると言える。特にモバイルに関しては、3大キャリアが4G（LTE）サービスを開始し始め、今後更に映像視聴プラットフォームとしての影響力が大きくなると見込まれる。このような中、著作権元にとって、インターネットでの無許可・違法動画配信問題の改善・解決は急務となっている。近年主力動画サイトが日本の人気作品の正規版の配信を始めるなど、著作権に関する意識が少しずつ高まってきたことは、市場の健全な発展のためにも好ましい。ただし、まだ多くの作品が無許可で配信され、違法にビジネス展開されている。

産業発展や人材の創造性育成への障害

中国初の無料音楽ダウンロードサイトが世界中で利用され、音楽業界に被害をもたらした。近年、音

楽会社と主要サイトとの音楽使用権契約締結の動きがあり、総合ポータルサイト（騰訊網）やECサイト360buy（京東商城）が無料音楽配信サービスを開始したが、無料ダウンロードの根絶が無ければ収益化の実現は難しい。また、模倣品・海賊版の横行は、事業者の創作性育成への障害となっている。また、過度な国内産業保護政策により健全な競争文化が育っていないため、国内製作会社及びその人材が安易な模倣に走りがちである。

＜建議＞

①外国企業・海外コンテンツに対する規制の緩和・参入障壁の撤廃

中国コンテンツ産業の発展は国内企業の保護ではなく、健全な競争による国内企業・人材の育成が鍵である。市場ニーズがあるにも関わらず正規版の市場参入が制限されているために、政府の事前審査や検閲を通過していない模倣品や海賊版のコンテンツが市場に蔓延する結果に繋がっている。そこで以下を建議する。

- ・外国企業や海外コンテンツの輸入・制作・流通・販売等に対する各種規制や参入障壁を取り除くこと。

②著作権保護体制の整備・促進、行政手続きの簡素化・迅速化

中国コンテンツ産業発展には、規制緩和とともに、著作権者の更なる権利強化が必要である。そこで、著作権法や行政手続きに関して、以下を建議する。

- ・職務著作・実演において従業員に奨励を与えることを法定しない。
- ・権利者の許諾を得ずに使用できる「法的許諾」は例外的な場合に限るように規定する。
- ・著作権の冒認登録が行われた場合に、登録を抹消する手続きを整備する。
- ・著作権集団管理組織の実態、権限等に関して情報公開を進める。また、著作権集団管理組織制度においては、著作権者の権利が十分に尊重されるよう配慮する。
- ・コンテンツに関する事前内容審査・検閲の規制基準を明確化する。
- ・コンテンツ分野における行政手続きの簡素化や迅速化を進める。

③非正規コンテンツの市場からの排除

正規事業者の利益を保護し、中国のコンテンツ産業の更なる発展を促進するためにも、以下を建議する。

- ・積極的な行政取締りの継続と、再犯等悪質な権利侵害者に対する処罰を強化する。
- ・インターネットを介した海賊版や無許可コンテンツの配信・ダウンロードサイトの管理監督を強化する。

4. 広告

中国広告費の現状

中国の大手調査会社である央視市場研究股份有限公司（CTR）の市場研究によると、2013年の中国GDPに占める広告費は1.4%（2012年は0.9%）となり、過去最高のGDP比となった。

2013年、国家工商行政管理総局は安定的な広告業界発展のための一連の計画とその実施について提起した。同時に、国务院の公表した「文化創意（コンテンツ）およびデザインサービスと関連産業の融合発展を推進することに関する若干の意見」では、広告業界は文化創意（コンテンツ）産業の一つとして明確化され、産業の発展を支援する政策と施策についても提起されている。2012年の工商局の提言に続いて、2013年の広告産業の正常な発展の継続は、中国政府の支援政策と密接な関係があることがここに見受けられる。

中国広告費の内訳

従来メディア広告市場の動向

2013年、従来メディア（テレビ、新聞、雑誌、ラジオ）の広告費は7,900億元に達し、前年比6.8%の成長となり、2012年に比べて高い成長率を示し従来メディア広告市場のゆっくりとした回復を示している。

業種別の広告出稿量では、上位5業種は、①化粧品・トイレタリー、②飲料、③サービス業、④食品、⑤医薬品であった。

2012年と比較した場合、2013年の前年比実績は

飲料が22%増と大きく伸び、サービス業と順位が入れ替わったことが特筆すべき点である。同様に食品の前年比も15%増と伸張している。一方で、サービス業および医薬品はトップ5に入っているものの、それぞれ前年比6%減、11%減となり、マイナス成長を記録した。2012年より、工商管理部門が虚偽違法広告の取り締まりを強化し始め、その直接的影響を受けた医薬品及び健康食品の広告数と広告費は明らかに減少している。サービス業及び郵便通信業の広告も関連部門の広告宣伝内容に対する取り締まりによりマイナスの影響を受けている。

交通サービスの従来メディアへの出稿量は2012年に比して6%増加したが、市場全体の出稿量順位は2012年の第8位から第9位に落ちた。また郵便通信業の広告費は10%減少した。これは主に新メディア（インターネット、屋外広告など）の影響を受けたためであり、広告主が従来メディアの広告予算の一部を新メディアにシフトし始めていると考えられる。他の注目すべき業界としては、酒類（前年比16%増）、不動産/建築業（前年比24%増）がある。

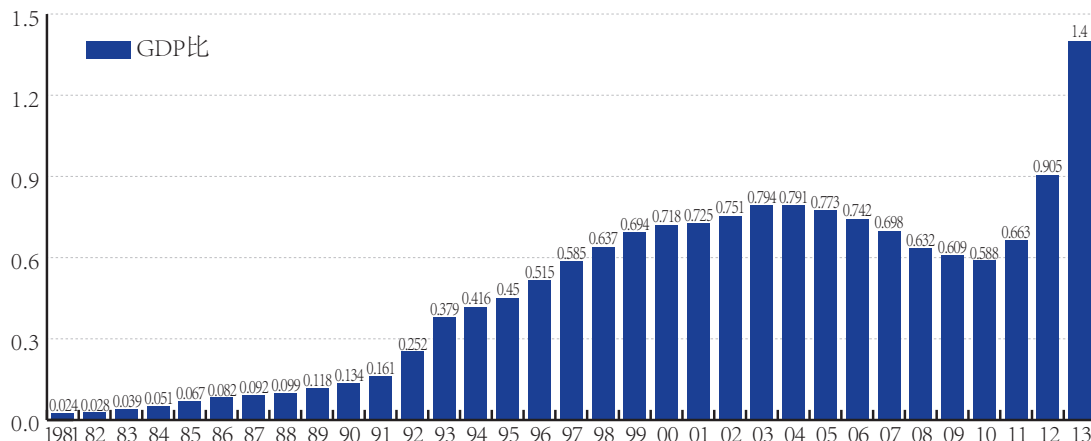
表1：出稿量トップ10

カテゴリー	2012年 (千億元)	2013年 (千億元)	前年比
化粧品・トイレタリー	1.07	1.20	12%
飲料	0.80	0.97	22%
サービス業	0.85	0.80	-6%
食品	0.70	0.80	15%
医薬品	0.58	0.51	-11%
酒類	0.41	0.47	16%
不動産/建築	0.38	0.47	24%
娯楽/旅行	0.43	0.47	9%
交通関係	0.39	0.41	6%
郵便通信	0.28	0.26	-10%

出所：AdexPower, CTR

図1：GDPにおける広告費の割合

(単位：%)



出所：AdexPower, CTR, iAdtracker, iResearch

主なメディア別

テレビ

テレビは2012年比で2ポイントの伸びを示し、2013年の広告出稿費は6,105億元、市場シェアは77%に達し、最大の出稿シェアを占めている。特筆すべきはテレビのシェアが毎年伸びていることである。

2013年のテレビ番組をコンテンツ別にみると、リアリティショーや歌唱オーディション番組が最も多くを占め、高い視聴率を獲得した。しかし、2013年7月に国家新聞出版総局が、同様の番組があふれることを避けるため、歌唱オーディション番組に総量規制、分散放送の調整措置をとることを発表し、歌唱オーディション番組の総量が制限されることとなった。広告業界もこの方針の影響を受け、限られたテレビ番組の中で広告主間の広告枠確保競争が激化し、テレビ局も競争による広告費の上昇を避けられなくなった。同時に、優れた広告とクリエイティブ性を求めて、広告制作費も上昇している。

新聞

テレビとインターネットの成長に挟まれる中で、2013年の新聞の出稿費は948億元であった。ネットニュースが新聞読者のニュースを得る主たる手段になったこと、携帯電話によるネットアクセスにより読者の毎日新聞を読む時間が減ったことに伴い、2013年の新聞の広告シェアは引き続き減少し、2012年の14%から12%に減少した。

デジタル新聞市場は成長過程にあり、様々な形態の新しい媒体開発が進んでいる。同時に、紙媒体としての新聞も様々な広告の形を模索しており、3D新聞からペーパースクリーンのマイクロフィルム、さらにバラの香りがする新聞などが試行されている。

ラジオ

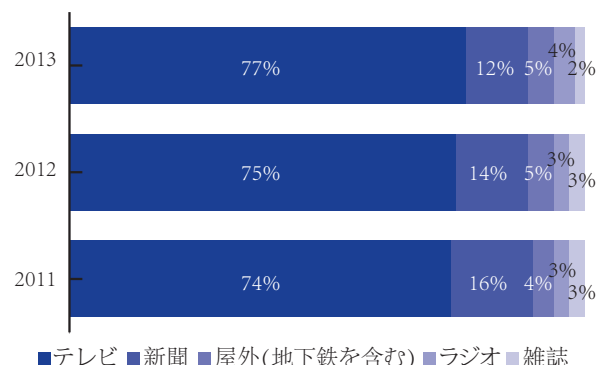
2013年のラジオ広告費は283億元となり、インターネットと携帯電話の大きなインパクトにも関わらず、シェアは2012年比1%の増加となった。これは2010年に3%のシェアを切って以来始めてのプラス成長となる。

80年代生まれ、90年代生まれの若者が主導して立ち上げる私的インターネットラジオ局は引き続き増加し、独特の個性的な視点によりインターネットラジオの内容と形式は多様化し、また一定の視聴者を有し、広告主の注目も集まっている。

同時に、中国国内のラジオ局各社が地域ごとに結成した放送連盟は、互いに強みを補い合いあう関係を築いている。各連盟は精鋭部隊を派遣して共同で番組を制作し、大量の人材、物資を節約し、また多

角的な視野を獲得している。

図2：メディア別広告費



出所：AdexPower, CTR

インターネット・モバイル

2013年末時点で、中国のインターネットユーザーは6.18億人、1年間で5358万人の増加となった。インターネットの全人口における普及率は45.8%と、前年比3.7ポイントの増加となり、伸び幅は2012年の状況と基本的に同じである。

普及率の増加は大きく4つのポイントによる。第一に、中国政府が情報化の分野において一連の政策方針を制定し、継続的にネットワーク施設の建設に力を入れており、インターネット接続のための比較的良好なインターネットインフラが提供されていることにある。第二に、通信事業者（キャリア）と各大手製造業者がインターネットアプリケーションの発展を推進し、インターネットアプリケーションの実生活への浸透を加速させており、例えばタクシーを呼ぶ携帯アプリ、代金支払いアプリ等は、オンラインとオフラインの密接な連携を実現し、ますます多くの人をインターネットへ惹きつけている。第三に、従来型のメディア（マスメディア等）と新しいメディア（インターネット等）が連動を強化し、社会のインターネットに対する認識を高め、より多くの人のインターネット使用を促進している。第四に、インターネットアプリケーションのソーシャル性と、いつでもコミュニケーションがとれる利便性により、ネットユーザーのオンラインする時間を長くし、同時にネットユーザーが周囲の非ネットユーザーへもたらす影響も増大させ、非ネットユーザーをネットユーザーへ転換することを促進している。

このような動き中、中国の携帯電話ネットユーザーの規模は5億人に達し、前年比19.1%増となり、インターネット接続端末として第一位の地位を維持している。2013年に増加したネットユーザーのうち、携帯電話による接続は73.3%にも達し、携帯

電話がネットユーザー規模拡大の主な原動力になっていることが分かる。

ネット広告

2013年のネット広告市場の出稿費は304.3億元、前年比18.6%増であった、2012年の成長率である24.1%増には届かなかった。特筆すべきことは、多くの広告主がネット広告への出稿を増やす中で、「遊族」（オンラインコンテンツプロバイダー）の出稿量が前年比2,789.8%の伸びを示して第1位となったことであり、大きな変化が起こっている。

モバイル広告

携帯での動画視聴、音楽およびその他の送受信データ量要求の大きいサービスが拡大しており、特に携帯電話動画ユーザーは顕著な伸びを示している。パソコン使用率の低下、無線ネットワークなどのインフラ環境の整備及びインターネット接続コストの低下などの要因の影響のもと、2013年に携帯電話端末で動画をオンライン視聴またはダウンロードしたユーザーは2.47億人で、増加率は83.8%に達する。O2O(Offline2Online)での店頭販促も一般化しており、下記のSNS業界も同じようにモバイルを活用して販促を行っている。

SNS

インスタントメッセージに類別される、ソーシャルネットワークをベースとするプラットフォーム類のアプリが急速に発展し（WeChat（微信）等）、SNSサービスもモバイル上での利用が一般的となった。2013年、微博（Weibo＝マイクロブログ）のユーザーは2,783万人減少し、使用率が9.2%減少した。一方、インスタントメッセージユーザーはモバイル端末の普及に伴い、対2012年比で6,440万人増加した。家庭用PCの影響が低下が目立ったが、微博（Weibo）が依然として情報伝達の主要チャネルである。一方、例えば顧客関係の維持に用いるなど、WeChat（微信）はさらなる交流に用いられる。興味関心を持った消費者にWeChat（微信）で継続的に接触するCRMを行うなど役割を明確化した上でのSNS活用が進んでいる。

Eコマース・電子商取引（EC）

ネットショッピングユーザーは引き続き増加し、3.02億人に達し、2012年比で6%の増加となった。団体購入（グループバイイング）が成長のポイントであり、1.41億人の消費者が利用経を持つ。団体購入の急速な成長はサービスインフラ（支払いサービス、物流の整備及びネット環境の改善）によって推進されている。

さらに、2013年携帯電話で通販をしたことがある

消費者が1.44億人を超え、前年比で160.2%の成長を示した。携帯電話の携帯性とWifi環境の発展に基づき、機能と携帯電話使用属性の結合、QRコード、バーコードの活用拡大などがモバイルEコマースを推進しており、引き続き市場の拡大が見込まれる。

広告業界の動向

2013年、マーケティングのエコシステムの変化が広告会社に変化を促した重要な要因である。また広告会社内部でも絶えず新たな変化の発展を実行してきた。

1. 総合広告会社が引き続き2013年の広告業界の発展を牽引した。しかし、中国においては世界市場は激しい資本統合及びグループ化変革を経験した。

2013年3月に電通がイージスグループを買収した。これにより欧米系の広告会社を主体とした中国国内の産業に、アジアを起源とする広告グループが誕生した。同時に、業界第2位のオムコムと第3位のピューブリシスの合併は中国を除き、司法管轄区域の承認を得ている。中国政府では独占禁止部門の返答が遅々として進まず、さらにその他様々な要因で、350億ドルに達する合併取引は当初の予定より9カ月遅れで2014年第3四半期になると予測される。合併後、中国内の広告会社は大きな影響を受けると思われる。

2. 中国における広告および消費者データの科学的な統計が進む中で、グローバル広告会社は、広告費の効率についてのより多くの説明責任を負うようになっている。同時に、中国民族系広告会社が中国国内での競争力を高めるとともに、ブルーフォーカス社がロンドンにヘッドクォーターを設置するソーシャルメディアリサーチ&コンサルティングエージェンシーであるWE ARE SOCIAL社を買収するなど海外ネットワークの構築に進んでおり、広告産業の産業構造が変わりつつある。
3. 企業ブランドが効果を追求する中、広告代理店はメディア環境の二極化に直面し、テレビ・インターネット媒体に代表されるように強いメディアはより強く、新聞・雑誌のように弱いメディアはより影響力が縮小する傾向となっている。テレビ媒体は引き続き市場を主導するが、ブランドの出稿量は徐々に減少、分散化し、インターネット媒体および屋外媒体への出稿が増加していくと思われる。
4. 広告会社はインターネットのインタラクティブ性を活用したプランニング能力向上を重視しており、対応可能な人材獲得のため、中国人・外

国人を問わず給与水準向上が著しく進む結果となっている。

5. 人材採用に加えてM&Aによる規模拡大も進んでおり、世界第1位の広告グループであるWPPグループは2013年1月にマーケティングソフトウェアのCLOBANT、3月にデジタルマーケティング会社IM2.0を買収するなど、人材募集とともに買収によるグループ規模の拡大が進んでいる。

参考資料： 国家工商行政管理総局
中国互連網信息中心
現代広告 (Modern Advertising) 3月刊
AdexPower, CTR
iResearch
iAdtracker

< 建議 >

- ① 広告業務への外資参入規制。中国のWTO加盟の約束では、加盟してから、4年以内に外資独資子会社の設立を許可すると定められ、現在 100%外資の広告会社設立を認めている。しかし、その条件として、外国投資者が広告業務を主要業務として行っている企業でなければならず、実際の外資参入には制限をかけられている。一定の条件を満たせば主要業務でない企業も広告業務を展開できるよう規制緩和を要望する。
- ② 「社会保険法」の中で、企業と外国籍社員個人に社会保険に加入する義務がつけられが、外国籍社員が、帰国する時の返還、定年後の待遇条件、または、台湾・香港籍社員の扱い等が不明確なため、企業は社員本人の質問に答えられない。外国人向けの細則を作っていただきたい。

第6章 運輸業

1. 海運

中国商務部の発表によれば同国の貿易総額は2013年に初めて4兆ドルを突破し、米国を抜いて世界一になった。その世界経済をけん引する影響力の大きさは依然として変わらない。中国の経済成長は長らく国内のインフラ投資と輸出が中心であったが、近年は国内消費拡大のための原材料やエネルギーの輸入が堅調な伸びを示しており、大量の貨物輸送を支える外航海運の果たす役割は極めて大きい。

ここに、中国政府の交通運輸政策・バルク輸送の動向・コンテナ船輸送の動向・外航海運を取り巻く課題を順に振り返ると共に、日系企業が直面している問題点、改善要望について言及する。

中国政府の交通運輸政策 (2013年の実績と2014年の重点目標)

2013年12月27日、交通運輸部の全国交通運輸工作会議で行われた報告のうち、主なものは以下の通り。

2013年の交通運輸業における達成実績(海運関連)

①船舶輸送能力の構造調整の展開

「旧い船舶とシングルハルトンカーの廃棄期限の繰上げ及び更新の実施方案」発表

②内航に投入する船型の標準化

③11の省における港湾行政管理システムのネットワーク実現

④中国（上海）自由貿易試験区の発展促進

⑤上海国際航運センター建設の推進

2014年の交通運輸行政の重点目標

①「海上から鉄道への一貫輸送」の一層の発展、専門バース建設及び沿海の旧いバースの改造を引き続き推進

②内航水運発展の推進

③自由貿易区の発展に関する国务院の指令を実施に移す

④電子化の推進（水上輸送に関わる総合的な管理情報システムの建設）

⑤低炭素・グリーン交通発展の推進 をベースにした水運発展の品質向上

⑥大陸/台湾兩岸の通航幅の拡大

バルク輸送の動向

2013年回顧

ドライバルク市況は2013年も総じて低水準で推移したものの、上半期と下半期では大きく事情が異なった。まず、上半期の状況は豪州からの出荷は高位安定していたもののブラジルからの鉄鉱石の出荷が悪天候と設備補修の影響で停滞、トンマイルの長い航路での需要が少ないためケープ市況は主要航路で5,000ドル台の安値水準で推移した。同様にパナマックスも引き続き新造船竣工による船腹供給量の増加で市況は低迷した。9月に入りブラジルの鉄鉱石の出荷が回復、ケープサイズは9月に入り主要航路で4万ドル台を突破した。パナマックスは9月から北米穀物の出荷シーズンに入り需要が増加、上述ケープサイズの運賃回復による連れ高の影響もあり、やはり9月には1万6,000ドルを突破した。

需要面では中国の輸入が引き続き堅調であり、鉄鉱石の輸入量は8.1億トンで前年比10.2%増、石炭輸入量は2.6億トンで前年比13.3%増、大豆輸入量は6,300万トンで前年比8.5%増であった。特に鉄鉱石の輸入は1～6月までは前年比5.1%の伸びに留まっていたが、7月以降に急増、中国の金融引き締めの後退や公共事業の活発化、あるいはそれを見越したトレーダーの先買いが拍車を掛けた。

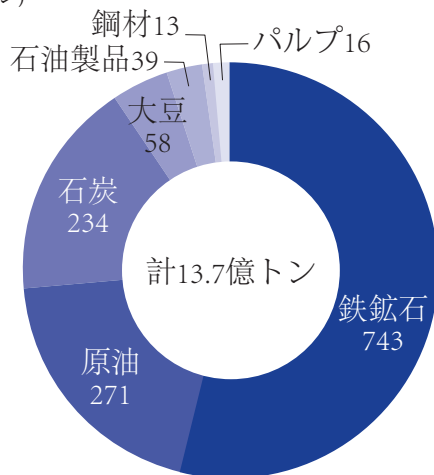
タンカー市況は秋まではWS47と低迷した。北半球の冬場に入り季節的に原油の輸送需要が高まる時期に入ってから状況が変化、12月初旬にはWS60前後に安定推移し始めた。

冬場の急騰はあったものの依然「供給過剰」の状況は変わっていない。大手タンカー船社のフロントラインは船齢14～15年と比較的若いVLCCの処分を決断するなど、13年1～10月期で解撤量は13隻となり、12年度通期の10隻を上回った。

需要面においては中国やインドを中心とする新

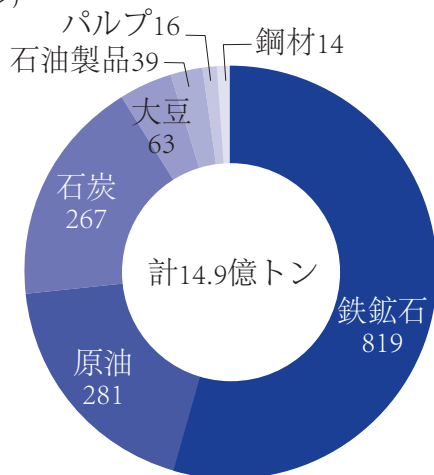
興国の原油需要の堅調な増加が見られた。米シェール革命により従来米国向けであった西アフリカや南米の原油が遠方のアジア向けに流れるという動きもあった。中国の原油輸入量は2.8億トンで前年比4.0%の増加であった。

図1a：2012年中国主要バルク輸入量
(百万トン)



出所：中国海関統計より抜粋

図1b：2013年中国主要バルク輸入量
(百万トン)



出所：中国海関統計より抜粋

2014年の展望

ドライバルク、ケーブルに関しては鉱山各社の開発進展とターミナル整備による鉱石供給力の増大、新造船竣工ペースの鈍化による需給ギャップの縮小、船質（燃費性能等）によるダブルスタンダード化の進展による劣質船の退出、減速運行の推進による船腹供給量の実質減少と行った事が明るい材料である。不安要素としては異常気象による鉱石、石炭供給の不確実性、需要国経済特に中国の不透明感すなわちシャドーバンキングによる金融不安や鉄鋼産業

の集約政策の影響、金融ファンドの介入による実需を反映しないマーケットの形成が挙げられる。

タンカー市況に関しては、中国やインドを中心とする新興国の原油需要の堅調な増加や、シェール革命によるトレードパターンの変化に伴う船腹需要の増大である。不安要素としては新造船流入はピークを過ぎたもののダブルハルを中心とした船齢の若い船舶が多数稼働していることから2014年もまだ船腹過剰感が残ることである。

コンテナ船輸送の動向

2013年の回顧

2013年、中国の全国港湾コンテナ取扱量は、前年比で6.7%増の1.88億TEUとなった。

上海国際航運研究センターの統計によると、上海港のコンテナ取扱量は前年比3.3%増の3361.7万TEUで世界一を堅持した。主要航路毎に13年を12年と比較して振り返ってみたい。

表1：北米貨物輸送量
アジア/北米荷動き量と中国+香港のシェア
(単位：万TEU)

	東航	中国+香港	シェア		西航	中国+香港	シェア
13年1-12月	1,384.8	944.2	68.2%	13年1-12月	686.7	338.0	49.2%
12年1-12月	1,337.8	906.1	67.7%	12年1-12月	672.1	320.9	47.7%
	3.5%増	4.2%増			2.2%増	5.3%増	

PIERS社の統計を「日本海事センター」が纏めた資料を基に、13年と12年を比較した北米貨物輸送量は上記の通り。

東航（アジア→北米）の1～12月の累計ベースでは前年比3.5%増で4年連続のプラスとなった。このうち中国（含む香港）積みは4.2%増。西航（北米→アジア）の中国（含む香港）揚貨物は2.2%増と堅調な荷動きであった。

表2：欧州貨物輸送量 アジア/欧州荷動き量
(単位：万TEU)

	西航(アジア発)	東航(アジア着)
13年1-12月	1,402.8	676.8
12年1-12月	1,352.0	641.2
	3.8%増	5.6%増

欧州貨物輸送量はCTS(Container trades Statistics)社の纏めを基に、13年と12年を比較すると上記の通り。

欧州経済情勢の緩やかな復調を反映し、西航、東航とも荷動きは回復に転じている。

表3：日中間貨物輸送量 日本/中国荷動き量

(単位：万トン)

	日本→中国	中国→日本
13年1-12月	1241	2266
12年1-12月	1252	2279
	0.8%減	0.6%減

日本海事センターが貿易統計に基づきトンベースで推計した統計によると、13年の日中間貨物輸送量は、上記の通り。

総輸送量は前年比0.7%減の3,507万トン。日本→中国向け、中国→日本向け、ともに2012年後半以降低調な状況が続いている。

(アジア域内貨物輸送量)

アジア域内貨物輸送量は海運同盟事務局(SCAGA)の統計によると、13年は、12年比5.0%増の1,428万TEUであった。南中国・北中国の輸出入量は下記の通り。

輸出	南中国出し	171.9万TEU	7.9%増
	北中国出し	290.5万TEU	5.9%増
輸入	南中国向け	86.4万TEU	6.7%増
	北中国向け	215.0万TEU	7.9%増

注：南中国：南中国 + 福建省、北中国：北中国 + 中中国

中国貿易のアジア域内貨物輸送量に占める割合は、南中国・北中国合計763.8万TEUで53.5%である。アジア域内のコンテナ貨物輸送量は堅調な伸びをみせており、なかでも中国の果たしている役割はますます大きくなっている。

2014年の展望

北米向けやアジア域内の荷動きは引続き堅調な伸びが期待される。債務危機の影響で2012年に荷動きがマイナス成長に陥った欧州向けは、2013年は緩やかながら回復をみた。欧州の経済情勢は必ずしも楽観できないものの、2014年も欧州向けは回復基調が続くと思われる。

外航海運を取り巻く課題

・緩やかな経済成長に伴い貨物量は増加しているが、新造船竣工も依然多い。2013年でピークに達したものの、2014年も2013年末の全船腹量の8%前後の新造船竣工が予測され、需給引き締めとはなりにくい環境である。

また高止まりの燃料単価を受けて、いかに消費燃料量を抑制・削減するかも船社の大きな課題である。今後、不経済船・非効率船の利用回避により解撤が加速する可能性が高い。

中期的には環境問題への対応等で船社には益々投資資金が必要となつてこよう。

- ・中国国務院(中央政府)は、2020年までに上海を金融と航運の中心とするべく「国際金融センター・国際航運センター構想」(2009年3月25日認可)を推進している。

この、国際航運センター構想の下で、実入り国際コンテナの自社運航船での国内海上輸送(カボタージュ)が可能となれば、現在、中国から一旦、韓国・香港へ移送して行われている国際コンテナの積み替えが中国国内で可能となる。船社にとっては時間とコストのセーブ、輸送サービスの多様化が可能となり、上海港にとってはコンテナ貨物の取扱量増加、自由貿易試験区の活性化にもつながると思われる。昨年度に引き続き、本件の実現を要望する。

<建議>

- ・国際コンテナ輸出入貨物の外国船母船による国内部分の輸送認可(実入りカボタージュ規制)の緩和をお願いしたい。

2. 空運

2013年、世界的には先進国で景気回復の兆しが見え始めるなか、一方でこれまで急速な成長を遂げてきた中国経済は年10%台成長から年7%台成長へとその成長のスピードを落とし、安定成長への転換を図っている。このような安定成長への転換が進められている中であっても中国の航空市場はブレーキがかかることなく活況が続いており、旅客需要については引き続き顕著な需要拡大傾向がみられる。

国際航空運送協会（IATA）は、2017年までの世界の航空需要予測を発表しているが、このなかで2017年までに世界中で新たに増加する航空旅客需要の約4分の1にあたる約24%を中国関係路線が占めるだろうと予測している（2017年までに増加する中国関係路線の旅客数は2億2,740万人と予測、そのうち国内線は1億9,500万人、国際線は3,240万人となっている）。

今後この需要拡大に対応する空港施設等インフラの整備が課題としてあげられる。

2013年の概況

航空旅客

2013年、中国の旅客輸送実績（国内線、国際線合計）は約3億5,400万人となり、前年比約11%増で約3,500万人増加した。国内線旅客は約3億2,700万人で約10%増、国際線旅客は約2,700万人で約16%増となっており、国内線、国際線ともに中国の航空旅客は継続して大きく伸長している（出典：中国民用航空局 特に記載ない限り以下も同様）。

2013年の日本人の中国訪問者数は288万人、前年比18%減となり、また、中国人の訪日者数は131万人、前年比8%減となった（出典：中国国家観光局、日本政府観光局統計）。

2012年9月以降、日中関係悪化の影響を受け、双方の訪問者数は大幅に減少した。その後、中国人の訪日者数については2013年夏以降回復に転じたが、日本人の中国訪問者数については回復の傾向がみられていない。

航空貨物

2013年、中国の貨物輸送実績は557万トンと前年比2%増の実績であった。国内貨物（香港、澳門、台北路線を含む）は389万トンで前年比4%増、国際貨物は157万トンで前年比2%減の実績となった。製造拠

点の内陸シフトと地方都市政府が補助金政策などで航空貨物便を積極的に誘致していることもあり、航空貨物の地方分散化が進んでいる。

日中間の貨物輸送については、旅客需要の低迷により各航空会社は小型化や減便などで貨物スペースの供給調整を行ったため、全体的な供給は減少している。また需要についても企業が生産拠点をアジアに移し始めている影響もあり日本との間の航空貨物需要は伸び悩んでいる状況である。一方で、日本を経由し欧米やイントラアジアに向けた3国間貨物の需要については引き続き増加傾向にある。

2013年の航空政策、2014年の施策

中国経済は安定成長への転換がはかられているとはいえ、今後も高い水準で継続するであろう経済成長や中国国内の旅行熱の高まりによって、先に述べたIATAの予測どおり今後も中国航空市場の活況は続くものと予想される。

今後数年間のうちにいくつかの都市、空港で新空港、新ターミナル供用などのインフラ整備が行われる計画があるものの、主要空港では発着枠容量の不足が顕著であり、2014年度以降も政策として空港インフラ整備がいかに進められていくかに注視する必要がある。

<建議>

①羽田路線増便の実現

2012年8月に日中間で合意し、発表された「日中航空関係の拡大について」について、合意内容に従って実現されるようお願いしたい。

【合意内容】

1) 2013年3月末から

- ・羽田＝上海（浦東）※路線で日中双方が2便/日ずつ

- ・羽田＝広州路線で日中双方が2便/日ずつ

※将来的に上海（虹橋）の国際枠が増加する場合には、上海（浦東）から（虹橋）への振替可能。

2) 2014年3月末から

- ・羽田＝北京路線で日中双方が2便/日ずつ

②混雑空港におけるスロット配分

中国内の主要な空港は全て混雑空港であるが、その空港のスロット配分において、徐々に改善はされているものの、スロット前年使用実績の通知やスロットの交換、回答期限などに関するIATAルールの正確な適用をお願いしたい。

③各種空港料金の見直し

2008年から導入された新空港料金体系について、国際標準を踏まえて見直しが必要だが、未だ実施されていない。以下の如き料金の是正をお願いしたい。

- ・着陸料等の空港使用料の内外価格差（外航と中国航空会社の料金格差）の是正。
- ・PSC（Passenger Service Charge）の航空会社負担から直接旅客負担への変更。
- ・TNC（Terminal Navaid Charge）を発着毎1回の請求にすること。
- ・GHA契約料金に含まれるロイヤリティーの廃止。
- ・着陸料に附加されるサーチャージ（着陸料の10%上限）の廃止。

④中国人社員の雇用形態変更

外国航空会社は現地法人化できず、「駐在員事務所」として登記しているために、中国人社員を直接雇用はできず、国家認定の人材派遣会社経由にしなければならない。この状況では実質的な雇用責任を企業が負う一方で、社員のロイヤリティー確保が難しく、人財力を最大限に活かした事業運営ができない。結果として中国人社員の育成やマネジメント登用等において障害となるため、中長期的に見て当該企業のみならず社員本人、そして中国社会としてもマイナス面が大きい。外国航空会社が直接社員を雇用できるよう変更をお願いしたい。

⑤中国発着便の管制事由による出発遅れの改善

航空路混雑や天候事由が重なるケースが多いが、各空港の管制事由による航空便の遅れが増加し、常態化している空港も多い。2013年8月から8大空港の出発便についてフローコントロールの影響を受けない管制運用が発表され、今後その効果分析を進めていく必要はあるものの、現状では早朝などを除く、出発、到着便が混雑する時間においては、抜本的な解決には至っていない。

引き続き抜本的な航空路混雑解消に向けた取り組みをお願いしたい。

⑥北京首都第二空港建設計画に関する情報提供

北京首都第二空港については、2017年開港予定と聞いているものの、現在まで外国航空会社に具体的な説明がなされておらず、建設計画、運用方法がわからない状況である。開港まであと3年であり、外国航空会社への早期の情報開示と要望ヒアリング等の実施をお願いしたい。

第7章 流通・小売業

1. 卸売業

中国の2013年のGDPは、56兆8,845億元（前年比7.7%増）と高い伸びを記録した。

また、2013年の消費財販売総額も前年比13.1%増と高い伸び率で推移しており、従前に比べやや減速してはいるものの内需型経済の拡大は進んでいる。

2014年度の経済成長率目標は7.5%と設定されており、引き続き消費拡大が期待され、卸売業界も内需拡大を背景に堅調に推移すると予想される。

中国の卸売業界はこれまでの歴史において、第二次世界大戦後、1級卸（中央の部局・専業公司）、2級卸（省レベルの専業公司）、3級卸（市・県レベルの専業公司）の3段階に分けられ、地域別商品別に国家が管理する配給システムが整備、その後1978年以降に改革开放政策が導入されると、3段階の国有卸売企業の統廃合と市場などからの私営企業の新規参入が進み、更に1990年代に入ると卸売業への外資参入が条件付きで認可され、2004年12月には外資参入が原則自由になるなど、卸売業を取り巻く環境は劇的に変化してきている。

卸売業は小中規模から大規模化、外資参入によってグローバル化が進む中でモデルチェンジ（卸システムの近代化）の時期を迎え、加えて消費行動の多様化、品揃えが豊富な大型チェーン小売業への対応など外部環境への対応も急務であり、機能のグレードアップと再編統合が進むものと考えられる。

表1

単位：億元	2009	2010	2011	2012	2013
GDP 前年比	340,903 9.2%	401,513 10.4%	473,104 9.3%	519,470 7.7%	568,845 7.7%
消費財 販売総額 前年比	132,678 15.5%	156,998 18.3%	183,919 17.1%	210,307 14.3%	237,810 13.1%

出所：中国統計年鑑

卸売業の代表的な機能・役割

卸売業者は、調達・販売、物流、金融、リテールサポート等の機能を有する。ここで中国卸売業の代表的

な役割と今後の対策について以下で触れておきたい。

調達・販売機能

商品をメーカーから調達し、メーカーに変わって販路を開拓し、小売業者に販売することが基本的な卸売業者の機能である。小売業者は卸売業者経由で商品を仕入れることにより仕入先を限定でき、効率的な仕入れが可能となる。現状では省・県単位の地域代理が中心であるが、昨今では小売業者の規模が拡大し、省・県を跨ぐ大型小売も登場しており、今後は全国規模の対応が求められる。また、大型小売は卸売業を介さず直接メーカーと取引を指向する事が多く、これに伍してゆくには広範囲かつ幅広いアイテムの取扱が求められている。

物流機能

メーカーから仕入れた商品を小売業者へ配送する機能。必要に応じて卸売業者が保管・在庫し、また値付け、仕分け、包装などの流通加工を行い小売業者へ配送する。複数店舗への同時配送、多頻度小口配送などのサービスも提供する。小売業者にとっても在庫の最小化、作業のアウトソーシングにより、経営の効率化という大きなメリットを享受できる。現状では、ケースピッキング及び拠点間物流が中心であるが、今後はバラピッキングや幹線物流が求められてくると思われる。又、商品の多様化に伴い、低温度帯での保管・物流機能のニーズが高まっている。

リテールサポート機能

卸売業者がメーカーに対して、商品の販売状況や売れ筋など商品に関する情報を提供し、生産計画や新製品開発をサポートする機能。小売業者に対しても同様の情報を提供する以外に、棚割、陳列方法、また販売員の教育等を行い、販売促進をサポートする機能。現状では、販促員を使った販促活動や陳列が主なサポート機能だが、今後はPOSデータを使った商品選定や棚割機能が求められており、販売データの分析能力等、レベルの高い機能提供が必要となる。

卸売業の問題点

日系企業が中国卸・小売業において直面している

いくつかの問題点について以下触れたい。

通行証取得の問題

都市部において小売店舗が増加していく中、スムーズな市内配送が求められるものの、排ガス・渋滞問題等の解消を目的に各種規制を敷いている為、これらの規制を考慮した物流体制を敷く必要がある。しかしながら、国有企業はこれら規制の妨げを受けない通行証を取得し易い一方で、外商投資企業は取得し難いなど、平等の競争環境が与えられない事例がある。

経営範囲の許認可

卸売業者が新規分野へ参入することや新規アイテムの生産・販売を開始することなどは企業経営において一般的なことであり、企業活動を維持・拡大させていくためにも不可欠である。又、小売業者にとっても消費者に提供できるアイテムの増加となる。しかしながら、卸売業者が新規分野の商品を取扱う際には、当局に対して経営範囲の拡大を申請する必要がある、この手続きに必要以上に時間がかかることや窓口職員によって要求する書類の数・内容が異なることがあり、対応に苦慮することがある。

例えば、卸売業者が商流に入るが商品はメーカーから客先へ直送されるケースは現場ではよく見受けられるが、取扱の許可要件として一律に倉庫所有が挙げられ、申請を難しくしている。

小売との取引条件の改善

中国における大手の小売業は、売上高に対する総利益で販売管理費（特に高騰する家賃や人件費）をカバーすることが出来ず、その他の利益によって利益を確保している状況となっている。

その他の収益は、仕入先である卸売業やメーカーからの収入（リベート）であり、新規に取引を開始する時に支払う「新規口座開設料」、新規に店舗に商品を置く時に支払う「入場料」、それ以外にも販売促進や広告のための「協賛金」など数十種類から構成されている。

公正取引に関する法律は整備されつつあり、1993年に「不正競争禁止法」、2006年11月に「小売業者と供給業者の公平なる取引に関する管理弁法」、2007年8月に「独占禁止法」が公布された。また、2011年に商務部などが、2012年に国務院が数種類のリベートを禁止する通知を出した。しかしながら不平等な商行為は続けられているのが実態である。

リベート以外に卸売業は、各店に販売員を派遣し、発注から陳列、接客、販売まで小売店をサポート

トし、立場の弱い卸売業が負担しているケースもある。更に小売店の店頭での販売が思わしくない場合、卸売業への支払いを止めたり、返品に対応しなければ以後の取引を停止したり、瑕疵のない商品の一方的な返品等の問題が後を絶たない。

以上の通り、卸売業の立場が一般的に弱いため、卸売業のコスト負担は大きく、健全な流通構造になっていないケースが多い。

過積載、發票の未発行

卸売業者の一部はコンプライアンスの意識が低く、コンプライアンスを遵守している企業の競争力の低下を招いている。例えば、過積載を前提とした料金を提示する業者や、發票を発行しない前提で税金分のコストを割り引いた見積もりを提示する業者が存在する。發票がなければ損金算入できないため外商投資企業の多くは發票を求めるケースが多いが、現地系の中小企業が多い卸売業界では發票を受領せず税金分を減額した取引が多く見受けられ、平等な競争が阻害されている。

低温商品群及び低温物流に対する対応

嗜好の変化、加工食品の増加などにより、低温商品群の市場が拡大しており、低温物流の発展が期待されている。低温倉庫・低温車輛等への補助金支出など政策面での後押しもあり、ハード面は急速に整備されつつあるが、製造から販売までの各流通段階で定温が途切れるなど管理レベルは低い。

これら低温商品群の需要の拡大及びサービスレベルの向上に応えるため、流通における低温物流の専門知識・技術を有した人材の育成が急務となっている。

輸入に関する問題点

所得レベルの向上に伴い、輸入食品や輸入化粧品への需要も高まっている。食品の輸入手続きは、各種法律が整備されており厳格な手続きが求められているものの、実際は通関を円滑に行うため手続きの簡素化、手順の変更など各地域によってバラつきが見受けられる。また、特に日持ちの短い鮮魚などはCIQ検査の対象となると、検査日数の関係から実際には販売が不可能になっている。

税金に関する問題

小売業者がメーカーの販促活動を行う際、メーカーに代わって卸売業者が販促費用を立て替えるケースがある。掛かる中、小売業者所在の税務局において営業税發票で認められた費用が卸売業所在の税務局では増値税の対象と判断されて、メーカーに増値税發票を発行しないといけない等、税務局によ

り判断が違うケースが発生している。また、掛け売りを主とした卸売業者は税法により売上計上をしているが、売先からの発票発行時期や発票金額の要請で売上計上時点での増値税発票が発行できず、増値税申告時に当月売上と発票金額の不一致があった場合、税務専門員によっては不一致を認めないケースがある。

小売業者から卸売業者に商品の返品にあたり、小売業者の対応が遅いために返品伝票（赤伝）の発行が遅れることによって増値税の還付が遅れたり、返品伝票が小売業者から発行されずに増値税の還付が出来ないケースがあり、卸売業者の負担は大きい。

立替費用、リベート、入場料、販売員の給与などの費用に対して営業税が賦課されており、卸売業などの中間業者が入る度に賦課される構造となっている。この営業税は小売業やメーカーに転嫁出来ない場合は卸売業が負担しており発展の阻害要因となっている。

卸売業の今後の発展方向性、並びに上記機能・役割を踏まえ、日系企業が直面している問題点に関して、以下建議したい。

＜建議＞

① 通行証の許認可

配送は卸売業者の重要な機能の一つであるが、市内の物流を行う為に当局から通行証を取得する際、担当者によっては会社の規模を理由に通行証の追加発行を認めないなど、法規以外の理由で取得できないケースがある。通行証発行に関するフェアな基準を制定し運用してほしい。

また、昨今の都市部での交通渋滞、それに起因する環境問題も考慮すれば共同配送を推進すべきであり、共同配送を進める企業に通行証の発行、交通制限時間短縮などの優遇策も検討頂きたい。

② 経営範囲の許認可

卸売業者が取扱分野を増やすことは小売業者に提供できるアイテムの増加となり、小売業者のみならずメーカーにとってもプラスとなる。しかしながら、当局に対する経営範囲の拡大申請において、手続きに必要以上に時間を要する。また窓口職員によって要求する書類の数・内容が異なることがあるので改善を要望する。

③ 小売業者との取引条件の改善

小売業者による優先的地位を乱用した不透明な費用請求や支払遅延、一方的な返品等の問題が後を絶たない。

返品については、瑕疵のない商品の一方的な返品という問題に加え、小売業者の対応が遅いために返品伝票（赤伝）の発行が遅れ増値税の還付が遅れたり、返品伝票が小売業者から発行されずに増値税の還付が受けられないケースさえある。

不透明な費用請求については2006年11月に「小売業者と供給業者の公平なる取引に関する管理弁法」が施行され、小売業者の優越的地位を乱用した不公平取引を禁止することが法制化されている。また2011年12月には「大型小売店の供給業者に対する違法徴収の是正措置」が商務部等5部門の連名で発表され、小売業者が卸売業者から徴収可能な費用、徴収してはならない費用を明確化の上、取り締まりも行われている。但し、取り締まりの対象となっているのは氷山の一角であり、不平等な商行為は続いている。

については、更なる公正な取引の浸透と健全な業界発展に向け、下記のような改善を関係当局・協会により行って頂きたい。

- ・ 諸外国の公正取引監督管理部門のように統一的に管理する政府機関の設置等により、日常的に相談できる窓口を設けてほしい。
- ・ 不透明な費用請求以外に小売業者から卸売業者に対する支払遅延や一方的な返品などの不正取引行為も法律、法規に入れて頂きたい。

④ コンプライアンス遵守の徹底

卸売業者の一部はコンプライアンスの意識が低く、コンプライアンスを遵守している企業の競争力の低下を招いている。健全な業界発展の為に、違法行為者の罰則強化をお願いしたい。

例えば、(1)過積載を前提とした料金を提示する業者が存在する。また、(2)発票を発行しない前提で税金分のコストを割引いた配送見積を提示する業者が存在する。特に、遠隔地から商品を調達する場合、売上原価に占める配送費用の割合は大きくなる為、一部の

企業はこれらの不当に安い見積を提示する運送業者を優先的に利用して売上原価の低減を図っていることが散見されている。

⑤低温物流の発展支援

低温倉庫、配送車両などハード面は整備されつつあるが、製造から販売までの各流通段階で低温が途切れたり、管理レベルが低い等の課題がある。ついては、低温商品の需要の拡大また低温商品の流通面における安全性確保という卸売業が求められているサービス高度化のニーズに応える為、専門知識・技術を有した人材育成に注力頂きたい。効果的に業界レベルの底上げを図る為には、例えば、緑色・有機食品の国家認証制度のような政府認証制度の設定も有効ではないかと考える。

⑥輸入に関する問題点

食品の輸入手続きは、輸入から販売まで数カ月に及ぶことがある。特に、鮮魚のような日持ちの短い食品については、検査の対象となってしまうと検査日数の関係から実際には販売が不可能になる事も多い為、商品の特性に合わせた柔軟な運用をお願いしたい。

加えて、製造業者及び輸入業者の信用度に応じた、検査率の低減、事前連絡、手続き時間の短縮などの優良事業者区分についても対応をお願いしたい。

又、日用品・化粧品の輸入においては衛生許可が必要になるが、国際的な最新の基準とはなっておらず、また審査に時間を要したり新製品が認可されないことがあり、是正をして頂きたい。

⑦税金の考え方に関する問題

小売業者がメーカーの販促活動を行う際、メーカーに代わって卸売業者が販促費用の立て替えをするケースがある。現在卸売業は立替金も売上計上対象となる上、営業税の賦課対象になる。メーカー側が当該営業税額を認めない場合この税は卸売業の負担になってしまう。ついては立替金の計上方法の見直し並びに営業税賦課の撤廃を検討して頂きたい。

2. 小売業

量から質への成長モデルの 転換が求められる中国小売市場

日本国内の小売市場は90年代に成熟期を迎え、1996年の146.3兆円をピークに減少、2012年には137兆円まで縮小した。消費を支える人口は減少を続け、2008年の金融危機や2011年の東日本大震災、欧州債務危機、2014年4月から始まる消費税増税などの影響も考えられ、日本における消費の低迷が依然続くと推測される。一方、中国の社会消費品小売総額は、2008年に既に日本を上回り、2012年は前年比14.3%増の20兆7,167億元、2013年は16%増の24兆円と二ケタ成長を続けている。中でも、インターネットユーザーの急速な増加に伴い2013年のネット通販市場は前年比1.5倍、売上規模2兆円を超え、小売市場シェア8.7%と大きく拡大している。また、中国政府商務部2011年発表の国家第12次5カ年計画において、年率15%の小売消費額増を目指し、投資・輸出に依存した成長モデルから内需主導型の成長モデルへの転換、規模拡大から収益力重視への発展モデルの転換を促進している。

中国小売業の動向と 外資企業の進出状況

2013年4月に中国連鎖経営協会から公表された2012年の中国チェーンストア上位100社売上高総額は前年同期比10.8%増と消費財小売売上高の伸び率14.2%を下回った。また100社の総店舗数は前年比8.0%増と、100強統計開始以来最も低い増加率となった。特に中小都市に於ける売上高は18.0%増、店舗数が17.0%増と堅調に推移したのに対し、大都市では売上高が6.0%増、店舗数が2.0%増に止まった。

中国経済が高成長から中成長に転換する中、不動産購入制限の導入や家電買替補助策の停止が小売売上に影響を与えている。一方、インターネット利用人数の増加や消費者習慣の変化に伴い、中国のネット通販市場は急速に成長しておりリアル店舗を圧迫している。さらに小売企業は人件費や家賃、水道光熱費等のコスト高と厳しい経営環境に直面している。人件費は各地の最低賃金が2ケタ引き上げられ、商業施設家賃も北京・上海では高水準で強含んでいる。消費の減速に追い討ちを掛けたのは2012年末から打ち出された一連の浪費防止令である。例えば、政治局が共産党員に対して打ち出した「八項規定」、中央軍事委員会の「禁酒令」、中央規律検査

委員会での習総書記の「贅沢禁止戒告」等で、特に高い伸びを続けていた白酒の売上が激減した。

2013年に入ると中国系・外資系百貨店の閉店報道が相次いだ。2013年の外資系小売店の閉店は31店と2012年の18店から大幅に増加している。また、競争の厳しい1,2級都市から3,4級都市、地域的には沿海部から内陸部へ出店政策を変更する動きも見られた。財務省統計によると、日系卸・小売企業の対中投資額は2011年から2012年に前年比4.4%増加していたのに対し、2013年は前年比31.0%減と大きく減少している。

業態別小売企業の動向

表1は、2011年、2012年の業態別の中国小売業市場規模、店舗数、1店舗当たり売上高を日本のものと比較したものである。

百貨店の場合、中国の市場規模は日本の約9割ながら店舗数は日本の約17倍、店舗あたり売上は日本の20分の1程度と小さい水準にある。日本の百貨店は市場規模が縮小傾向にあるが、中国における店舗数は減少傾向にありながらも、中国の市場規模は前年に比べ20%増加している。

総合（大型）スーパーの店舗数は日本の10倍、前年からの店舗増加率は4.5倍、市場規模は約2倍と大きく伸長している。大型スーパーの市場規模の伸長率に比べ、小型スーパーの市場規模は4%程度の伸長となっており、店舗数も減少していることから、小型スーパーの閉店、縮小から大規模企業による大型スーパーの出店へと転換が進んでいることがわかる。

コンビニエンスストアの店舗数は日本よりはるかに少なく、店舗数、市場規模においても前年にくらべ微増程度となっており、業態としてはまだ未熟な状況である。

表1：業態別日中小売業の状況の比較

	日本の業態別の状況（2011年）			中国の一定規模（注1）以上の企業の状況					
				2011年			2012年		
	小売市場規模	店舗数	1店舗当たり売上	小売市場規模	店舗数	1店舗当たり売上	小売市場規模	店舗数	1店舗当たり売上
百貨店	6.6兆円	259	256.3億円	4.5兆円	4,826	9.4億円	5.5兆円	4,377	12.6億円
総合スーパー（注2）	5.3兆円	1,122	47.0億円	3.6兆円	2,542	14.3億円	7.2兆円	11,947	6.0億円
スーパー（注3）	16.8兆円	16,290	10.3億円	4.8兆円	38,554	1.2億円	5.0兆円	31,016	1.6億円
コンビニエンスストア	9.0兆円	46,905	1.5億円	0.3兆円	13,609	0.2億円	0.4兆円	13,277	0.3億円

出所：日本は総務省・経済産業省「平成24年経済センサス・活動調査」、中国は中国統計年鑑

注1：一定規模とは従業員60名以上かつ売上高500万元以上の企業。1元＝17円で計算。

注2：中国の総合スーパーは大型スーパーの値を記載

注3：日本のスーパーは食品スーパーの値を記載

業態別小売市場規模の日中比較

表2は2012年の中国小売り企業上位企業を整理したものである（2013年4月中国連鎖経営協会発表）。上位百社の売上高伸長率は10.8%と統計を取り始めて以来最も低い伸び率に留まっており、中国国内の社会消費品小売総額の伸び14.2%を下回った。その原因としては人口構成の変化、消費者の嗜好の変化、消費チャネルの多様化などがあげられる。中でも近年台頭しているネットでの購入もその要因の一つである。ただし上位100社の小売業のうちその6割はネットでの販売網を備えているが、ネット専門の販売チャネルと比べその売上規模は非常に小さいものとなっている。

また1、2級都市における店舗の伸長率に比べ、3、4級都市における伸長率が顕著となっている。あらたに上位100位に入った企業のうち、半分は3、4級都市で店舗展開する企業となっている。1、2級都市には既にほとんどの企業が出店しており、市場は飽和つまりオーバーストアの状態となっている。また各企業が出店しても商品、業態による他企業との差別化は難しく、消費者にとってはどこが出店しても代わり映えのしない店舗の乱造状態となっている。

表2：有力小売企業の動向

2013年ランキング	2014年ランキング	企業名	地域	本社所在地	売上高（億元）		店舗数	
					2011年	2012年	2011年	2012年
2	1	蘇寧電器	中国	上海	1,100	1,240	1,724	1,705
1	2	百聯集团	中国	上海	1,182	1,221	5,604	5,147
2	3	国美電器	中国	北京	1,100	1,175	1,737	1,685
4	4	華潤万家	香港	香港	827	941	3,977	4,423
5	5	大潤発	台湾		616	725	185	219
9	6	ウォルマート	アメリカ		430	580	271	392
6	7	重慶商社集团	中国	重慶	478	545	325	327
8	8	百勝餐飲集团	アメリカ		434	522	4,450	5,200
7	9	カルフル	フランス		452	453	203	218
11	10	大商集团	中国	大連	356	373	170	170
12	11	山東銀座商城	中国	山東	307	320	93	104
13	12	農工商超市集团	中国	上海	302	303	3,374	2,734
20	13	永輝超市	中国	福建福州	204	279	204	249
19	14	武漢武商集团	中国	湖北	206	268	92	98
16	15	宏図三胞高科技術	中国	江蘇南京	232	265	251	482
—	16	中百	中国	湖北		262		948
18	17	石家庄北国人百集团	中国	河北	219	254	133	198
14	18	江蘇五星電気※旧百思買(Best Buy)	アメリカ		275	242	279	252
—	19	長春欧業集团	中国	吉林		241		58
15	20	海航商業	中国	北京	234	240	468	448

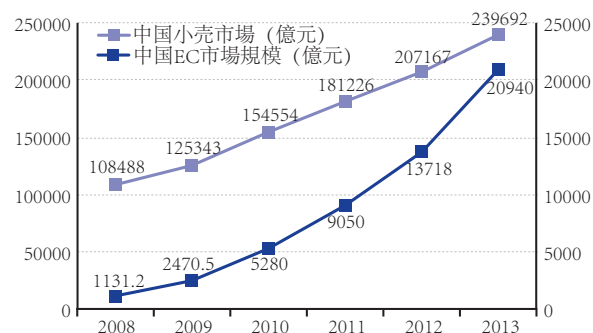
ネット通販市場の急速拡大

図1は中国の小売市場と中国ネット通販市場を対比したグラフである（2014年DCCI互聯網数据中心発表）。中国のネット人口は近年拡大を続け、2012年末には5億6,400万人、ネット通販のユーザー規模は2億4,200万人に達した。ネット通販の利用率は42.9%と、2011年末比で4,807万人増加していることから、販売の有効な手段となっていることが伺える。中国ネット通販市場も順調に拡大し、市場規模は2013年見通しで2兆940億元、前年対比153%となった。しかし、ネット通販市場の約65%はCtoC（売り手も買い手も個人）で占められており、事業者の経営モラルは低く顧客からの信頼性は決して高くない。BtoC（売り手は企業）においては、利益より市場シェアや売上規模を重視する傾向が強く、追加投資を続けIPOを狙うプレイヤーも多い。多くの日系企業も自社サイトやモールを活用し、実店舗での販売とあわせて売上を伸ばすことに取り組んでいるが、価格競争と広告費の高騰などで苦戦しているのが実情である。近年、日系大手ネット通販プラッ

トフォーム企業やネット・ファッションの大手企業も市場参入したが、中国のこのような市場環境に対応できなかったことが要因かどうかは定かではないが、短期間で撤退を余儀なくされた。また、アリババグループの天猫（Tモール）はBtoCの40%を超えるシェアを持ち、市場のトップに君臨している。同じくアリババグループの支払サイトである支付宝（アリペイ）は、ネット通販支払いのスタンダードの地位を築いている。

一方で、中国のネット利用者は信頼できない国内ネット業者からではなく、米国や日本などから個人輸入で購買するという越境ECも拡大している。経産省のレポートによると2012年の中国消費者が日本から越境ECで購入した金額は1,199億円、2020年には最大で9,400億円に拡大する予測も出ている。

図1：中国小売市場及び中国EC市場規模



出所：DCCI互聯網数据中心

中国小売業の問題点と改善点

国家第12次5カ年計画において初めて流通面の計画が盛り込まれ、戦略的に国民経済を支える基礎かつ先導する産業として流通業が位置付けられたことは、大変意義深い。しかし、外資系流通企業は内資企業に比べ営業範囲や品目に制限が多くあり、公正な競争環境にない点が懸念される。例えば、消費者の利便性を高めるため、外資系企業に対するタバコ、薬、書籍等の取扱い制限を緩和して、内資企業と同等の扱いをして欲しいとの声が寄せられている。また、タバコでは「外商投資商業領域管理弁法」第17条において、「卸売に従事する外商投資商業企業は塩、タバコを取り扱ってはならず、小売に従事する外商投資商業企業はタバコを取り扱ってはならない」とされている。2007年3月施行の「煙草専売許可証管理弁法（国家發展改革委員会51号）」18条にも、外資系企業のタバコ販売を許可しない方針が示されている。これらの修正が期待されている。

また、中国政府の目指す内需の拡大、消費の拡大、生活水準の向上において、小売業の育成は必須であり、重点産業としての育成が望まれる。例え

ば、コンビニエンスストアは近代的な小売業の形態として、安心安全なファーストフードの提供、公共料金支払いなどの社会インフラ、身近なお店での日常品の購入など中国の国策である都市化、都市の現代化を進める上での重要なインフラとなりえる。例えば、多くのネット個人商店による商標権や肖像権の侵害を厭わぬ販売や画像不正使用、密輸商品の販売、税金の納付回避など、モラルの極めて低い市場として放置されているのが現状である。ネット通販市場は、今後拡大する有望な市場チャネルであるので政府当局が主体的に是正し、将来に向けて健全な市場にしていく責があると思われる。

<建議>

- ①小売業は伝統的な産業であるが、その発展は内需の拡大、消費の拡大、生活水準の向上といった現在の中国の国策に必須のものであり、是非重点育成産業として頂きたい。
- ②例えばコンビニエンスストアは近代的な小売業の形態として、安心安全なファーストフードの提供、公共料金支払いなどの社会インフラ、身近なお店での日常品の購入など中国の国策である都市化、都市の現代化を進める上での重要なインフラとなりえるので是非奨励して頂きたい。
- ③小売業にとって商標は極めて重要であり、特にブランドマークや看板に拠る統一イメージは、消費者から見ても店舗の真偽に関わる為、景観を理由とする看板の規制は極力抑制して頂きたい。
- ④消費者の利便性を高める為、タバコ、薬、書籍等の取り扱い制限を緩和して、内資企業と同等の扱いをして頂きたい。
- ⑤QS認定の審査対象が、従来から中国にある食品が対象の中心となっており、審査項目外の物については、審査対象とも成り難い。例えば、共稼ぎが多く、今後中食文化が拡大する可能性がある中、惣菜、サラダのような形態、海外の食文化に根ざした物についてもQS審査対象として頂きたい。
- ⑥コンビニエンスストアは、日本型が世界をリードしているが、その特色であるファーストフードは、中央厨房で半製品化したものを店舗で最終調理して販売するものも多い。
例えば、おでんなどがそれに当たるが、店

への納品時にQSが付与されたものであれば、店では過熱調理だけの対応として販売を許可するような検討をして頂きたい。

- ⑦小売業はチェーン展開を目指した際、区毎、市毎の会社設立を求められる場合が多く、統括会社への傘下化、一本化について、制度化できるよう求めたい。
- ⑧一層の税制改革を進めていただきたく、分税制度から早期に全国統一の集中納税制度に転換することを望み、地域間での格差を是正して頂きたい（上海での税制改革試点内容の小売業での早期適用望む）。
- ⑨近年小売業の経営コストの上昇が明らかで、経営の効率化でコスト削減努力をする一方、電気・水道・暖房といった諸費用について、政府より補助もしくは引き下げを強く要望したい。
- ⑩インターネット販売（以下Eコマース）は、市場規模が急拡大している。しかし、正規商品ではない商品が多く販売されている。商標権を違法に侵害し、模倣商品を製造する業者、それを知りながら販売をする業者の取り締まりを強化して頂きたい。また、それら業者に対して正しい税金の徴収も行い公平な競争環境を確立して頂きたい。
- ⑪Eコマース販売業者の中に、無断で販売のために肖像権のあるモデル写真や著作権を有する画像やイラストを流用する業者が散見される。権利者の承諾なく肖像権や著作権を違法に侵害し、自らの営業に不法流用する業者を厳しく取り締まって頂きたい。
- ⑫Eコマースにおいて、経営性ICP免許の取得が外資企業に対して制限されている。経営性ICP免許取得に関して規制緩和をお願いしたい。

第8章 金融・保険業

1. 銀行

2013年の銀行業は、金利自由化の影響等により成長ペースがやや鈍化したものの、積極的な財政政策と穏健な金融政策のもと、純利益ベースで前年比14.5%増の1.42兆元となり、総じて堅調な業績を維持した。中国政府は、2014年も穏健な金融政策を維持するとしており、貸出残高の増加等を要因に堅調な業績が続くとみられるものの、地方融資平台やシャドーバンキング問題などのリスクは注視が必要であろう。金融の自由化については、中国（上海）自由貿易試験区での取り組みの本格化等を通じて、規制緩和の進展が期待される。

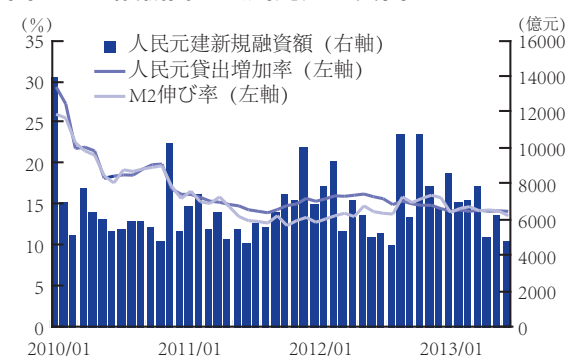
銀行業の経営状況

中国商業銀行全体の2013年の純利益は1.42兆元と、2012年対比で14.5%の増益となった。引き続き前年比で二ケタを上回る高い成長を維持したものの、成長スピードはやや鈍化した。非金利収入が前年比20.7%増の0.75兆元と大幅に増加した一方、営業収入の中で大きなシェアを占める金利収入が、前年比11.3%増の2.8兆元に止まったことが要因。

2013年のマネーサプライM2の伸び率は、前年比13.6%と政府目標である13.0%を上回ったほか、新規人民元貸出額も8.83兆元と、人民銀行の目標額とされる8.5兆元を超過した（図1）。この結果、2013

年末の人民元貸出残高は、前年比14.1%増の71.9兆元に達した。一方、2013年末の人民元及び外貨の預金の合計額は107.1兆元と、前年比13.5%増加した。このうち、人民元預金は104.4兆元、同13.8%の増加となった（表1）。

図1：金融機関の人民元建て貸出



資料：中国人民銀行

表1：金融機関貸出・預金統計

		単位	2013年末 残高	前年末比 (%)
貸出残高		兆元	76.6	13.9
	人民元	兆元	71.9	14.1
	外貨	億ドル	7,769	13.7
預金残高		兆元	107.1	13.5
	人民元	兆元	104.4	13.8
	外貨	億ドル	4,386	7.9

資料：中国人民銀行「中国貨幣政策執行報告二〇一四第四季度」

こうしたなか、2013年末の商業銀行における不良債

表2：商業銀行の不良債権残高

	2012年末			2013年							
	残高 (億元)	不良債 権比率	合計に占 める割合	1~3月 残高 (億元)	1~3月 不良債 権比率	4~6月 残高 (億元)	4~6月 不良債 権比率	7~9月 残高 (億元)	7~9月 不良債 権比率	10~12月 残高 (億元)	10~12月 不良債 権比率
債券分類別不良債権	4,929	0.95%	100.0%	5,265	0.96%	5,395	0.96%	5,636	0.97%	5,921	1.00%
次級類（破綻懸念先）	2,176	0.42%	44.1%	2,242	0.41%	2,335	0.42%	2,381	0.41%	2,538	0.43%
可疑類（実質破綻先）	2,122	0.41%	43.1%	2,379	0.44%	2,413	0.43%	2,504	0.43%	2,574	0.43%
損失類（破綻）	630	0.12%	12.8%	643	0.12%	648	0.12%	750	0.13%	809	0.14%
金融機関分類別内訳	4,929	0.95%	100.0%	5,265	0.96%	5,395	0.96%	5,636	0.97%	5,921	1.00%
大型商業銀行	3,095	0.99%	62.8%	3,241	0.98%	3,254	0.97%	3,365	0.98%	3,500	1.00%
株式制商業銀行	797	0.72%	16.2%	896	0.77%	956	0.80%	1,026	0.83%	1,091	0.86%
都市商業銀行	419	0.81%	8.5%	454	0.83%	496	0.86%	526	0.87%	548	0.88%
農村商業銀行	564	1.76%	11.4%	612	1.73%	625	1.63%	656	1.62%	726	1.67%
外資系銀行	54	0.52%	1.1%	62	0.59%	63	0.60%	62	0.57%	56	0.51%

資料：中国銀行業監督管理委員会

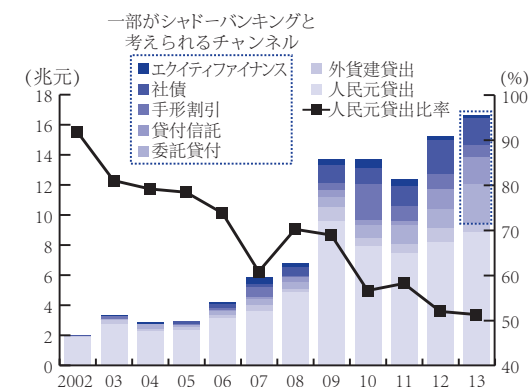
権比率は1.00%と、中国経済の成長ペースの鈍化等を背景に2012年末の0.95%から上昇。また、不良債権残高も992億元増加し、5,921億元に達した(表2)。

銀行業をめぐる動き

シャドーバンキング問題と短期市場金利の高騰

中国では、銀行に対して預貸比率規制が課されているほか、貸出総量規制などの窓口指導が行われており、貸出を増加し難い状況。一方、企業の資金需要は旺盛であり、また、投資家においても、預金金利が規制されるなか、より高い利回りでの運用ニーズが高まっている。このようななか、銀行、企業、投資家のニーズを満たすツールとして、銀行における理財商品の販売による企業への資金供給や、銀行と比較して規制の緩い信託会社を通じた企業向け投融资など、いわゆるシャドーバンキングが拡大した(図2)。一部の理財商品では、調達と運用の期間のミスマッチが存在しており、償還時に短期金融市場における銀行の資金調達に集中し流動性リスクが高まる懸念が指摘されている。実際、2013年6月には、季節的な要因に加え、理財商品の償還に伴う資金調達ニーズが高まることにより、市場流動性が逼迫し、短期市場金利が急騰した。その後、人民銀行が資金供給を行ったことから、短期市場金利は低下したものの、人民銀行が銀行に対して厳格な流動性管理を要求したこともあり、短期市場金利は高水準で推移した。2013年12月に、中国国務院からシャドーバンキングのリスクを抑制する方針が打ち出されたものの、2014年1月には、一部の理財商品が償還不能となり、不透明な方法で投資家が救済される事例が発生したほか、2014年3月には、中国本土では初となる社債のデフォルトも発生している。このように、様々なりスクを孕んだシャドーバンキングが中国の経済、金融市場に与える影響について注視していく必要がある。

図2：社会融資総量の推移



資料：中国人民銀行

金融の自由化と中国（上海）自由貿易区の設置

2013年は、引き続き金融の自由化が進展した。まず、金利自由化については、2013年7月、これまで基準金利の70%までに制限されていた貸出金利の下限が撤廃された。加えて11月には、銀行によるCD発行が解禁され、金利自由化に向けた動きが進展した。また、クロスボーダー決済についても、人民元建て、外貨建ての双方で手続きが簡素化される措置が導入された。このほかにも、10月には、これまで地場銀行に限定されていた貸出資産の証券化業務が、外資銀行にも解禁された。2014年3月には、米ドルに対する人民元為替レートの日中変動幅が、従来の上下1%から、約2年振りに上下2%まで拡大された。

このように金融の自由化が進められるなか、2013年9月には、今後10年間で行うべき経済、金融分野の改革を試行するため、上海に自由貿易試験区が設置された。同年12月には、人民銀行上海本部から「上海自由貿易試験区の建設にかかる金融サポートに関する意見（「关于金融支持中国（上海）自由贸易试验区建设的意见」）が発表され、①資本勘定の開放、②金利の自由化、③クロスボーダーファイナンス、等について、自由貿易試験区で実施していく方針が示された。2014年3月には、同試験区に所在する企業及び同試験区の就業者を対象に、小口（300万米ドル未満）の外貨預金金利の上限が撤廃されたほか、同試験区を通じた人民元クロスボーダープーリング業務などが解禁された。

外国銀行の動き

2012年末時点で、外国銀行は100%出資の現地法人を38行設立し、267の支店を有するほか、3行の合併銀行を営業している。この他にも外国銀行が95の支店を設置しているほか、197カ所の駐在員事務所を設置している。外資銀行の資産総額は2兆3,804億元（3,820億ドル）と前年比で10.5%増え、中国銀行業の資産総額の1.8%を占めている。

2014年の銀行業の展望

2013年12月の中央経済工作会议では、2014年も安定的な金融政策を継続し、貸出・マネーサプライ、社会融資総量の合理的な成長を維持するとともに、資金配分の構造を改善し、直接金融の比率を高めることが示された。このことから、貸出残高の増加等により、銀行の業績も堅調に推移することが見込まれる。しかしながら、地方融資プラットフォームを通じた地方政府債務の拡大、不動産価格の高騰、過剰生産能力を有する業界などの分野での不良債権増加、シャドーバンキング問題などの動向を注視していく必要

があらう。

金融の自由化の面では、2013年11月の三中全会や2014年3月の全人代において、金融改革を推進する方針が打ち出されている。そのため、上海自由貿易試験区などを通じて、引き続き金融の自由化の進展が期待される。また、金利自由化の一層の進展のため、預金保険制度の整備も行われよう。

＜建議＞

①金融の自由化の進展について

三中全会で決定されたとおり、今後、金融の自由化が進められると認識している。金融の自由化は中国の実体経済及び企業の商業活動に大きな影響を与えることから、秩序立てて金融の自由化を進めるようお願いしたい。

②預貸比率規制の緩和について

今後、中国金融市場が市場化が進展するなかで、銀行の調達及び運用は多様化していくことが見込まれる。こうしたなか、預金残高に応じて貸出残高が制約されれば、顧客の資金ニーズに応えることが困難になることも想定されることから、預貸比率規制の緩和など、柔軟な運用を検討いただきたい。また、2013年5月から、「外貨資金流入管理の強化に関連する問題についての通達」、いわゆる外貨預貸比率が導入されたが、これにより、外貨での貸出の妨げとなっていることから、柔軟な対応を検討いただきたい。

③年間新規貸出枠（総量規制）の緩和（撤廃）について

中国では、人民銀行の窓口指導を通じて金融機関の年間の新規貸出額を制限する、総量規制が行われている。総量規制により物価上昇などをコントロールしており、その重要性は十分理解できるが、企業活動に大きな影響を与えている面もあることから、業態や銀行資産規模等に応じて柔軟な運用を検討いただきたい。

④バーゼルⅢ

中国版バーゼルⅢが施行されたが、バーゼルⅢと比較し、厳格な数値目標が設定されている。なかでも、2.5%の不良債権引当てカバー率は、バーゼルⅢでは規定されてい

ない項目であり、実際の運用にあたっては柔軟な対応を検討いただきたい。

⑤国外投資家のオンショア証券投資枠拡大（QFII・RQFII）

オンショア及びオフショア資本市場の健全な育成やクロスボーダー人民元決済、人民元の国際化の促進の為、引き続きQFII、RQFII投資枠の拡大を検討いただきたい。

⑥各地域における規定解釈の統一について

規制緩和が進められ、各規定の運用が各地域に委譲されつつある。しかしながら、地域毎に規定の解釈が異なることで、中国各地に拠点のある取引先が混乱し、円滑な業務運営に支障をきたすケースが散見されることから、各地域における規定の解釈を統一するようお願いしたい。

⑦CDの発行資格の外銀への開放

金融機関によるCDの発行が開始されたが、現在は、一部の地場銀行（10行）に限定されている状況。邦銀は、日本やその他の海外市場において豊富なCDの発行経験を有しており、CD市場の拡大と金利の自由化に貢献することが可能と思われることから、邦銀を含む外銀にもCDの発行資格の開放を検討していただきたい。

⑧債券引き受け資格の外銀への開放

現状、社債の引受資格は限定的にしか認められていないのが現状であり、外銀の参入基準が極めて厳しい状況にある。三中全会で、債券市場などの直接金融市場を発展させる方針が打ち出されるなか、債券業務をグローバルベースで行っている外資金融機関の参入により市場発展にも寄与できるものと思料されることから、外銀も債券引受業務に早期に参入できるよう検討いただきたい。

2. 生命保険

2013年の中国生保市場は、保険料収入が前年比7.9%増と2011年より2年続いた成長率の減速傾向に歯止めがかかる形となった。2013年末時点での生保会社数は70社（中資系42社、外資系28社）となっている。また、郵政・銀行傘下の生保が昨年に引き続き大幅に業績を拡大させた。規制動向について、販売面においては、貯蓄性商品や高利回り商品に対する規制、生保業界の信頼度向上や顧客保護強化の観点からのミスリード販売防止策、商品面においては、保険料率自由化（一部緩和）、資産運用面においては、投資規制の緩和といった動きが見られた。

2013年の市場概況

販売動向

生保保険料収入は前年比7.9%増の1兆740億元となり、2011年より2年続いた成長率の減速傾向に歯止めがかかる形となった（表1）。

表1：生命保険料収入の成長率推移

	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年
生保保険料収入前年比	11.0%	28.9%	6.8%	4.1%	7.9%

出所：保監会HP

経営動向

2013年度末時点での、生保会社数は70社（中資系42社、外資系28社）となっている。中資系生保会社のマーケットシェアは94.4%を占め、外資系生保会社は5.6%と昨年に続きシェアを拡大させた。郵政・銀行傘下の生保が前年に引き続き大幅に業績を拡大させた。この背景には、メイン販売チャネルである銀行窓販において親銀行とのグリップ力、銀行の消費者に対するブランド力や信頼が大きいこと、郵政・銀行系生保の業績は今後も伸び、更なるシェア拡大が見込まれる。現時点では、郵政・銀行系生保の支店（販売拠点）は大都市部に集中しており、その数は大手生保比少ないが、中国保険監督管理委員会（以下、保監会）による地方中小都市への認可が進めば、大手の一角を占める規模への成長の可能性を秘めており、その動向が注目されている（表2）。

表2：中資系生保会社と外資系生保会社の市場シェアと会社数の推移

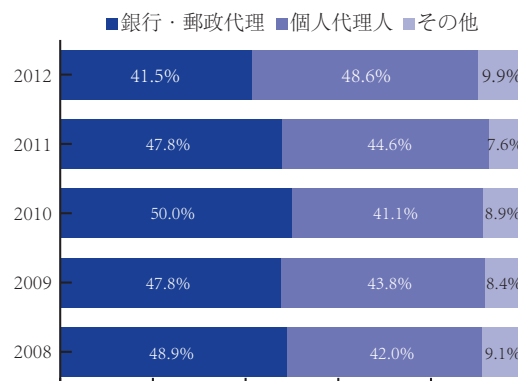
	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年
中資系	95.1% 31社	94.4% 33社	96.0% 36社	95.2% 42社	94.4% 42社
外資系	4.9% 24社	5.2% 28社	4.0% 25社	4.8% 26社	5.6% 28社

出所：保監会HP

商品・販売チャネルの動向

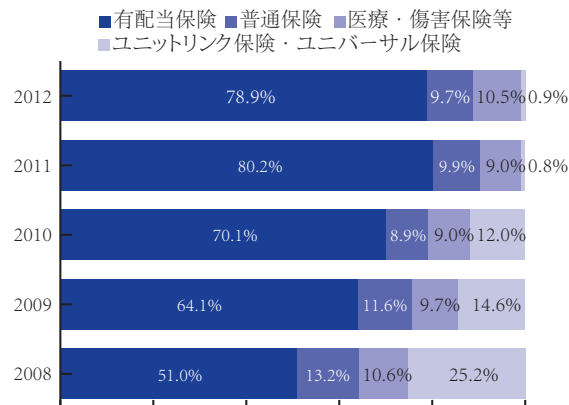
販売商品の利回り競争から一時払い短期間の高利回り商品の販売が上昇した。保険料の自由化による影響で、普通生命保険（無配当死亡保険、生存保険、養老保険）の新契約収入保険料が大幅に増加し、2年連続のマイナス成長を解消した。郵政・銀行系生保が窓販で業績を伸ばす一方、既存生保や新規参入生保は個人代理人（営業職員）チャネルやインターネット、テレマーケティングによる販売を強化し、マルチチャネル化を推進した結果、営業職員チャネルが銀行窓販を上回り最大の販売チャネルとなった（表3、4）。

表3：販売チャネル別保険料収入推移



出所：中国保険年鑑、中国保険市場年報

表4：販売商品別保険料収入推移



出所：中国保険年鑑、中国保険市場年報

生保業界を巡る動き

主な規制動向～国際競争力とサービスの質向上～

販売商品に関する規制・緩和

普通生命保険の予定利率を自由化（一部緩和）、一方、主力商品である有配当保険の利率は従来どおり2.5%を維持することとした。また、高解約返戻金商品（注1）についてソルベンシーマージン比率（支払余力）が150%以下の場合、販売を停止するよう要求した。

注1：第2契約年度末迄において解約返戻金が全納付保険料を上回り、更にこの保険の6割以上の契約の継続期間が3年未満の商品。ユニットリンク保険と変額年金を除く。

個人代理人（営業職員）規制の強化

保監会は営業職員の管理監督に関する基本的な方向性を明確化し、保険販売におけるミスリード販売等の問題の解消、顧客サービスの一層の向上を目的とし、営業職員の販売資格の水準を高め、営業職員の最終学歴をこれまでの中卒以上から大卒（短期大学含む）以上へと引き上げた。

銀行窓販での販売商品に対する規制と販売人員に対する規制緩和

保監会は銀行窓販における保障性商品、終身保険、保険期間10年以上の貯蓄性商品の販売比率が20%以上になるよう要求（2014年4月以降）。また、禁止されていた保険会社社員の銀行支店への常駐を一部解禁した。

資産運用に関する規制緩和

規制緩和の内容は、投資収益率の向上及び安定を図る為の「投資範囲の拡大」と「投資対象制限の緩和」「リスク管理の強化」である。投資範囲の拡大やヘッジ手段の導入を通じて、株式市場の影響を大きく受ける体質からの改善を目指している。主な内容は以下のとおり。

- ・これまで保険系資産管理会社の資産受託を保険会社に限定していたものを、保険会社以外の団体・法人等からの資産受託も可能とした。
- ・銀行、信託会社、証券会社等の発行する資産運用商品への投資を可能とした。但し、該当商品の格付けや運用商品の合計残高に制限を設定した。
- ・金利、外貨、株式指数先物等のデリバティブ商品への投資がリスク回避手段として可能になった。但し、投機目的の投資は禁止された。
- ・投資先国・地域についても、従来の「発展成熟した資本市場」との規定から25の発展市場と20の新興市場が明示された（注2）。

・前四半期末資産に占める比率（額面）を①不動産投資：10%以下から20%以下へ、②無担保非金融企業債：20%以下から50%以下へと緩和した。

・投資規制の緩和・株式、ファンド、非上場企業株式、株式投資ファンド等の資産を権益類資産とし、権益類資産の投資上限を保険会社の前四半期末総資産の30%迄とする。

・創業板（中国版NASDAQ）への投資を解禁。

注2：

発展市場：元々、香港に限られていた投資対象国を、日本、アメリカ、イギリス、ドイツ、フランス、イタリア、スペイン、オーストラリア、カナダ、シンガポールなど25か国に拡大。

新興市場：ブラジル、インドネシア、マレーシア、タイ、フィリピン、インド、ポーランド、チリ、韓国、台湾、ロシア、コロンビア、南アフリカなど20か国を新たに可能とした。

2014年の展望

現在、保監会等の監督官庁により保険商品の予定利率自由化（一部緩和）、資産運用に関する規制緩和、消費者保護の為の管理監督強化等、保険会社の収益性、信頼性を向上させる取組みが行われており、中国保険市場は今後より一層の成長が期待されるが、前述のメイン販売チャネル、メイン販売商品である銀行窓販における貯蓄性商品販売への規制、高解約返戻金商品の販売への規制の影響を注視する必要がある。また、ここ数年規制緩和された資産運用に関し、投資技術・成果の優劣が貯蓄性商品の販売を中心とする中国生保市場において商品販売の優劣を決める重要な要素となっていくことが予想される。

<建議>

①外資生保（外国資本生保会社）、中国生保業進出時の出資上限について

外資系生保企業が中国に参入する場合、合資企業の設立を義務付けられている。加えて、外資の出資比率は50%が上限になっている。同制限の緩和を要望したい。

②外資生保、合併生保を設立した後の中国全土への展開時の支店開設について

外資系生保企業は、中国保険監督管理委員会または進出先の中国保険監督管理委員会監督管理局より、複数の支店の設立申請を同時に行ってはならない旨を通達されている。仮に申請したとしても、同時に審査・承認されることはないと言われている。

新たな支店の設立許可証の申請過程におい

て、外資系生保企業が中国企業と同等の国民待遇を受けられるよう要望したい。

③外資生保、資産運用面について

外資系生保企業に対して、合理的な範囲内で資産運用における投資の許可範囲を拡大してほしい。

④外資生保、保険代理会社の設立について

外資系生保企業は、25%以上の保険代理会社への出資を認められていない。

先進的な保険コンサルティングノウハウを伝播する手段として、現状、明文化はされていないものの、実質的に制限されている保険代理会社の外資出資制限の撤廃、さらに、保険代理会社への外国生保による100%出資、を要望したい。

⑤その他

- ・中国保険会社出向時の面接試験の要件緩和について

中国系生命保険会社に出資を行い役員を派遣する際に、当該役員に対して要求される試験が中国語のみの面接形式で行われ、しかも試験の内容も高度化する傾向にある。中国人もしくは相当中国語能力に長けている人材以外を排除することにつながっている。人材確保が困難となるため、条件の緩和などの対応を検討いただきたい。

- ・中国保険年鑑等の整合性について

統計データに連続性がなく、データそのものも確かかどうか疑問が残る。中国保険年鑑は、省ごとに集計方法が異なっており統一性が取れていないケースも多く、データ収集が困難な状況。統計の仕様を統一するなどの対応を望む。

3. 損害保険

中国損害保険市場の現状

市場成長力の強さ

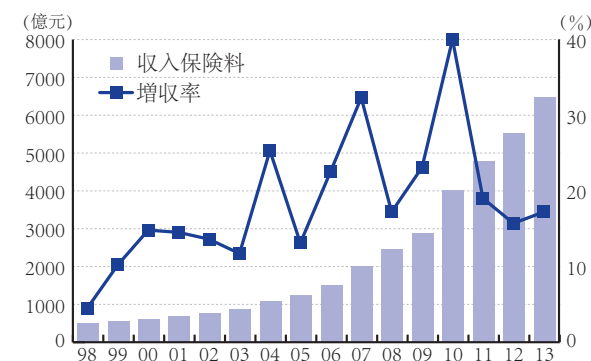
中国損害保険市場は、1979年から始まった改革開放以来、急速な経済発展や国民の生活水準の向上に伴い急成長を続け、2013年は元受総収入保険料ベースで6,481億元に達している。2010年の伸び率34.5%に比べると、若干鈍化しているものの、2013年の収入保険料規模は10年前の7.5倍に成長している。また、2012年度ベースではあるが、損害保険市場は世界5位に位置している。2014年の中国における損害保険業の見通しであるが、安定したGDP成長に支えられ、引き続き2ケタ成長が見込まれる。

表1：2008年～2013年中国損害保険市場の発展状況
(単位：億元)

年度	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年
元受収入保険料	2,446	2,993	4,027	4,779	5,529	6,481
対前年比	17.3%	22.4%	34.5%	18.7%	15.7%	17.2%

出所：中国保険監督管理委員会（CIRC）HP

図1：中国損害収入保険料・増収率の推移



出所：中国保険監督管理委員会(CIRC)HP、中国保険年鑑より作成

中国損害保険市場の展望～大きい潜在余力～

中国経済の高い成長率に支えられ、損害保険市場も安定した成長を続けてきた。欧州信用危機や人民元高による輸出の落ち込み、自動車新車販売の低迷により、2011年には元受総収入保険料の前年比増収率が3年ぶりに20%を切ったものの、安定して2ケタ成長を実現するなど、順調に推移している。また、第18回三中全会の決定に従い、中国保険監督管理委員会（以降、「保监会」と称す）主席が、保険業の自由化へ向けた方針を徹底し、保険業改革を推し進めるとの指示を出したことから、損害保険市場も引

続き高い成長率を維持するものと思われる。

中国の損害保険市場の規模は急速に発展し、2012年には世界第5位のマーケットに成長しているが、損害保険の普及率を示す人口1人あたりの年間保険料負担額（以降、「保険密度」と称す）が76.0ドル、GDPに占める収入保険料の割合（以降、「保険深度」と称す）が1.26%と、世界平均の283.1ドル、2.81%と比べて未だ低い水準にある。保険密度については、中国の人口の多さが数値を低くする要因であるものの、保険深度もアジア諸国・地域に比べると低水準である。中国の市場は急速に成長しているものの、未だ普及率は低く、損害市場の発展には大きな潜在力があると言える（表2、表3、表4、表5）。今後も経済成長及び所得向上に伴い、更に成長していくことが期待できるであろう。

表2：2012年 世界損害保険市場規模比較

国・地域	収保総額 (百万ドル)	順位	世界分布	保険密度 (ドル)	保険深度
中国	104,302	5位	5.24%	76	1.26%
米国	703,128	1位	35.30%	2,239.2	4.52%
日本	129,740	2位	6.51%	1,024.9	2.27%
ドイツ	125,497	3位	6.30%	1,505.3	3.62%
英国	105,500	4位	5.30%	1,094.4	2.84%
フランス	93,112	6位	4.68%	1,304.3	3.28%
韓国	60,376	9位	3.03%	1,207.3	5.25%
全世界	1,991,650	-	100.00%	283.1	2.81%

出所：Sigma World insurance in 2012

表3：2012年 中国保険密度・保険深度とアジア比較

		中国	アジア平均
保険密度	総保険料（ドル）	178.9	321.7
	損害保険料（ドル）	76.0	91.9
保険深度	総保険料（%）	2.96	5.73
	損害保険料（%）	1.26	1.64

出所：Sigma World insurance in 2012

表4：2012年 世界損害保険市場保険密度比較

順位	国・地域	損害保険料(ドル)
1	オランダ	4,235.1
2	スイス	3,401.1
3	米国	2,239.2
4	カナダ	2,040.4
5	ルクセンブルク	2,012.0
6	ニュージーランド	1,975.1
7	オーストラリア	1,934.7
8	ノルウェー	1,656.3
9	デンマーク	1,586.2
10	ドイツ	1,505.3
18	日本	1,024.9
68	中国	76.0

出所：Sigma World insurance in 2012

表5：2012年 世界損害保険市場保険深度比較

順位	国・地域	損害保険料 (%)
1	オランダ	9.19
2	ニュージーランド	5.26
3	韓国	5.25
4	米国	4.52
5	スイス	4.33
6	スロベニア	3.98
7	カナダ	3.89
8	ドイツ	3.62
9	ベネズエラ	3.58
10	フランス	3.28
27	日本	2.27
62	中国	1.26

出所：Sigma World insurance in 2012

政策動向について

2012年動向

2011年3月15日の消費者保護デーの前後に、中国中央電視台（CCTV）が、自動車保険の問題点に関する番組を放映し、大きな社会問題となったため、2012年3月に保監会は向こう3年間で自動車保険の問題点を解決する計画を発表後、保監会内に消費者保護権益局を設置するなどし、消費者保護に向けた取組を業界全体で重点的に推し進めた。

2013年動向

2013年3月、保監会李克穆副主席が証券日報・保険週間のインタビューに応じ、保険会社間のM&Aを支持する旨の発表を行った他、仲介機構新設時の条件を厳しくするなど、これまでの拡大路線から一転し、質やサービスを重視した政策が進められた。

なお、2013年に新設保険会社開業認可を取得したのは、2社のみに留まっている。

2014年動向

2013年12月、巨大災害準備金制度を制定し、2014年度から運営を開始する旨の発表がなされた。なお、農業保険に対しても監督管理を厳格化し、国の農業生産を固める重責を担う保険である旨を強調したことから、2014年度は既存保険分野に加え、巨大災害保険、農業保険分野への政策が一層推し進められることになると見られる。

また、料率の自由化、資産運用規制の緩和、参入時と撤退時の制度設計等、市場の自由化に向けた動きが加速するものと見られる。

損害保険業の具体的な問題点

外資系損害保険会社の現状

2013年末時点で中国の損害保険会社は64社。そ

の内、中資系損害保険会社が43社、外資系損害保険会社は21社となっている。元受収入保険料総額を比較した場合、中資系損害保険会社が6,398億1,477万元に対し、外資系損害保険会社は83億142万元となっている。中国のWTO加盟後、既に10年以上が経過し、外資系損害保険会社に対する規制は徐々に撤廃され、拠点認可等の速度も以前に比べ多少速まっていることから、当局の開放姿勢が窺えるものの、原則拠点設立地域に営業範囲が限られていることもあり、市場規模で比較すると、元受収入保険料ベースでの外資系損害保険会社のマーケットシェアは、前年比0.07%増、僅か1.28%の低位に留まっている。

WTO加盟後12周年を迎えた今日、外資系損害保険会社へも内国民待遇が適用され、平等な環境下で消費者により良いサービスの提供を期待されている。そのためにも、行政手続きの簡素化が実現され、外資系損害保険会社の拠点設立認可が更にスピードアップされることを期待する。

また、現在拠点の無い地域でも、投資総額1.5億元以上かつ保険料総額が40万元超の大規模商業物件については、許認可取得地域以外（以降、「異地」と称す）の拠点から引受が可能であるが、顧客サービスの向上及び経営効率化の観点から、大規模商業保険の異地引受の対象保険種目として、企業物件に必要な全種目を対象として頂けるよう、強く期待する。

表6：2013年 中国系損害保険会社の収入保険料及び市場シェア

（単位：万元）

会社名	拠点数 (本支店)	2013年度 元受収入保険料	市場シェア
中国人民 財産保険	39	22,300,500	34.41%
平安財産保険	41	11,536,501	17.80%
太平洋財産保険	42	8,161,323	12.59%
国寿財産保険	34	3,184,854	4.91%
中華聯合保険	25	2,971,154	4.58%
大地財産保険	35	1,984,601	3.06%
陽光財産保険	37	1,659,796	2.56%
輸出信用保険	19	1,403,117	2.16%
太平保険	30	1,079,980	1.67%
天安保険	33	995,098	1.54%
永安財産保険	23	747,888	1.15%
英大財産保険	24	667,663	1.03%
華安財産保険	31	658,577	1.02%
安邦財産保険	38	650,011	1.00%
華泰財産保険	27	644,785	0.99%
永誠財産保険	30	549,570	0.85%
中銀保険	27	509,894	0.79%
天平自動車保険	12	500,561	0.77%
都邦財産保険	33	337,395	0.52%
浙商財産保険	16	306,189	0.47%
その他(23社計)	-	3,132,019	4.83%
中資系損害保険 会社小計	-	63,981,477	98.72%
全損害保険会社合計	-	64,811,619	100.00%

出所：中国保険監督管理委員会（CIRC）HP、各社HP

**表7：2013年 外資系損害保険会社の
収入保険料及び市場シェア**

(単位：万元)

会社名	国・地域名	拠点数 (本支店)	2013年度 元受収入保 険料	市場 シェア
グルバマ	フランス	2	143,034	0.22%
チャーティス(AIU)	米国	7	114,891	0.18%
リバティ	米国	5	84,701	0.13%
アリアンツ	ドイツ	2	65,598	0.10%
三星火災保険	韓国	6	61,173	0.09%
国泰産物保険	台湾	9	51,874	0.08%
三井住友 海上火災保険	日本	4	46,939	0.07%
東京海上日動 火災保険	日本	5	46,930	0.07%
チューリッヒ	スイス	1	39,494	0.06%
富邦産物保険	台湾	3	35,722	0.06%
損害保険ジャパン	日本	5	29,670	0.05%
ウィンタートウル (AXA)	スイス	1	25,695	0.04%
ジェネラル	イタリア	4	20,054	0.03%
ロイヤル・サン アライアンス	英国	3	16,957	0.03%
チャブ	米国	2	13,115	0.02%
現代海上火災保険	韓国	2	10,473	0.02%
LIG	韓国	1	9,804	0.02%
日本興亜損害保険	日本	2	5,383	0.01%
あいおいニッセイ 同和損害保険	日本	2	4,966	0.01%
XLインシュランス	米国	1	3,589	0.01%
ロイズ	英国	1	80	0.00%
外資系損害 保険会社小計	-	-	830,142	1.28%
全損害保険 会社合計	-	-	64,811,619	100.00%

出所：中国保険監督管理委員会（CIRC）HP、各社HP

自動車交通事故責任強制保険 (自動車交通事故責任強制保険)の現状

日本の自動車賠償責任保険（自賠責保険）に相当する自動車交通事故責任強制保険（自動車事故責任強制保険、以下「自賠責保険」と称す）が施行されて以降、7年以上経過した。

2012年の自動車保険料収入は、自賠責保険が前年比13.32%増の1,114億元、任意保険が前年比14.63%増の2,891億元、合計前年比14.28%増の4,005億元となり、全保険種目の72.43%を占めている。

2012年、自賠責保険引受車両は前年比13.16%増の1.29億台となり、過去最高を更新した。一報、2012年のEI損害率（発生損害額/既経過保険料）は77.60%となり、前年に比べ若干改善はしているものの、なお高い損害率となっている。

引受成績の悪化は、主に損害率の悪化によるものであり、所得増による対人賠償額の拡大、修理代等の高騰、地域格差が大きい中国で統一料率を使用している問題、裁判所による判定基準が地域により差

異があること等が、損害率悪化の主要因として挙げられる。また、一部の裁判所では、自賠責保険約款で定めた賠償限度額以上の保険金支払いを保険会社に命じる判決が出され、保険会社が支払わざるを得ないケースが続出している他、後遺障害の認定についても地域毎に差異が発生する事も多く、自賠責保険は4年連続慢性的な赤字である。

日本では各保険会社が自賠責保険を引受後、保険料を共同プールにて管理し、業界全体でノーロス・ノープロフィットの実現を図っているが、中国では共同プールが無く、各社が独自に別会計で収支管理を行い、各社毎のノーロス・ノープロフィット方式を採用している。そのため、一部の保険会社では、法律上引受義務があるにも関わらず、損害率の高いオートバイ、営業用自動車、トラクター等の自賠責保険の引受を避けており、社会問題となっている。自賠責保険制度の健全な発展が、社会の安定に寄与するためにも、日本同様の自賠責プールの早期設立を期待する。

また、国務院（日本の内閣に相当）は、外資系損害保険会社に対し、自賠責保険を2012年5月に開放し、一部の日系損保にも2014年4月、ようやく自賠責保険を取扱うために必要な経営範囲変更（取扱業務拡大に伴う定款上の修正）に関する許可がおりた。自賠責保険の健全な発展のため公平かつ持続可能な運営をお願いすると共に、今後当該制度の安定的運用に向け、更なる法律・制度の見直しが進むことを期待する。

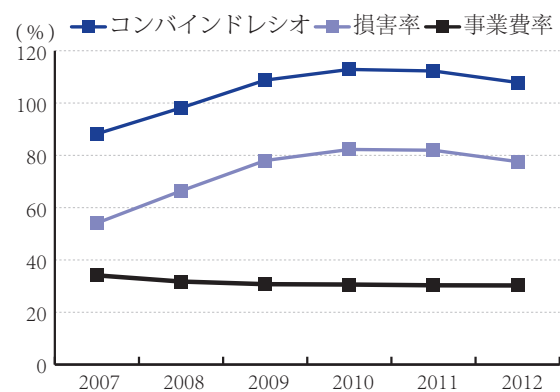
表8：2007年～2012年（全社ベース）

自賠責保険収支推移

項目	2007	2008	2009	2010	2011	2012
引受台数 (万台)	6,178	6,969	8,502	10,100	11,400	12,900
収入保険料 (億元)	-	553	668	841	983	1,114
引受損益 (億元)	57.97	10.3	▲53	▲97	▲112	▲83
税引後利益 (億元)	92.61	17.6	▲29	▲72	▲92	▲54
損害率	54.11%	66.40%	78.02%	82.25%	81.95%	77.60%
事業費率	34.11%	31.75%	30.74%	30.60%	30.31%	30.25%
コンバインド レシオ	88.22%	98.15%	108.76%	112.85%	112.26%	107.85%
引受会社 数(社)	24	26	30	33	36	42
黒字会社 数(社)	4	10	7	1	3	10

出所：2013年中国保険年鑑、金融時報

図2：自動車保険指標推移（全社ベース）



出所：金融時報より作成

保険法に定める保険関連業務をめぐる問題

「被保険者の保護」、「監督管理及び危険防止の強化」、「保険サービス領域の更なる拡大」を主な目的とし、2009年2月に中国保険法が7年ぶりに改訂され、同年10月1日に施行された。新保険法・第95条（3）には、保険会社の経営範囲として「國務院保険監督管理機構が批准する保険に関連するその他の業務」が認められ、保険会社の経営領域が広がり、顧客サービスの幅を拡大することができるようになった。しかしながら、外資保険会社は、保険法以外に「外資保険公司管理条例」の制約も受けており、同管理条例で「その他の業務」が認められていないため、中資系保険会社と同様の保険関連業務が行えない状況にある。日系の各損害保険会社は、他の諸外国の現地法人において、リスクマネジメントサービスの提供、日本本社の貨物保険ポリシーのクレームエージェントを実施するケースが多く、顧客サービスの拡大と事業の多角化により、経営の安定を図っている。中国でも和諧社会実現のために、保険会社の期待される社会的役割も増えており、「外資保険公司管理条例」の早期改訂により、事業範囲の拡大ができるよう要望する。

展のため公平かつ持続可能な運営をお願いしたい。

- ③大手グローバル企業の中国への投資を更に促進させるべく、同一企業グループの現地法人に対し、中国内で統一した保険サービスの提供を可能にして頂きたい。また、大規模商業保険の異地引受の対象保険種目として、企業物件に必要な全種目を対象として頂きたい。
- ④2012年4月に兼業代理店の新規登録について、暫定停止となっているが、消費者利便性、保険サービスの向上、保険普及の観点から、健全な兼業代理店に対しては、暫定停止措置の解除をお願いしたい。
- ⑤各地の同業協会において「自律公約」が制定されているが、独占禁止法にも抵触するものとした見解が政府部門から示されたが、従前とおり実施している地域も存在する等、地域毎に運営が異なるため、大陸全土に展開する顧客への統一した保険サービス提供が困難となっている。自律公約運営に対する政府部門間での調整を実施頂き、統一見解を示して頂きたい。

<建議>

- ①2013年末WTO加盟12周年を迎え、更なる保険市場の開放と外資保険会社の内国民待遇の進展を期待しているが、行政手続きの簡素化を実現し、様々な申請に対する許認可のスピードを速めて頂けるよう要望する。また、仮に許認可が得られない場合には、その理由を可能な範囲で開示頂きたい。
- ②外資系損保会社に対し自賠責保険が2012年5月に開放されたが、自賠責保険の健全な発

4. 証券

2013年末時点の世界の株式市場のうち、日中株式市場の時価総額は、日本取引所（現物は2013年7月16日以降東京に統一）が4兆5,432億ドルで世界第3位（前年と同ランク）、上海証券取引所が2兆4,970億ドルで同7位（前年と同ランク）、深圳証券取引所が1兆4,522億ドルで同11位（前年比5ランク上昇）であった。これを国別に集計すると、日本が4兆5,432億ドル、中国が3兆9,491億ドルとなった。

2013年の世界の株式売買代金のうち、日中の株式売買代金は、日本取引所（東京）が6兆3,049億ドルで世界第3位、深圳証券取引所が3兆8,585億ドルで同4位、上海証券取引所が3兆7,311億ドルで同5位、日本取引所（大阪、2013年は1月から7月15日までが集計対象）は2,111億ドルで同25位であった。これを国別に集計すると、日本が6兆5,161億ドル、中国が7兆5,896億ドルとなった。

中国の証券業界状況

株式市場

2013年末現在、上海証券取引所及び深圳証券取引所に上場している企業は合計2,489社で、株式時価総額は23兆977億元となった（2012年末は23兆358億元）。2013年の中国企業の株式発行によるA株市場での資金調達では、新規上場はIPO停止の影響で実績は無い一方（2014年1月から再開）、増資等も含めた資金調達額全体は2,803億元となった。また、2013年は海外では1,064億元の資金調達が行われ、国内分・海外分を合計すると3,867億元となった（2012年は4,134億元）。

債券市場

2013年の中国の債券市場（証券取引所と銀行間債券市場の合計）における銘柄別の発行状況を見てみると、国債が1兆6,944億元、金融債が1兆9,960億元となった。

2013年の中国の国内社債市場の主な発行銘柄では、非金融機関の短期融資債券（CP）が8,705億元、超短期融資債券（期間1年未満のCP）が7,535億元、中期手形（MTN）が4,400億元、企業債が4,748億元、公司債が1,709億元、転換社債が551億元等で、計3兆1,127億元が発行された。

対内証券投資と対外証券投資

2002年11月、外国人投資家による国内証券市場への投資を認めるQFII（適格外国機関投資家、Qualified Foreign Institutional Investorsの略称、キューフィーと

呼ばれる）制度が導入されている。2014年2月末時点で237社が合計523.18億ドルの運用枠を認められている。運用枠のうち、2014年1月末時点で、日本勢は19社、26.17億ドルで、世界で第7番目となっている。また2011年12月、人民元建て貿易決済により香港に蓄積している人民元を中国本土で運用するためのRQFII（人民元建て適格外国機関投資家）制度が導入された。2014年2月末時点で、59社が合計1,804億元の運用枠を認められている。

一方、中国国内の金融機関による対外証券投資として、2006年4月、QDII（適格国内機関投資家、Qualified Domestic Institutional Investorsの略称、キューディーと呼ばれる）制度が導入されている。2014年2月末時点で、119社が合計865.93億ドルの運用枠を認められている。うち、基金管理会社（運用会社）が設定・販売している海外株投信では、2013年12月末時点で、計11社、13商品が日本株での運用を行っている。当該商品の日本株の保有残高は約0.9億元となっている。

合併証券会社及び合併運用会社の新設・再編

証券業では、2013年は、合併証券会社の設立は無かった。

アセット・マネジメント業では、2013年は、合併運用会社として、中加基金管理有限公司（3月）、道富基金管理有限公司（5月）、国開泰富基金管理有限公司（6月）、永赢基金管理有限公司と国寿安保基金管理有限公司（以上、10月）、圓信永豊基金管理有限公司（11月）の計6社が設立された。

具体的な問題点と改善状況

外資による中国証券業及びアセット・マネジメント業への参入規制緩和

外資による証券業への参入は、2001年の世界貿易機関（WTO）加盟以前は、個別の認可によって認められたケースもあったが、正式に認められたのはWTO加盟後である。外資の参入は、主に合併会社の設立による形式であり、WTO加盟時は33%が外資の出資上限となっていた。また、合併会社には、国内系証券会社の主要業務の一つである国内投資家向け上場株式（A株）のブローカレッジ業務やトレーディング業務が認められておらず、認可取得時期も明示されていなかった。2013年末時点で登録証券会社は115社あり、うちWTO加盟と前後して合計13社の証券会社が認可されているが（うち1社は既に合併を解消、また日本勢は1社）、WTO加盟以前に認可された中国国際金融と中銀国際証券は、例外的にA株のブローカレッジ業務やトレーディング業務が認められている。また、破綻した証券会社の処理費用負担などを通

じて、実質的にフルラインの国内証券業務への進出を実現しているケースもある。2012年10月には、①合併証券会社の外資出資上限の49%への引き上げと、②経営期間が満2年を経過すれば、ライセンスの拡大を申請できる内容の細則が公布されている。

中国で証券投資信託の設定・運用を行う基金管理会社（運用会社）は、2013年末現在で89社設立されており、うち47社が外資系基金管理会社となっている（うち日本勢は3社）。証券業と同様に、WTO加盟当初、外資33%出資の合併による基金管理会社の設立が認められ、その後、出資可能な比率が49%まで引き上げられている。

上記については、その後、2014年1月の全国証券期貨監管工作会议で、「証券・先物業の外資参入規制を段階的に開放し、外資金融機関の出資比率規制を撤廃し、外資証券・先物経営機関による独立子会社や支店の設立を容認し、合併証券会社のライセンス制限を撤廃する」との方向性が確認されている。

一方、日本では、法制上、外国金融機関の進出を内外無差別で取り扱っている。「戦略的互惠関係」の証券分野における進展のために、また中国の証券業及びアセット・マネジメント業の業界の発展への貢献や中国企業の資金調達への貢献の観点から、①業界への参入規制の緩和と業務範囲の拡大、②特に証券業では、投資銀行業務と関連するホールセール業務の拡大やクロスボーダーM&A業務の展開支援、③同様に中国側合併相手の業種の完全自由化、もしくは既存形態の中での親子証券会社間の競合禁止ルールの撤廃、④規制緩和日程の公表を期待する。

国内外投資規制の緩和

QFIIの運用枠は、2013年7月、既存の800億ドルから1,500億ドルへと大きく引き上げられた。但し、QFIIにしてもQDIIにしても、依然としてライセンスと運用枠の制限がある。また、非公開市場でのPE（プライベート・エクイティ）投資や不動産投資に関する法令も整備されてきているが、外国人投資家による申請手続きや認可基準などが必ずしも明確になっていない。税制上の取扱いも同様である。

国内投資規制の緩和による外国人投資家、特に機関投資家の参画は、（1）市場の流動性提供、（2）新たな投資手法や評価手法の導入、（3）企業のガバナンスの改善等の効果が期待され、市場の質的向上に繋がるものである。しかしながら、中国の株式市場では、株式保有比率は個人投資家が51%に対し、外国人投資家は1.6%に過ぎない（2008年末）。逆に日本は個人投資家が20.2%、外国人投資家が28.0%となっている（2013年3月末）。国内株式の売買回転率（2013年12月、国際取引所連合統計）は、日本取引所（東京）の132.2%に対し、上海は143.5%、深圳は287.5%と、海外からボラティリ

ティの高い市場と見られている。また、国外投資規制の緩和は、中国投資家に分散投資の機会を提供し、国内市場の過熱を押さえる効果がある。

以上から、①QFII・PE・不動産投資の規制の緩和、②申請手続き・報告方法の簡略化、③投資に関する税制の明確化、④QDII等の対外投資の規制緩和を期待する。

中国国内での外資企業のファイナンス緩和

外資企業が中国国内で資本市場を使って資金調達を行うおうとする場合、制限的に運用されているか、そもそも関連制度が無い場合がある。先ず株式市場では、合併企業の国内上場に関する法令は整備され、日本企業（事業法人）の上場実績もあるが、非居住者については上海証券取引所の国際板の開設を待たなければならない。次に外国企業（事業法人）の中国国内での債券発行については、非居住者については個別認可で発行も困難である。また、居住者については、自主規制機関（中国銀行間市場取引者協会、英文略称NAFMII）の会員資格を得ることを条件に容認されている（2012年1月に日系商社が外国企業として初めてCPを発行、2013年10月には日系自動車金融会社が金融債を発行）。中国国内での株式発行にせよ債券発行にせよ、世界有数規模となった中国の発行市場を外資企業は活かしきれていない。

中国国内での外資企業のファイナンス緩和は、発行体の多様化を通じた中国資本市場の発展を促し、投資環境の改善に繋がるものである。このため、外資企業の中国国内市場への株式上場（上海国際板の開設を含む）及び中国国内での債券発行を緩和することを期待する。

中国企業の海外での株式上場規則改正・緩和

中国企業のグローバル化に伴って、柔軟な財務戦略を確保できることがますます重要になってきている。以前は、中国企業が海外で上場する場合、海外でタックスヘイブンのSPV（Special Purpose Vehicle）を設立し、当該SPVが上場するスキームを組むことが出来ていた。

一方、2006年に制定・施行された「外国投資家による国内企業の合併・買収に関する規定」（いわゆる10号令）により、SPVの設立や海外上場に関し審査・認可が厳格に行われるようになった。また、資本取引の面からは、国家外為管理局が2005年10月の75号令により、SPVが海外上場によって調達した資金を国内に持ち込む方法が制約を受けることとなった。この結果、新規にSPVを設立して中国企業が海外で株式上場を行うことは事実上困難となった。2012年12月には、中国企業の海外上場の条件を緩和しているが（純資本4億元以上、過去一年の税引き後利益6,000万元以上、資金調達額5,000万ドル以上をそれぞれ廃止）、業種によっては証監会以外の部門の認可が残っている。このため、中国企業の海外での全

面的な株式上場規制改正・緩和を期待する。

日本株指数ETFの早期認可

外国指数ETF（Exchange Trade Funds、上場投資信託）の中国国内上場は、中国投資家に分散投資の機会を提供し、国内市場の過熱を押さえる効果がある。また、中国投資家に対外投資を解禁するにあたり、個別銘柄であると発行体情報、証券情報の提供の問題が生じるが、株価指数のETF経由の投資であれば、情報アクセスの問題が生じず、リスク分散効果もある。加えて、ETFは原指数との連動性が高いことが信頼性のキーとなるが、中国と同一時間帯で取引が行われており、指数との連動性が実感しやすい日本株はETFを使った投資の入り口として適している。

以上の背景に加え、外国指数ETFの中国国内上場は、中国証券取引所の国際化や中国投資家の対外投資を定着させていくことにも繋がるものである。既に上場している香港株ETFや米国株ETFに続き、今後は日本株ETFの早期認可を念頭に、外国指数ETFの上場申請手続きの簡素化を期待する。

クロスボーダー人民元取引規制の緩和

人民元建ての対内証券投資制度としてのRQFIIの運用枠は、当初の2011年12月の200億元に対し、2012年11月には2,700億元に拡大されている。また、2013年2月には、RQFII制度を使い、中国本土の運用会社が組成した人民元建てETFが、JDR（日本型預託証券）方式で2本、東証に上場した。続いて同年3月には、香港以外にもRQFII資格の取得制限が緩和され、同年10月にロンドンに800億元、シンガポールに500億元がそれぞれ設定された。

また、人民元建て対内直接投資は2011年の907億元から2013年には4,481億元に大きく拡大した。2011年10月に公布・施行されたルールでは、出資金額が3億元以上の場合は中央の商務部が審査することとなっていたが、2013年12月の新たなルールでは当該審査が撤廃された。それでも外国企業は、ルールの運用に関する安定的運用や予見可能性の向上に引き続き関心を有している。

対内証券投資にせよ、対内直接投資にせよ、オフショア人民元の中国本土への還流ルートの整備・拡充は、人民元の国際化にも資するものである。このため、RQFIIの運用枠の一層の拡大や外国金融機関へのライセンス付与、人民元建て対内直接投資に関する認可規制の緩和やルールの安定的運用を期待する。

中国国有企業の新規公開や株式売出しに関する日本の金融機関の主幹事獲得への協力

これまで中国国有企業の大型の新規公開案件では、欧米の金融機関を中心とした主幹事選定が行われている。一方、中国の隣国である日本には、約1,500兆円に上る

個人金融資産があり、中国国有企業は日本から多額の資金を有利な条件で調達することが可能である。同時に、日本は中国国有企業の経営に理解を示す株主となり、長期的視野での安心できる企業経営の基礎を提供することが出来る。こうした日中の事情に通じた日本の金融機関は、中国国有企業の資金調達において重要な役割を果たすことが出来る。

以上から、中国国有企業・金融機関の新規公開や株式売出を通じた資金調達支援のため、日本の金融機関も貢献すべく、主幹事獲得への協力を依頼したい。

＜建議＞

①外資による中国証券業、アセット・マネジメント業への参入規制の緩和について、以下を要望したい。

- ・参入規制の緩和と業務範囲の拡大
- ・特に証券業では、投資銀行業務と関連するホールセール業務（機関投資家向けブローカレッジ業務、リサーチ業務、投資顧問業務等）の拡大やクロスボーダーM&A業務の展開支援
- ・特に証券業では、中国側合弁相手の業種の完全自由化、もしくは既存形態の中での親子証券会社間の競合禁止ルールの撤廃
- ・緩和日程の公表

②国内外投資規制の緩和について、以下を要望したい。

- ・QFII・PE・不動産投資の規制の緩和
- ・申請手続き・報告方法の簡略化
- ・投資に関する税制の明確化
- ・QDII等の対外投資の規制緩和

③中国国内での外資企業ファイナンス緩和について、以下を要望したい。

- ・中国国内市場への株式上場、特に上海証券取引所への国際板（上海国際板）の開設
- ・中国国内での債券発行

④中国企業の海外での全面的な株式上場規制改正・緩和を要望したい。

⑤日本株を対象としたETFの早期認可を要望したい。

- ・外国指数ETFの上場申請手続きの簡素化

⑥クロスボーダー人民元取引規制の緩和について、以下を要望したい。

- ・RQFIIの規制の緩和
- ・オフショアからの人民元建て直接投資の規制の緩和

⑦中国国有企業・金融機関の新規公開や株式売出を通じた資金調達支援のため、日本の金融機関も貢献すべく、主幹事獲得への協力を依頼したい。

第9章 観光・レジャー

1. 旅行

2013年の外国人全体の訪日旅行数は前年比25.4%増となり念願の1,000万人を超え、1,036万4,000人となり、関係官庁及び旅行業界にとっては喜ぶべき年となった。一方、日本人の海外旅行者数は1,747万3,000人で対前年マイナス5.5%と減少した。

日中間に限って言えば、日本人の訪中旅行は2012年9月の反日デモ以来低迷した状態から抜け出せないでいる。その理由としては日中間の問題だけでなく中国大都市でのPM2.5による大気汚染も大きな要因と言えよう。2013年の中国からの訪日旅行者数は年前半が低迷したため年間では前年比マイナス7.8%の131万4,500人であったが、個人観光旅行を中心に後半は回復を見せており、2013年12月の参拝も北京地区以外では訪日旅行に大きな影響はなかった。本年2014年の日中旅行市場は日本人の訪中旅行で大きな回復は見込めないものの、中国人の訪日旅行は円安によるメリットで旅行費用やショッピングの割安感をもたらし、また安全清潔な日本が有する魅力により、中国からの訪日旅行について言えば大いに期待できる年になると思われる。

日本からの訪中旅行

中国国家旅遊局によると、2013年1年間の日本からの訪中訪問者数は287万7,520人で、対前年比18.2%減で大きく減少し、2011年から3年連続で減っていることになる。また2012年訪中旅行者数1位となった韓国は396万9,000人と400万人に迫り、日韓の人口比を考えると大きな開きを感じる結果だ。しかし日本人にとって海外渡航先としては中国は依然として上位であり、重要なディスティネーションである事には変わりがない。

昨年の日本人の訪中目的で出張や会議など商務関係の人数が85万2,700人、観光旅行の人数が51万6,200人と、観光旅行の低調が続いている。修学旅行や交流事業も縮小し、今のところ先が見えない状態だ。この観光旅行の低調は日中関係の悪化も原因だが、同時に中国大都市のPM2.5による大気汚染もまた訪中減に拍

車をかけていると言える。この大気汚染問題は日本人観光客だけでなく各国からの訪中客にも影響しているようだ。

なお、JNTO情報によれば、日本人の韓国への訪問者数は274万7,750人の前年比21.9%減と中国同様大幅に減少している。その一方でタイへは153万8,000人の前年比12%増、マレーシアへは51万3,000人の前年比9.2%増と伸びし、政治的な安定に左右される旅行業界の実態を表している。

中国からの訪日旅行

2013年訪日外客総数1,036万人に占める中国人の割合は、約12.6%の131万4,500人であり、140万人を超えた2010年と2012年と比してそれぞれほぼ10万人程度少ないが、過去最高の2012年142万5,100人、2010年141万2,875人に次いで過去3番目となった。2012年9月以降のマイナス要素を払拭し、JNTO情報によれば2013年9月以降2014年1月まで5カ月間連続で過去最高記録を更新している。減少した団体観光旅客数を個人旅行者数がカバーする形で推移しており、旅行形態も今までの東京大阪間のいわゆるゴールデン観光コースだけではなく、PET検診その他医療を目的としたもの（医療ツーリズム）、北海道など自然豊かな地での写真撮影会といった趣味を目的としたもの、また日本の骨董品等の競売に参加するグループが組織されるなど、今後も日本の観光文化素材を生かした多種多様な訪日旅行が期待できそうである。中国マーケットに対する細かな情報発信がこれまで以上に求められて来よう。

2014年度の展望

中国国家旅遊局の1月17付の通知によれば、2013年の国内旅行市場は堅調に推移し、出境旅行の伸びも強く、入境旅行市場は多少落ち込む結果となった。

2013年の中国旅行業の旅行総収入は2兆9,475億元で、前年比14%増、国内旅行市場については、2013年国内旅行人数が32億6,200万人で対前年比10.3%増、国内旅行収入は2兆6,276億元で前年比15.7%増となった。入境旅行については、2013年入国旅行者数が

1億2,908万人で対前年比2.5%の減少であった。その中の中国入国宿泊数は5,580万人で対前年比3.5%減、但し海外からの旅行収入は517億ドルで前年比3.3%増であった。出境旅行については、2013年中国公民の出国旅行者総数が9,819万人で前年比18%増であった。

2014年1月6日に全国旅遊工作會議が北京で開かれ、2014年度の旅行予測が述べられた。旅行総収入は3兆1,900万元で対前年比11%増、国内旅行者数は35億8,000万人で対前年比10%増、国内旅行収入は2兆8,500万元で対前年比12%増、中国入国宿泊数は5,680万人で対前年比2%増、旅行外貨収入は492億ドルで対前年比3%増、海外旅行者数は1億1,000万人の対前年比13%増で、初めて1億人を超える予測である。

さて、昨年10月公布された「旅行法」で、国外旅行市場の質的転換を促し旅行会社は非合理的形態での安価な旅行商品を販売することができなくなった。また国家旅遊局が行なう「国外旅行の優秀サービスサプライヤー計画（QSC計画）」は「旅行法」の品質重視の趣旨に沿ったもので、2014年度のツアーではその目的が一層具体化されて行くものと期待されている。

また、昨年発足した中国（上海）自由貿易試験区で開放されるサービス業種の中で「旅行社」が対象となり、試験区内で合併登録すれば一部地区を除き海外旅行業務（出境業務）が取得できると記載されている。これは次に述べる「外資100%旅行社への開放」と合併・独資の違いがあり微妙ではあるが、ライセンスの開放がなされるなら2014年度の中国における旅行業界の様相を変える可能性がある。

外資100%旅行社への海外旅行ライセンスの開放

ここ数年白書「旅行」の建議の中で、「外資100%旅行社への海外旅行ライセンスの開放」が毎回取り上げられているが、昨年10月1日発布された「旅行法」と関連して言えば、この法は旅行の質の向上を求めるものであり、この趣旨に沿って行なわれる「国外旅行の優秀サービスサプライヤー計画」（QSC計画）はその具体化を目指すものである。このように、旅行商品の質の向上が求められる中、現地（日本）旅行素材を熟知し正確な情報を提供できる日系外資旅行社に対し、海外旅行ライセンスを開放することは「旅行法」の精神にも適い、中国旅行業界全体の質の向上にとっても大きなメリットである。

日本人の訪中旅行者数が減少し中国人の訪日旅行が好調な中で、海外旅行ライセンスの開放が叶わない状態が続けば進出旅行会社の経営は圧迫され、今後外資による新たな旅行産業への投資も見込めないであら

う。是非早急に開放して頂きたい。

尚、先に述べた中国（上海）自由貿易試験区での外資合併旅行社の設立による海外旅行ライセンスが開放ということと、現在一部合併会社で実施されている海外旅行の試験営業の評価をもとに他の外資旅行社にライセンスを拡大するという方針と同一とは思えず、その差異について明らかにして頂きたいが、まずは当初の方針通り外資100%旅行社への海外旅行ライセンスの開放を要望する。

外国人旅行者への安全の確保と社会問題の改善

各都市に見られる交通渋滞や交通マナー違反、公共交通機関の混雑や遅延、タクシーの確保、また大都市での大気汚染などは観光客を誘致するに当たって大きな問題となっている。

改善策として、安易な車のクラクション使用の禁止による騒音の減少、環境車両の導入や寒気でも効果を期待できる常緑樹の植樹による大気汚染の減少、タクシー台数の安定的確保とドライバーの質の向上による快適な時間と空間の造成、また、日本人観光客を狙った飲食店などでの飲料費のぼったくりや詐欺行為に対する取締りなど、安全と社会問題の改善をお願いしたい。

大気汚染（PM2.5）の問題は今や北京のみでなく上海や人気のディスティネーションにも及び、美しい自然や景観を商品造成する旅行産業にとって、この問題は訪中旅行の回復においても無視できない問題である。

中国観光ディスティネーションマネージメントの強化

世界遺産（45カ所）を保有し、56の民族が多彩な文化を有する中国は世界有数の観光資源大国である。しかしながら、十分なディスティネーション開発、プロモーションが行なわれてきたとは言い難い。日本市場においても旅行代金ありきの旅行企画がかつて氾濫し中国の魅力を十分に伝え切れていなかった。

また、食の安全、環境汚染、民族問題などここ数年にわたり、中国のイメージを悪化させる要因が頻繁に発生したこともあるが、今一度原点に戻り世界有数の世界遺産を持つ中国のプラスの部分の掘り起こし、また広告宣伝することで負のイメージを払拭して行く必要がある。低迷する教育旅行・観光客の拡大のためにも日中、官民一体となった対策が求められている。

観光物産販売センターの開発

ホテル、レストラン、都市間の移動交通機関、空港・駅等の公共施設はかなり整備され、快適な旅が過ごせるようになったものの、観光地での土産店は旧態依然の所が多い。

旅行産業をより発展させるためには、安全な品物を良心的な価格で安心して買い求めることができる「観光物産センター」の開発が求められている。品質と値付けにきちんと管理が行き届き、魅力あふれる名物産品や銘柄食品が勢揃いした施設が実現できれば、内外問わず来訪者の購買力向上に繋がるはずである。

政治に左右されない青少年交流事業の継続

2012年日中国交正常化40周年記念行事も日中間の問題から期待通りにはいかなかった。特に未来を担う若者たちの修学旅行や青年交流事業も激減し、その余波は今も尾をひいている。隣国同士の青少年が時の政治や政府の思惑で左右されることは非常に残念な事であり、青少年同士が趣味や将来の夢などをお互い自分の言葉で語り合う機会を早急に復活しなければならない。日中政府による関係回復のための早期の首脳会談が待たれるところであるが、それが簡単に叶わないのであれば、まず先に青年交流を歓迎する旨の「日中青少年交流継続共同宣言」をお互い高らかに宣言するなどを強く両政府関係機関に望む。

インターネット取引（付加価値電信業務）における外資規制（「外商投資電信企業管理規定（國務院令）」の改正を望む

この問題は旅行業に限って言えば、現在外資マジョリティーの旅行会社は自社商品（パッケージ旅行など）以外の商材（特にホテル単品など）の販売ができず、WEBサイトでの広告事業も行えない状態が続いている。

中国市場における旅行のインターネット販売は、旅行の個人化が進む中でホテルなどの他社の商材は必須の取扱商品である。また各地の魅力を発信できる広告が行えないことはサイトの魅力を半減させると同時に収益性を阻害している。この市場でもすでに巨大なインターネット販売企業が林立しており、外資を規制し内国産業を保護する意味はなくなっていると思われる。むしろ様々な事業モデルを外資によって導入し、サービスの競争を促進することが中国におけるインターネット取引の質の向上に貢献すると思われるべきである。

＜建議＞

- ①2011年北京の外資系合併旅行会社3社に中国公民の海外旅行取り扱いの認可が下りて以来、外資100%の旅行社などに対し開放の動きが見られない。旅行法34条に伴う「QSCプログラム」等で、中国公民海外旅行の質的保証が求められる中、現地を熟知する外資100%旅行社に対する出境ライセンスの解禁は、品質保証・安心・安全の観点からも非常に有意義なことと考えられる。2011年に続き第2次として、外資100%旅行社に対し本年2014年内に開放していただくよう切望する。
- ②大都市、特に北京上海等で蔓延するPM2.5の大気汚染の問題は旅行産業にも大きな影響を及ぼし、昨年日本及び他の国からの訪中旅行者数減少の大きな要因の一つと考えられている。この問題の解決のため、市内での車の総量規制や排気量の規制等一部改善案も出されているが、その他可能な限り各部門で調整していただき、早期の改善を要望する。
- ③観光産業は政治問題などに影響を受けやすい業界であるが、定期的な交流事業は如何なる環境下でも継続させてもらいたい。例えば、頻繁に行なわれていた日中それぞれからの修学旅行、日中の政府が青少年交流をお互い歓迎する「共同宣言」を対外的に発表するなど、積極的な呼びかけを要望する。
- ④観光客がタクシーを利用しやすいよう、北京、上海など大都市の交通渋滞解消、朝夕も含め需要に合わせたタクシー数の確保、またドライバーの乗車拒否の取り締まりなど、早期の改善を希望する。
- ⑤海外旅行においてショッピングは大きなモチベーションの一つになっているが、人気の観光地を有する地方政府が中心となり、外国人旅行者が買い物をするうえで満足のできるような地域の物品開拓、品質保証、また観光物産センターの開発など、その充実を希望する。
- ⑥インターネット取引（付加価値電信業務）における外資規制（「外商投資電信企業管理規定（國務院令）」を改正すべきである。旅行業に限って言えば、現在外資マジョリティーの旅行会社は自社商品（パッケージ旅行など）以外の商品（特にホテル単品など）の販売ができず、WEBサイトでの広告事業も行えない状態が続いている。

2. ホテル

2013年外国人入境者数動向

2013年日本人の入境者数は287.8万人であった。前年比で64万人減少し、2011年比では78万人（21.3%）減少したことになる。2013年はアジア全体で前年比3.4%減少、外国人合計でも3.3%減少しているが、これほど大きく減少した国は日本以外にはない。2012年9月に発生した日中間の政治問題が未だ解決方向にあらざ、加えて2013年初頭から顕著化したPM2.5問題が大きく報道されたため、日本人ツーリストは激減したまま回復の兆しが全く見えない状態である。

2013年国別入境者数

（単位：万人）

国名	2013年 入境者数	2012年 入境者数	2011年 入境者数	増減率	増減率
	A	B	C	A/B	B/C
日本	287.8	351.8	365.8	81.80%	96.20%
韓国	396.9	406.9	418.5	97.50%	97.20%
フィリピン	99.7	96.2	89.4	103.60%	107.60%
タイ	65.2	64.8	60.8	100.60%	106.60%
シンガポール	96.7	102.8	106.3	94.10%	96.70%
マレーシア	120.7	123.6	124.5	97.70%	99.30%
その他	541.8	518.8	499.7	104.40%	103.80%
アジア 小計	1,608.80	1,664.90	1,665.00	96.60%	100.00%
米国	208.5	211.8	211.6	98.40%	100.10%
カナダ	68.4	70.8	74.8	96.60%	94.70%
その他	35.5	35.3	33.7	100.60%	104.70%
南北アメリカ 小計	312.4	317.9	320.1	98.30%	99.30%
イギリス	62.5	61.8	59.6	101.10%	103.70%
ドイツ	64.9	65.9	63.7	98.50%	103.50%
フランス	53.4	52.5	49.3	101.70%	106.50%
イタリア	25.1	25.2	23.5	99.60%	107.20%
ロシア	218.6	242.6	253.6	90.10%	95.70%
その他	141.4	144.2	141.4	98.10%	102.00%
ヨーロッパ 小計	565.9	592.2	591.1	95.60%	100.20%
オーストラリア	72.3	77.4	72.6	93.40%	106.60%
その他	14.1	14.1	13.3	100.00%	106.00%
オセアニア 小計	86.4	91.5	85.9	94.40%	106.50%
アフリカ 小計	55.3	52.5	48.9	105.30%	107.40%
その他国家 小計	0.2	0.2	0.2	100.00%	100.00%
合計	2,629.00	2,719.20	2,711.20	96.70%	100.30%

参考文献：中国国家旅遊局統計年鑑

2013年は中国内の四星、五星ホテルにとって大変厳しい一年であった。特に北京市内5星ホテルは上記二つの要因に加え、中央政府が打ち出した贅沢禁止令が徹底して断行されたため宴会場やレストランの利用者が激減し、多くのホテルが前年実績を大きく下回る結果となった。

全国都市別星級飯店数

(2013年10月現在)

都市	一星級	二星級	三星級	四星級	五星級	合計
北京	16	180	208	128	61	593
上海	1	42	102	66	57	268
天津	1	10	43	34	12	100
重慶	1	51	118	54	21	245
ハルビン	0	10	47	24	2	83
長春	0	4	28	21	3	56
瀋陽	3	11	45	19	5	83
大連	1	56	51	25	8	141
石家荘	0	7	27	23	2	48
鄭州	0	3	24	10	5	42
太原	0	11	47	9	5	72
済南	0	23	34	21	3	81
青島	0	29	74	32	9	144
合肥	0	10	25	14	6	55
南京	0	18	45	20	16	99
蘇州	0	17	41	43	26	127
無錫	0	1	29	17	11	58
杭州	3	58	75	40	21	197
寧波	5	62	47	21	19	154
南昌	0	3	19	19	8	49
福州	0	7	34	18	6	65
厦門	0	6	30	25	17	78
広州	0	35	129	35	21	220
シンセン	0	25	70	30	18	143
珠海	0	4	60	8	9	81
トンガン	1	13	17	14	16	61
海口	0	5	22	12	6	45
三亜	0	7	14	17	9	47
武漢	0	13	39	28	13	93
長沙	0	6	38	17	10	71
西安	0	9	63	26	9	107
蘭州	1	7	26	10	1	45
西寧	0	10	15	9	2	36
成都	3	15	51	27	10	106
貴陽	2	5	26	18	3	54
昆明	1	13	19	12	5	40
フフホト	0	9	10	8	4	31
銀川	0	2	20	7	1	30
ウルムチ	0	1	40	12	11	64
ラサ	0	9	23	7	1	40
南寧	0	21	26	11	5	63
桂林	0	11	39	12	5	67
全国合計	165	3,174	5,722	2,275	702	12,038

2013年10月現在、中国国家旅遊局が認定した星級飯店は上記の通りである。4直轄都市と各省各自治区の省都に加え、大連や西安など日本と関係が深い貿易都市と観光都市を加えた一覧表を作成した。

一番多いのは三星級で5,722軒、続いて二星級3,174軒、四星級2,275軒となり、五星級ホテルは中国全土に702軒ある。北京、上海など大都市は勿論であるが、江蘇省、浙江省の華東地区と広東省に四星級五星級のホテルが多い傾向にある。

ビジネス需要は回復傾向にあり都市部のホテルは少しずつ稼働率を上げている一方、政府の贅沢禁止令が緩和されない限り、各ホテルとも料飲収入の

増加は否定的である。また最大のインバウンドターゲットである韓国と日本の観光渡航が鈍っており、西安や桂林などの観光都市、大連や青島など地方貿易都市の苦戦は2014年も続くことが予想される。

中国観光旅行法

今まであまり明確に規定されていなかった観光旅行経営や観光旅行の安全、管理監督などを定めた「中国観光旅行法」が2013年4月開催の全人代常務委員会を通過し、2013年10月1日から施行された。十章、百十二条の項目から構成される旅行法で、法的責任も明確に記されたことにより、外国人旅行者にとっては安心への大きな一歩となる。

<建議>

- ①日本人就労ビザ取得に際し、北京市の場合は大学卒業以上であることが条件となっている。ホテル専門学校卒や観光専門学校卒にも優秀な実務経験者が多いので、ぜひ条件を緩和していただきたい。また大学卒業証書原本と学位証明書の提出が必要であるが、この条件も緩めていただくとありがたい。
- ②中国の観光業界活性化のためにも、日本人を含めた外国人旅行者の誘致に向けた広報宣伝活動の強化を当局にお願いしたい。
- ③旅行者より中国の道路で危険な目に遭遇したとの声が寄せられている。今後益々増えるであろう外国人旅行者の安全を守るためにも、歩行者優先のルール徹底をお願いしたい。
- ④日本人を含めた外国人ゲストのために、中国当局認定のCNNやNHK国際衛星放送を客室TVに導入しているが、中国関係の番組が放映されると画面が突然消えることがあり、TVが壊れたとのクレームを受けることがしばしばある。解決をお願いしたい。